

資料2

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
報告書（案）

—物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化—

令和7年 月 日

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

目 次

1. はじめに.....	1
2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化（営業品目を除く）	3
(1) 申請項目等の状況と研究会報告書の提言	3
(2) 検討の経緯	3
(3) 申請項目等の共通化の方法	4
(4) 共通・選択申請項目等の設定方法	6
(5) 共通・選択申請項目等の設定	8
3. 新規申請・更新申請に係る営業品目の共通化.....	10
(1) 営業品目等の状況	10
(2) 検討の経緯	12
(3) 営業品目等の共通化の方法	12
① 営業品目の共通化の方法	12
② 営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法	14
(4) 共通の営業品目等の設定方法	15
① 営業品目数（目安）の設定	15
② 共通の大分類の品目の案の作成	17
③ 共通の小分類の品目の案の作成	17
④ 共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等の案の作成	19
(5) 共通の営業品目等の設定	19
(6) 営業品目を選択する方法の共通化	20
4. 申請種別の共通化.....	23
(1) 申請種別の状況	23
(2) 申請種別の共通化	23
5. 変更申請・取消届に係る申請項目等の共通化.....	26
(1) 変更申請及び取消届の状況	26
(2) 検討の経緯	28
(3) 変更申請の共通化	28
① 変更申請の共通化の方法	28
② 共通・選択変更申請項目等の設定方法	30
③ 共通・選択変更申請項目等の設定	32
(4) 取消届の共通化	32
① 取消届の共通化の方法	32
② 共通取消届出項目等の設定	34
(5) 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化	34
① 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法	34
② 共通・選択合併等申請項目等の設定方法	36

③ 共通・選択合併等申請項目等の設定	37
6. 申請方法の共通化.....	38
(1) 申請方法の状況と研究会報告書の提言.....	38
(2) 検討の経緯.....	38
(3) 共通化する申請方法.....	38
(4) 共通の申請方法の設定.....	39
① 資格の有効期間	39
② 申請の受付方式	41
③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間	43
④ 隨時申請により資格が付与される期間・隨時申請の受付期間	45
⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間	50
⑥ 申請に使用する言語	52
⑦ 金額欄の記載方法	52
(5) 共通の申請方法と留意事項.....	53
7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性.....	54
(1) 研究会報告書の提言	54
(2) 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況等	54
(3) 入札参加資格審査申請システム等による事務処理フロー	62
(4) 都道府県単位・全国単位の共通システムの特徴と整備の方向性	65
(5) 共通システムの機能等の方向性	68
① 共通システムの機能の範囲	68
② 他の情報システムとの情報連携	69
③ 共通システムによる事務処理の概要	70
④ 建設工事等との関係	71
8. 今後の課題.....	73

別 紙

別紙 1 共通・選択申請項目.....	75
別紙 2 共通・選択必要書類.....	86
別紙 3 共通の営業品目（物品）	89
別紙 4 共通の営業品目（役務）	95
別紙 5 共通・選択変更申請項目／共通・選択変更必要書類.....	102
別紙 6 共通取消届出項目／共通取消必要書類.....	110
別紙 7 共通・選択合併等申請項目／共通・選択合併等必要書類.....	111
別紙 8 共通の申請方法.....	113

1. はじめに

地方公共団体の入札・契約については、機会均等、公正性、経済性等を全国的に確保する観点から、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)や地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等で定められている。その上で、その手続の詳細については、地方公共団体が地域の実情に応じて契約を締結できるよう、地方公共団体の規則等に委ねられており、地方公共団体は、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、地域の中小事業者をはじめとする様々な事業者の競争への参加機会を確保しながら、入札・契約を行うことができるようになっている。

一方、その結果として、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続をはじめとする調達関連手続(入札参加資格審査申請から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。)の申請等の項目や手続方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、デジタル化の進捗も地方公共団体ごとに異なっており、全国的には十分に進んでいない。これにより、例えば、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとって、地方公共団体ごとに異なる申請項目・申請方法等により、紙媒体で個別に申請する必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなっている。また、地方公共団体においても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要が生じるなど、事務負担が大きくなっている。

このような課題を背景として、総務省においては、令和3年10月に、国の申請項目等(申請項目及び必要書類のこと)を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目等として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を促している¹。

また、令和4年11月からは、その活用状況を踏まえつつ、総務省の「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、地方公共団体及び事業者の調達関連手続に係る事務処理の効率化や利便性の向上を図るために必要な取組の方向性が議論され、令和5年12月に報告書(以下「研究会報告書」という。)が取りまとめられたところである。

研究会報告書では、

- ・ 昨今、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、調達関連手続についてもデジタル完結・ワンストップ化を実現していくことが要請されており、このためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連シ

¹ 「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知)」(令和3年10月19日付け総行行第369号 総務省自治行政局行政課長通知)

- システムを整備して事務を処理できるようにすることを検討すべきこと
- ・ この実現のためにも、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の申請等の項目や手続方法等について、必要な範囲で共通化を図る必要があること
 - ・ これらの取組について、総務省職員と地方公共団体職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、地方公共団体における具体的な事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえて検討すべきであること

が提言されている。

研究会報告書の提言を踏まえ、「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下「本検討会」という。）が、令和6年3月に立ち上げられた。調達関連手続は、多数の手続から構成されているところ、本検討会においては、まず、府省庁においてすでに共通化の取組が進められており²、かつ、共通化・デジタル化による事務処理の効率化や利便性の向上の効果が大きいと考えられる物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組について、事業者にヒアリングを行うとともに、地方公共団体に対する調査・意見照会を行いながら必要な整理を行い、取りまとめを行った³。

² 国の調達関連手続のうち、「物品・役務」の調達手続については、各府省庁共通の「政府調達関連システム」によって行われている。

³ この間、令和6年10月には、内閣官房の国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「入札参加資格審査システム」が共通化を図る対象システムに選定されている（「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会））。本検討会では、同協議会における議論や、同協議会による地方公共団体への意見照会の結果も踏まえて検討を行った。

2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化（営業品目を除く）

(1) 申請項目等の状況と研究会報告書の提言

地方公共団体は、締結しようとする契約の適正な履行を確保するため、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者から入札参加資格審査申請を受け付け、各地方公共団体が定める審査基準に基づき審査を行い（必要に応じて格付け等も行い）、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準については、一般に、各地方公共団体において、年間平均生産高・販売高や自己資本額、営業年数、地域精通度に関する事項その他の事項や、これらの事項に応じた配点等が設定されているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。このため、審査基準を踏まえて設定されている入札参加資格審査の申請項目や必要書類についても多様なものとなっている。

研究会報告書では、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が地方公共団体ごとに異なることから、審査基準を一律に共通化することができないことを前提としつつ、申請項目等について、地方公共団体の設定状況を踏まえて、一定の範囲で共通化を図ることが提言されている。

具体的には、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、 i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようになることが提言されている。

- i 全地方公共団体共通の申請項目等
- ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等
- iii 地方公共団体独自の申請項目等

(2) 検討の経緯

研究会報告書の提言を踏まえ、本検討会では、まず、国が設定している申請項目等、総務省が令和3年に策定した標準項目等及び本検討会の構成員が設定している申請項目等を参考に、上記 i に相当する「共通申請項目」及び「共通必要書類」並びに ii に相当する「選択申請項目」及び「選択必要書類」のたたき台を作成し、令和6年6月に、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を行った。また、この照会に合わせて当該申請項目等の設定状況についても照会した⁴。

この照会において、地方公共団体から共通・選択申請項目等（共通申請項目、共

⁴ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和6年6月24日付け総行行第278号 総務省自治行政局行政課長通知）

通必要書類、選択申請項目及び選択必要書類のことをいう。以下同じ。)として追加又は変更すべきとの意見のあった申請項目等(984件)については、個別に分析し、必要に応じて、地方公共団体における設定状況や、共通・選択申請項目等として設定することの必要性について追加して照会を行った⁵。

これらの照会結果を踏まえ、共通・選択申請項目等の設定の考え方を整理するとともに、共通・選択申請項目等の案を作成し、令和6年12月に、地方公共団体に対してこれらの共通化案に係る意見照会を行った⁶。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、申請項目等の共通化の方法や、共通・選択申請項目等の設定方法、具体的な共通・選択申請項目等について結論を得たものである。

(3) 申請項目等の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

申請項目等の共通化の方法

以下の①及び②の申請項目等を定めて、地方公共団体が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができるようとする。

- ① 共通申請項目等（全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類）
- ② 選択申請項目等（申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができる共通の申請項目及び必要書類）
- ③ 独自申請項目等（地方公共団体独自の申請項目及び必要書類）

- ※ 「申請項目」は、申請に際して事業者が自ら入力するものをいう。
- ※ 「必要書類」は、申請する事業者以外の他の主体（行政機関や民間の認証機関等）が発行する証明書等の書類、入札参加資格審査申請以外の他の手続等で作成している既存資料、及びその他申請項目とは別に提出することが必要又は適当である資料をいう。

(共通・選択申請項目等の数に係る考え方)

一般に、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からは、申請項目等の数を少なくすることが望ましい。

一方で、地方公共団体が締結する契約の履行の品質を確保する観点からは、地

⁵ 令和6年9月11日及び令和6年11月6日に実施。

⁶ 令和6年12月25日に実施。

方公共団体が、契約の規模や内容の実態その他の地域の実情に応じて、事業者の資力、信用、能力、技術等の状況を判定するために十分な申請項目等を設ける必要がある。

また、このことに関連して、本検討会では、地方公共団体、特に市町村において、多くの契約で指名競争入札が活用されていることが報告されている⁷。

指名競争入札は、地方自治法施行令第167条の11第1項及び第2項並びに第167条の12第1項の規定により、あらかじめ入札参加資格を定め、入札参加資格を有する者のうちから、入札に参加させようとする者を指名することとされている。すなわち、地方公共団体は、指名基準等を定め、入札参加資格者名簿に掲載されている事業者の中から当該基準に適合する者を選定して指名しているが、当該選定をするに当たっては、あらかじめ、当該基準への適合性を確認するために必要な情報を把握しておく必要がある。

このような実態を踏まえ、共通・選択申請項目等については、事業者の申請に係る事務負担を考慮しつつ、地方公共団体が、事業者の資力、能力、技術等の状況に係る判定を適切に行うために、また、指名する事業者を選定するために必要な範囲で、経営の規模や状況等に係る申請項目等を一定程度設ける必要がある。

これは、法令を遵守しない事業者や適切に契約を履行できない事業者等の不良・不適格な事業者を排除し、適正な価格による公正な競争環境を構築することに資するものであり、申請項目等が必要な範囲で設定される限り、一般の事業者にとっても望ましいものと考えられる。

(共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係)

共通・選択申請項目等を設定する場合においても、これらの数が少なく、独自申請項目等が多数設定される場合には、特に、複数の地方公共団体に対して申請を行う事業者にとって、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上に係る効果は限定的となる。このため、申請を求める必要があると認められる申請項目等については、できる限り共通・選択申請項目等として設定し、共通化することが適当である。

また、共通申請項目等と選択申請項目等との関係に着目すると、仮に、共通・

⁷ 「最新地方自治法講座8 財務（2）」（ぎょうせい・P31）では、「一般競争入札による契約締結では、多くの契約が東京や大阪など日本の中心地域に所在する大企業が落札することとなり、地域振興や中小企業対策という政策的な見地からは問題があるので、発注者である地方公共団体が地元企業や中小企業が落札できる土俵設定を行ってきたという側面があることは否定できない」と指摘されている。

なお、指名に係る地域要件の設定に関し、平成18年の最高裁判所判決（最一小判平成18年10月26日最高裁判所裁判集民事221号627頁）がある。

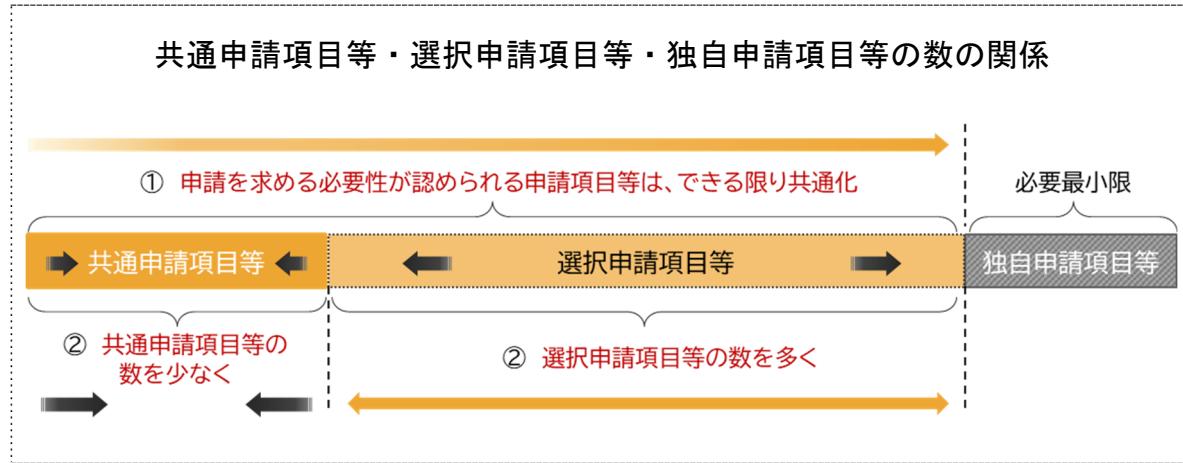
選択申請項目等のうち、共通申請項目等を多数設定し、選択申請項目等の数が少なくなる場合には、

- ・ 地方公共団体にとっては、現に申請の受付及び審査をしていない共通申請項目等の申請を受け付け、審査する必要
- ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者にとっては、現に申請をしていない共通申請項目等の申請を行う必要

が新たに生じ、申請及び審査双方に係る事務負担が大きくなることが見込まれる。

これに対して、共通申請項目等を最低限の数とし、代わりに選択申請項目等を多数設定する場合には、地方公共団体は、最低限設定されている共通申請項目等のほか、多数の選択申請項目等の中から、当該団体が必要とする申請項目等のみの申請を求めることができるようになり、このような問題を生じにくい。

これを踏まえ、共通化する申請項目等については、特に全ての地方公共団体において共通で申請を求めることが適当であると考えられるもの(共通申請項目等)を除き、選択申請項目等とすることが適当であると考えられる。



(4) 共通・選択申請項目等の設定方法

共通・選択申請項目等を具体に設定するに当たって、上記の考え方を踏まえつつ、その設定方法を以下のとおり設定した。

共通・選択申請項目等の設定方法

- ① 共通申請項目等とするもの
 - 事業者特定情報（本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。）であり、かつ、地方公共団体⁸の半数以上が設定しているもの（③に該当するものを除く。）
(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書（履

⁸ 入札参加資格審査を行っている地方公共団体（1, 694団体（47都道府県・1, 647市町村））。以下②において同じ。

歴事項全部証明書)

- ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの

(例) 申請先地方公共団体ごとの登録先、法人番号（事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの）

② 選択申請項目等とするもの

- i 適正性審査・格付情報（契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。）に該当するもの（③に該当するものを除く。）

(例) 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表

- ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの（③に該当するものを除く。）

(例) 組合員名簿

③ 共通・選択申請項目等としないもの（独自申請項目等となるもの）

- i 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの

(例) 地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数

- ii 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの

(例) 本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号

- iii 入札参加資格審査（適正性審査や格付け）に資さないと考えられるもの

(例) 従業員名簿（格付け等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない。）、課税事業者・免税事業者の別（格付け等に影響を与えない）

- iv 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの

(例) 入札参加資格審査申請書（紙）、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書

- v i から iv までのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

(例) ホームページアドレス、現に設定している（かつ意見照会において申請項目等として設定する必要があると回答している）地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

なお、③ivに関し、例えば、使用印鑑届や印鑑証明書については、現に、必要書類として設定している地方公共団体が一定数あるが、本検討会では、調達関連手続の電子化・オンライン化を図る方向で検討を進めていること、見積書等における押印見直しの取組があること、民間から電子契約サービスが提供されているなど代替手段があることを踏まえ、当該手続の電子化・オンライン化を促す観点からも、共通必要書類や選択必要書類として設定していない。

(5) 共通・選択申請項目等の設定

(4) の共通・選択申請項目等の設定方法に基づき、共通申請項目（60項目）及び選択申請項目（347項目）を別紙1のとおり、共通必要書類（3書類）及び選択必要書類（35書類）を別紙2のとおり設定した。

具体的な共通・選択申請項目等は別紙1及び別紙2のとおりであるが、その内容は、事業者の「基本情報」のほか、「経営の規模等」、「認定の取得等」、「法令遵守状況等」、「許認可等や技術者資格の状況」及び「個別の営業品目に関する事項」に関する申請項目等から構成されており、それぞれの申請項目等の数や意義は以下のとおりである。

共通・選択申請項目等の概要

内容	申請項目数			必要書類数			総計	例	意義
	共通	選択	合計	共通	選択	合計			
基本情報	60	1	61	3	3	6	67	・本社住所 ・登記事項証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。
経営の規模等 <small>製造・販売の実績、従業員の数、資本の額等</small>	0	82	82	0	7	7	89	・常勤職員数 ・自己資本額 ・財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。
認定の取得等	0	17	17	0	6	6	23	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加点要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。
法令遵守状況等	0	43	43	0	17	17	60	・暴力団員等 ・非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。
許認可等や 技術者資格 の状況	0	188	188	0	2	2	190	・許可等の証明書等 ・技術者資格	契約の履行に必要となる許認可や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。
個別の営業品目 に関する事項	0	16	16	0	0	0	16	・印刷設備の状況等	個別の営業品目に関する事項の能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。
合計	60	347	407	3	35	38	445	-	-

共通・選択申請項目等については、(3) の考え方を踏まえ、(4) の設定方法に基づき、申請を求める必要があると認められる申請項目等についてはできる限り共通化するとともに、共通申請項目等の数を少なくしつつ、選択申請項目等を多数設定している。この結果、共通化する申請項目等のうち、選択申請項目等が 8 割以上 (85.8%) を占めている。

共通・選択申請項目等の数の合計は、445 と多数となっているが、これにより、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、一括して申請をすることができる申請項目等の数が多くなり、現行と比べ、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上が図られるものと考えられる⁹。

また、共通申請項目等の数を少なくしつつ、選択申請項目等を多数設定していることから、地方公共団体にとっては、地域の実情に応じて必要な申請項目等のみの申請を受け付け、審査することができ、単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者にとっても、現行と同程度の申請項目等により申請を行うことができるようになるものと考えられる。

⁹ なお、選択申請項目等の数には、「許可・認可・登録等の証明書等」や「技術者資格（人数）」等のように、一定の条件に該当する場合にのみ申請を要するものや、選択肢の数が含まれておらず、事業者が実際に申請を行う申請項目等の数は、この数よりも少なくなる。

3. 新規申請・更新申請に係る営業品目の共通化

(1) 営業品目等の状況

一般に、地方公共団体は、申請項目等として、印刷・製本、車両、燃料、建物等設備保守・点検・管理等の契約の種類に応じた営業品目を設定し、事業者に対し、入札への参加を希望する営業品目を選択するよう求めている。

この営業品目は、他の申請項目等と同様に、地方公共団体が、契約の規模や内容、地域の事業者の状況、指名競争入札の運用状況等その他の地域の実情を踏まえて定めてきたものであり、品目の名称、数等が地方公共団体ごとに大きく異なっている。

例えば、本検討会の構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体（以下「共同受付団体」という。）が設定している営業品目数を比較すると、物品の大分類¹⁰の品目数は、最も多い地方公共団体で61、最も少ない地方公共団体で12となっており、小分類の品目数は、最も多い地方公共団体で572、最も少ない地方公共団体では設定していない。また、役務の大分類¹¹の品目数は、最も多い地方公共団体で35、最も少ない地方公共団体で8となっており、小分類の品目数は、最も多い地方公共団体で232、最も少ない地方公共団体では設定していない状況となっている。

地方公共団体の営業品目数の状況

	共同受付	物品(買受けも含む)		役務		合計	
		大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
愛知県	○	39	257	16	132	55	389
滋賀県		33	330	24	189	57	519
千葉県	○	30	233	18	151	48	384
盛岡市	○	16	62	11	89	27	151
町田市	○	30	383	33	232	63	615
柏屋町		13	—	8	—	21	—
山梨県市町村総合事務組合	○	31	126	15	97	46	223
群馬県	○	35	214	18	129	53	343
埼玉県	○	42	572	8	106	50	678
神奈川県	○	61	417	35	180	96	597
長野県	○	12	67	32	—	44	67
島根県	○	14	74	16	25	30	99
大分県	○	23	175	11	78	34	253

 : 営業品目数が最多  : 営業品目数が最少

※ 資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。

※ 滋賀県については、上記のほか、中分類(203品目)を設定している。

※ 島根県の役務については、庁舎管理関係業務に限定して共同受付を行っており、・大分類・小分類の営業品目数の検討対象から除いている。

¹⁰ ここでは、資格の区分（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）を大分類としている地方公共団体については、その下位の分類（中分類等）を大分類とみなしている。

¹¹ 同上。

また、事業者が営業品目を無制限に選択できる場合、事業者が、本来取り扱っていない営業品目の資格を取得することが容易となる可能性がある。不良・不適格な事業者については、個々の入札時に、その契約の内容に応じた個別具体的な入札参加資格を設定すること等により排除することができる一方、特に、指名競争入札を行う地方公共団体では、指名する時点において、不良・不適格な事業者を選定するリスクが高まる可能性がある。加えて、契約の履行の品質を確保する観点からは、契約の種類に応じて、当該契約の履行を得意とする事業者を選定することが望ましい。

このため、地方公共団体においては、必要に応じて、事業者が営業品目を選択する方法、具体的には、選択することのできる営業品目数や、選択した営業品目ごとの希望順位及びその数を定めている場合がある。

これらの設定状況についても、地方公共団体ごとに異なっており、例えば、営業品目ごとの希望順位を申請するよう求めている地方公共団体について、都道府県は20団体(42.6%)、市区町村は566団体(34.4%)となっている。また、申請するよう求めている希望順位の数については、5位までとしている団体が160団体(27.3%)、10位までとしている団体が140団体(23.9%)、3位までとしている団体が127団体(21.7%)となっている。

申請を求めている営業品目の希望順位の状況

	都道府県		市区町村		合計	
1位まで	0	0.0%	37	6.5%	37	6.3%
2位まで	0	0.0%	19	3.4%	19	3.2%
3位まで	8	40.0%	119	21.0%	127	21.7%
4位まで	0	0.0%	22	3.9%	22	3.8%
5位まで	7	35.0%	153	27.0%	160	27.3%
6位まで	2	10.0%	15	2.7%	17	2.9%
7位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
8位まで	0	0.0%	9	1.6%	9	1.6%
9位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
10位まで	2	10.0%	138	24.4%	140	23.9%
20位まで	0	0.0%	15	2.7%	15	2.6%
その他	1	5.0%	33	5.8%	34	5.8%

さらに、地方公共団体においては、営業品目の選択に合わせて、当該営業品目に係る契約を履行するに当たって必要となる営業等の許可・認可・登録等の証明書等の提出を求めている場合があるが、この提出の要否やその種類についても地方公共団体ごとに異なっている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、営業品目等を共通化する方法や、共通化する具体的な営業品目等についても検討を行った。

(2) 検討の経緯

本検討会では、まず、国及び本検討会の構成員が設定している営業品目を参考に、共通の営業品目及び営業等の許可・認可・登録等の証明書等のたたき台を作成し、令和6年6月に、地方公共団体に対してこれらの営業品目等に係る意見照会を行った¹²。また、令和6年9月に、営業品目の希望順位の設定状況について追加して照会を行った¹³。

これらの照会結果を踏まえ、また、共同受付団体の営業品目も参考にして、共通の営業品目及び営業等の許可・認可・登録等の証明書等の設定方法や事業者が営業品目を選択する方法を整理するとともに、具体的な共通の営業品目等の案を作成し、令和7年1月に、地方公共団体に対してこれらの共通化案に係る意見照会を行った¹⁴。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、営業品目等の共通化の方法や、営業品目を選択する方法、具体的な共通の営業品目等について結論を得たものである。

(3) 営業品目等の共通化の方法

① 営業品目の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査申請の営業品目については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業品目の共通化の方法

- ・ 地方公共団体共通の営業品目として大分類及び小分類の品目をそれぞれ設定する。
- ・ 大分類の品目については共通申請項目とし、全地方公共団体共通で申請を求めることとする。
- ・ 小分類の品目については選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 事業者は、希望する営業品目を申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとする。

¹² 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和6年6月24日付け総行行第278号 総務省自治行政局行政課長通知）

¹³ 令和6年9月11日に実施。

¹⁴ 令和7年1月30日に実施。

(大分類及び小分類の品目の設定)

(1) のとおり、営業品目数は、地方公共団体ごとに、契約の規模や内容、地域の事業者の状況、指名競争入札の運用状況等その他の地域の実情が異なることに伴い、様々となっており、大分類の品目のみを設定し、小分類の品目を設定していない地方公共団体がある一方で、大分類の品目に加えて小分類の品目を詳細に設定している地方公共団体もある。

このような状況において、共通の営業品目を全ての地方公共団体が採用できるようなものとするためには、大分類の品目に加えて小分類の品目を設定し、地方公共団体が必要に応じて詳細な営業品目について申請を求めることができるようとする必要があると考えられる。

これを踏まえ、共通の営業品目として、大分類及び小分類の品目を設定することとしている。

(共通・選択申請項目としての設定)

本項目自体は、事業者が取り扱っている営業品目の申請を求めるものであって、格付けに直接の影響を及ぼすものではなく、また、約9割の地方公共団体が申請を求めていることから、2(4)で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」「①共通申請項目等とするもの」iに該当する。このため、大分類の品目については、共通申請項目としている。

他方で、小分類の品目については、現に営業品目を詳細に設定していない地方公共団体では申請を求める必要がないところ、これを共通申請項目とする場合には、当該地方公共団体のみに申請を行っている事業者にとっては、不要な情報を新たに申請する必要が生じることとなる。

このため、小分類の品目については、選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、大分類の品目については共通申請項目とし、小分類の品目については選択申請項目としている。

なお、共通の営業品目は、地方公共団体が締結する全ての契約の種類を包含するものとして作成しており、地方公共団体が、共通の営業品目とは別に、独自申請項目として営業品目を追加することは想定していない。

(申請先地方公共団体ごとの選択)

特に営業所を設けている事業者においては、営業所ごとに取り扱う営業品目が異なる場合があるものと想定される。このような中で、事業者が選択することのできる営業品目の組合せを全地方公共団体で共通とし、地方公共団体ごとに変更できないものとすることは、事業者の地域ごとの営業等の実態に合わず、不適当であると考えられる。

これを踏まえ、事業者が各地域における営業等の実態に合わせて営業品目を選

択することができるようにするため、共通の営業品目については、申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとしている。

なお、希望する営業品目を営業所ごとに選択する方法によることも考えられるが、この方法は、後述する営業品目の希望順位を営業所ごとに付すことによって、営業所の数が多い事業者ほど、地方公共団体ごとに多数の希望順位を付すことができるようになり、事業者間の不公平を生じるおそれがあることから採用していない。

② 営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査申請の営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法

- ・ 地方公共団体共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を小分類の品目ごとに選択必要書類として設定し、提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 地方公共団体が提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に、当該証明書等を提出することとする。

(選択必要書類としての設定)

営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、2(4)で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」「②選択申請項目等とするもの」iに該当することから、選択必要書類としている。

なお、地方公共団体においては、営業等の許可・認可・登録等の証明書等に含まれるものとして、小分類の品目ごとに「技術者の資格者証」を設定している場合があるが、2で作成した選択必要書類として、当該証明書等とは別に「技術者の資格者証（技術者が複数名の場合は1名分）」を設定していることから、当該証明書等には、技術者の資格者証を含めていない。

(提出の方法)

地方公共団体が提出を求めている当該証明書等に係る許可・認可・登録等には、当該登録等を受けなくとも営業等を行うことができるもの（任意の登録制度であるもの等）がある。また、入札参加資格審査申請を行うに当たって、当該証明書等の提出を必須としている地方公共団体がある一方で、提出を任意としている地方公共団体や、提出を求めていない地方公共団体があるなど、地方公共団体ごとに提出の要否が異なっている。

このような状況において、仮に、地方公共団体が選択必要書類として当該証明

書等の提出を求める場合に、当該証明書等の提出を申請の必須要件とすると、これまで当該証明書等を提出することなく入札参加資格を取得して、適正かつ適法に契約を履行していた事業者が、共通化に伴い資格を取得することができなくなり、受注機会を失うおそれがあることから適當ではない。

これを踏まえ、地方公共団体が当該証明書等の提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に限って、当該証明書等を提出するものとしている。

申請を受けた地方公共団体は、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、事業者からの当該証明書等の提出有無を踏まえて審査を行い、入札参加資格を付与するか否かをそれぞれ判断することとなる。

また、当該許可・認可・登録等には、一般廃棄物処理業の許可のように、営業等を行おうとする区域ごとに当該許可等を受ける必要のあるものがある。広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにおいて申請を一括して受け付ける場合には、このような許可等に係る証明書等は、当該営業品目の資格を取得しようとする地方公共団体ごとに必要な許可等の証明書等の全てについて、提出を要するものとすることが適當である¹⁵。

(4) 共通の営業品目等の設定方法

上記の考え方を踏まえつつ、共通の営業品目等について、以下の方法により設定した。

① 営業品目数（目安）の設定

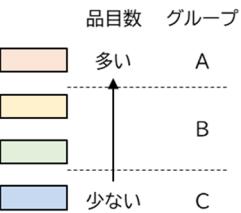
本検討会の構成員及び共同受付団体が設定している営業品目数について、資格の種類（「物品」・「役務」）及び分類（「大分類」・「小分類」）ごとに比較し、相対的に営業品目数が「多い」（グループA）、「中程度」（物品の小分類については「やや多い」及び「やや少ない」）（グループB）及び「少ない」（グループC）に分類した。

その上で、各グループに属する地方公共団体の営業品目数を参考に、共通の営業品目数の目安を複数作成した。

¹⁵ 例えば、a市で営業等を行うためにA県の許可が必要であり、指定都市であるb市で当該営業等を行うためにb市の許可が必要である場合には、a市とb市に当該営業品目に係る申請を行うに当たって、A県とb市から受けた当該許可に係る証明書を提出する必要がある。

営業品目数に応じた分類結果

	共同受付	物品(買受けも含む)		役務		合計	
		大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
愛知県	○	39	257	16	132	55	389
滋賀県		33	330	24	189	57	519
千葉県	○	30	233	18	151	48	384
盛岡市	○	16	62	11	89	27	151
町田市	○	30	383	33	232	63	615
粕屋町		13	—	8	—	21	—
山梨県市町村 総合事務組合	○	31	126	15	97	46	223
群馬県	○	35	214	18	129	53	343
埼玉県	○	42	572	8	106	50	678
神奈川県	○	61	417	35	180	96	597
長野県	○	12	67	32	—	44	67
島根県	○	14	74	16	25	30	99
大分県	○	23	175	11	78	34	253



※ 資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。

※ 滋賀県については、上記のほか、中分類(203品目)を設定している。

※ 島根県の役務については、庁舎管理関係業務に限定して共同受付を行っており、大分類・小分類の営業品目数の検討対象から除いている。

共通の営業品目数の目安

(物品一大分類)

目安	営業品目数 (目安)	目安の設定方法
A	41品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
B	30品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均
C	14品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(物品一小分類)

目安	営業品目数 (目安)	目安の設定方法
a	350品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	235品目	品目数がやや多い地方公共団体の平均
b'	151品目	品目数がやや少ない地方公共団体の平均
c	68品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(役務一大分類)

目安	営業品目数 (目安)	目安の設定方法
A	31品目	品目数の多い地方公共団体の平均
B	17品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均
C	10品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(役務一小分類)

目安	営業品目数（目安）	目安の設定方法
a	190品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	130品目	品目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
c	93品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

② 共通の大分類の品目の案の作成

大分類の品目について、まず、①で作成したグループAに属する地方公共団体が設定している営業品目を参考に、①で作成した目安Aと同程度の大分類の品目の案1（物品41品目、役務30品目）を作成した。次に、グループBに属する地方公共団体が設定している営業品目を参考に、目安Bと同程度の大分類の品目の案2（物品31品目、役務16品目）を作成した。そして同様の方法により、目安Cと同程度の大分類の品目の案3（物品13品目、役務10品目）を作成した。

その上で、これらの各案のうち、いずれの案を共通の営業品目とするかについては、地方公共団体に対して意見照会した上で検討することとした。

③ 共通の小分類の品目の案の作成

大分類の品目をさらに細分化した小分類の品目については、特に品目数が多く、地方公共団体ごとに品目の名称や数が大きく異なっており、また、品目の名称が同じであっても、その意義が異なる場合もある。こうした中、地方公共団体からは、営業品目を共通化するに当たっては、統一的な指標等を用いる必要があることが指摘されている。

これを踏まえ、小分類の品目については、総務省が統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的として定めている財及びサービスの分類である「生産物分類（2024年設定）」（令和6年3月18日総務省政策統括官（統計制度担当）決定。以下「生産物分類」という。）¹⁶を使用して作成することとした。

まず、

- ・ 物品については、生産物分類中、第14回改定日本標準産業分類（令和5年7月告示。以下「日本標準産業分類」という。）の「I 卸売業、小売業」に該当

¹⁶ 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である日本標準産業分類等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。本分類における生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

する生産物分類の「統合分類」又は「詳細分類」¹⁷

- ・ 役務については、生産物分類中、分類項目名が「○○サービス」¹⁸とされて
いる「統合分類」又は「詳細分類」

を抽出するとともに、

- ・ 地方公共団体から、営業品目として設定すべきとの意見のあった品目のうち、
生産物分類において「統合分類」又は「詳細分類」として分類されていないも
の（例：「給食用材料」、「除雪・排雪運搬業務」等）

を、これに追加して一覧化した（以下、一覧化したものを「営業品目候補一覧」
という。）。

次に、①で作成したグループAに属する地方公共団体が設定している営業品目
と営業品目候補一覧の品目を比較し、①で作成した目安aと同程度の営業品目数
となるよう、これらの地方公共団体が設定している営業品目と同内容の品目を営
業品目候補一覧から抽出して、小分類の品目の案1（物品354品目、役務17
7品目）を作成した¹⁹。

さらに、小分類の品目の案1とグループBに属する地方公共団体が設定して
いる営業品目を比較し、目安bと同程度の営業品目数となるよう、これらの地方
公共団体が設定している営業品目と同内容の品目を案1から抽出して、小分類の品
目の案2（物品228品目（案2-1）及び153品目（案2-2）、役務132
品目）を作成した。そして、同様の方法により、目安cと同程度の営業品目数の
小分類の品目の案3（物品74品目、役務93品目）を作成した。

その上で、これらの各案のうち、いずれの案を共通の営業品目とするかについ
ては、地方公共団体に対して意見照会した上で検討することとした。

¹⁷ 生産物分類は、日本標準産業分類の各産業から産出された主たる生産物を分類したものであ
り、最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」の2階層の分類とされ
ている。

¹⁸ 統合分類の「建設コンサルタントサービス」、「測量サービス」、「地質調査サービス」及び「補
償コンサルタントサービス」については、国の営業品目の分類を参考に、「役務」ではなく「測
量・建設コンサルタント」の資格に分類することとし、「役務」の共通の営業品目に係る本検討
においては除外している。

¹⁹ 生産物分類において1の分類項目として分類されているものであっても、本検討会の構成員
や共同受付団体が複数の営業品目に分類しているものについては、複数の品目に分けて設定し
た（例えば、生産物分類「統合分類」の1つである「建物保全管理サービス」は、共通の営業品
目では、同サービスに含まれるものとして例示されている「電気通信設備保全管理」、「空調設
備保全管理」、「消防設備保全管理」及び「エレベーター設備保全管理」に分類している。）。

営業品目の名称は、生産物分類の分類項目名を用いることを基本とし、生産物分類において
分類されていないものや、上記のように生産物分類の分類項目を複数の品目に分けて設定した
ものについては、本検討会の構成員や共同受付団体が設定している名称を参考に設定した。

営業品目候補一覧から抽出しなかった品目は、小分類の品目中「その他」に含むものとする。

④ 共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等の案の作成

共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、本検討会の構成員及び共同受付団体が提出を求めているものや、地方公共団体から当該証明書等として設定すべきとの意見があったものを参考に、小分類の品目ごとに設定した。

(5) 共通の営業品目等の設定

(4) で作成した共通の営業品目の各案について、共通の営業品目として採用することが最も望ましいと考えられるものを地方公共団体に対して照会したところ、結果は以下のとおりであった。

地方公共団体への意見照会結果（共通の営業品目として望ましいもの）

物品の大分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案1（41品目）	346団体（20.4%）
案2（31品目）	911団体（53.8%）
案3（13品目）	437団体（25.8%）

物品の小分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数 ²⁰
案1（354品目）	307団体（20.7%）
案2-1（228品目）	412団体（27.8%）
案2-2（153品目）	418団体（28.2%）
案3（74品目）	346団体（23.3%）

役務の大分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案1（30品目）	544団体（32.1%）
案2（16品目）	751団体（44.3%）
案3（10品目）	399団体（23.6%）

役務の小分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数 ²¹
案1（177品目）	416団体（28.7%）
案2（132品目）	592団体（40.8%）
案3（93品目）	444団体（30.6%）

²⁰ 「小分類は採用しない予定」と回答した211団体を除く。

²¹ 「小分類は採用しない予定」と回答した242団体を除く。

また、本照会においては、地方公共団体から、共通の営業品目に追加又は変更すべき営業品目に係る意見も提出された。

この照会結果を踏まえ、共通の営業品目については、いずれも案2（物品の小分類については案2－2）を採用することとしつつ、地方公共団体から追加又は変更すべきとの意見のあった営業品目のうち、必要があると認められるものの追加等を行った上で、物品に係る共通の営業品目（大分類の品目（32項目）・小分類の品目（177項目））及び役務に係る共通の営業品目（大分類の品目（17項目）・小分類の品目（144項目））並びに共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を別紙3（物品）及び別紙4（役務）のとおり設定した。

（6）営業品目を選択する方法の共通化

地方公共団体の物品・役務等の営業品目を事業者が選択する方法については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業品目を選択する方法の共通化の方法

- ・ 「営業品目の希望順位」を選択申請項目として設定し、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 希望順位は、大分類の品目について5位まで設定できるものとする。
- ・ 事業者が選択することのできる営業品目数に制限を設けないものとする。
- ・ 「取扱いメーカー」を選択申請項目として設定し、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。

（営業品目の希望順位）

（1）のとおり、営業品目の希望順位等については、契約の履行の品質を確保する観点から、地方公共団体が必要に応じて申請を求めるものであり、2（4）で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」「②選択申請項目等とするもの」iに該当することから、選択申請項目としている。

地方公共団体が申請するよう求めている希望順位の数は、地方公共団体ごとに異なっており、その設定方法についても、地域の実情に応じて異なっているものと考えられるが、いずれにしても、その数が、営業品目の数に対して過多又は過少である場合には、事業者が適切に希望順位を付すことができなくなり、地方公共団体にとっても、指名する事業者の選定等の事務処理に不都合を生じることとなる。このような観点から、地方公共団体からも、共通化する希望順位の数につ

いて、共通の営業品目数に応じて設定することが考えられるとの意見がある²²。

これを踏まえ、共通化する希望順位の数については、共通の営業品目数に応じて設定することとし、具体には、実際に当該共通の営業品目数と同程度の営業品目数を設定している地方公共団体における希望順位の数の設定状況を参考にして設定することとした。

(5) のとおり、共通の営業品目数について、大分類は、物品32品目、役務17品目で合計49品目となっている。そこで、49品目程度の営業品目を設定している地方公共団体²³における希望順位の数の設定状況を見ると、大分類にのみ希望順位を付すこととしている地方公共団体は86団体(29.5%)、大分類及び小分類の双方に希望順位を付すこととしている地方公共団体は2団体(0.7%)、小分類のみに希望順位を付すこととしている地方公共団体は12団体(4.1%)となっている。また、具体的な希望順位の数は、平均で4.9位までとなっている。

このような実態を踏まえ、共通の希望順位については、大分類の品目について5位まで設定することができるものとした。

なお、小分類に希望順位を付すこととしている地方公共団体もあるが、

- ・ このような地方公共団体は、共通の営業品目数と同程度の営業品目数を設定している地方公共団体においては少数であること
- ・ (3) ①のとおり、事業者が、希望する営業品目を申請先地方公共団体ごとに選択する場合において、地方公共団体ごとに、大分類の品目に加えて、小分類の品目の希望順位を個々に設定することとすると、事業者の申請に係る事務負担が著しく大きくなるおそれがあること

を踏まえ、小分類の品目については、希望順位を付さないものとしている。

(選択することのできる営業品目数の制限及び取扱いメーカー)

また、事業者が選択することのできる営業品目数を制限しなくとも、当該希望順位を参考にすることによって、指名競争入札を行う地方公共団体においては、不良・不適格な事業者を選定するリスクを低減させるとともに、具体的な契約の種類に応じて、当該契約の履行得意とする事業者を選定することができるようになるものと考えられることから、共通の営業品目については、事業者が選択する

²² 令和7年1月30日に実施した意見照会において提出された意見。

²³ 共通の営業品目数（大分類49品目）の前後5品目（44品目から54品目まで）の営業品目を設定している地方公共団体（292団体）。このうち、191団体は、希望順位の設定をできるようにしていらない。また、1団体は、大分類、小分類のほか、中分類を設定しており、中分類に順位を付すこととしている。

ことのできる営業品目数に制限を設けていない²⁴。

取扱いメーカーについては、地方公共団体から共通・選択申請項目とすべきとの意見があったことや地方公共団体の採用状況を踏まえて、選択申請項目として設定したものである。

²⁴ 事業者が選択することのできる営業品目数を制限しないことは、各営業品目の資格を有する事業者数の増加につながり、入札不調・不落の減少に寄与する可能性がある。

4. 申請種別の共通化

(1) 申請種別の状況

事業者が申請した情報については、本社の移転、代表者の変更、合併・分割等による組織形態の変更等により変更される場合がある。また、廃業等に伴い、事業者が有している入札参加資格を取り消す必要が生じる場合がある。このため、地方公共団体は、新たに資格を取得しようとする、又は資格を継続しようとする場合に行う「新規申請」や「更新申請」のほか、「変更申請」や「取消届」等の申請種別を設け、事業者に対して、特定の事由に該当した場合には、当該事由に応じた申請種別により地方公共団体に申請するよう求めている。

この申請種別の名称や当該種別による申請の対象となる事由については、これまで、各地方公共団体が自らの審査基準や申請項目等に応じて定めてきたものであることから、地方公共団体ごとに異なっている。

例えば、「取消届」については、当該名称のほか、「廃業届」、「抹消届」等の名称を用いている場合があり、また、「更新申請」や「変更申請」について、名称が同じであっても、対象となる申請事由が異なる場合がある。

しかしながら、申請種別自体は、事業者の申請内容に違いを生じさせるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められない。このことは、国と地方公共団体との間でも同様であると考えられるため、本検討会では、国の物品・役務等に係る入札参加資格審査（全省庁統一資格審査）の申請種別を参考に、共通の申請種別について検討を行った。

(2) 申請種別の共通化

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請種別については、以下のとおり共通化することが考えられる。

申請種別の共通化の方法

申請種別は、以下のとおり共通化することとする。

- ① 新規申請 初めて資格を取得する（前期の資格を持たない）場合に行う申請
- ② 更新申請 資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合に行う申請
- ③ 変更申請 新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合に行う申請
- ④ 取消届 廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等に行う届出

国の申請種別については、以下のとおり設定されている。

- ・ 新規申請（初めて資格を取得する（前期の資格を持たない）場合）

- ・ 更新申請（資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、取得した資格の再審査を受ける場合）
- ・ 変更申請（新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合）
- ・ 取消届（廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等）

更新申請の「取得した資格の再審査を受ける場合」とは、事業者が「自ら計算した結果等級に変動が発生する場合」²⁵を、変更申請の「登録した情報に変更があった場合」とは、「資格の記載事項が変更になる場合」²⁶をいい、事業者は、申請した情報に変更があった場合には、自ら等級に係る計算を行い、更新申請又は変更申請のいずれにより申請すべきかを確認することとなる。

仮に、地方公共団体共通の申請種別を国と同様に設定する場合、地方公共団体の審査基準がそれぞれ異なっていることから、事業者は、地方公共団体ごとに、当該確認を行うことが必要となる。これは、特に複数の地方公共団体の資格を有している事業者にとって、申請に係る事務負担が大きくなるものと考えられる。また、地方公共団体にとっても、事業者からの等級変動の有無に係る問合せが増加する等、申請の受付に係る事務負担が大きくなる可能性がある。

このため、申請した情報に変更があった場合における地方公共団体に対する申請の種別については、等級に変更が発生するか否かに関わらず、一本化することが適当であると考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体共通の申請種別については、国の申請種別（新規申請、更新申請、変更申請又は取消届）を基本としつつ、更新申請の対象から「取得した資格の再審査を受ける場合」を除くこととした。すなわち、事業者は、申請した情報に変更があった場合には、等級に変動が発生する場合も含めて変更申請を行うこととなるものである。

新規申請及び更新申請に係る共通申請項目等については、2及び3のとおりであり、変更申請及び取消届に係る共通の申請項目等については、後述する5において整理している。

²⁵ 「政府電子調達（G E P S）操作マニュアル 資格審査申請 インターネット申請編」（令和7年1月）P10

²⁶ 同上

地方公共団体共通の申請種別と国の申請種別の比較

地方公共団体共通の申請種別		国の申請種別	
申請種別	申請対象	申請種別	申請対象
①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合	①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合
②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合	②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、取得した資格の再審査を受ける場合
③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合	③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等	④取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

5. 変更申請・取消届に係る申請項目等の共通化

(1) 変更申請及び取消届の状況

新規申請及び更新申請と同様に、変更申請及び取消届の申請項目等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、申請対象となる具体的な申請事由についても地方公共団体ごとに異なっている。

例えば、変更申請の対象となる具体的な申請事由（項目）について、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、本社住所、商号又は名称等の事業者特定情報から構成される共通申請項目については、概ね変更申請の対象とされている一方、製造・販売実績等や自己資本額等の主に適正性審査・格付情報から構成される選択申請項目については、審査基準が異なっていることを背景として、地方公共団体ごとに変更申請の要否が異なっており、変更申請の対象としていない地方公共団体も多い。

変更申請の対象となる申請事由（項目）の設定状況

申請項目	事業者 特定情報	適正性 審査・ 格付情報	変更申請をする必要がある申請項目							
			国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	柏原町	山梨県市 町村総合 事務組合
共通申請項目	本社住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本社電話番号等	○		○	○	○	○		○	○
	商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	代表者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	担当者	○	※1			※1		○		
	営業所等情報	○	○	○	○	○	○		○	○
	営業品目	○	○	○	○	○			○	○
選択申請項目	官公需適格組合情報	○		○						
	主たる事業の種類	○		○						
	製造・販売実績等	○	任意※2							
	自己資本額等	○	任意※2	○	○			○		
	経営状況(流動比率)	○	任意※2							
	常勤職員等の人数	○		○						
	ISO関係認証取得状況	○		○				○		
	設備の額	○	任意※2							
	営業歴(営業年数)	○	任意※2							
	技術者資格(人数)	○		○						
	営業実績情報	○				任意				
	資本関係/人的関係	○					○			

(なお、以上のほか、実印、使用印、代理人印等の変更申請を求めている団体がある。)

※1 システム上、変更申請をする際に、必要に応じて担当者を変更する仕様となっている

※2 国においては、「合併・分社等における申請」「その他事由の場合」「等級変動」の事由に基づく更新申請として整理されている

取消届の対象となる具体的な申請事由についても、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合、事業者が廃業した場合、及び資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）を対象としている地方公共団体が多いが、必ずしも全ての地方公共団体において同様に設定しているものではない。

取消届の対象となる事由の設定状況

国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	柏屋町	山梨県市町村 総合事務組合
・申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であつた申請者が消滅会社となる場合	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であつた申請者が消滅会社となる場合	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であつた申請者が消滅会社となる場合	・廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合（一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消す場合は、変更申請）		・有資格者の事情により、その資格の全部又は一部を取り消す必要が生じたとき ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき ・入札参加資格の取下げ（事業の縮小等）	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であつた申請者が消滅会社となる場合 ・事業者が廃業した場合	(定めなし)
・事業者が廃業した場合	・事業者が廃業した場合	・事業者が廃業した場合		・事業者が廃業した場合			
・資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）	・資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）	・資格が必要なくなった場合（事業者が抹消を希望する場合等）			・営業品目が条件を満たさない状態となつたとき		

また、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等により、事業者が申請した情報に変更が生じる場合や、事業者が消滅する場合がある。このため、一般に、地方公共団体は、当該変更に係る特別な申請項目等を設定し、組織形態の変更等があつた場合に、その事由に応じて変更申請や取消届等を行うよう事業者に求めているが、当該申請項目等や個々の事由に応じた申請種別は、地方公共団体ごとに異なっている。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別の状況

申請事由(例)	申請者	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	柏屋町	山梨県市町村 総合事務組合
新設合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	・C社 ・A社・B社	・新規申請 ・取消届	・新規申請 ・廃業届	・新規申請 ・抹消届	・随時申請 (新規) ・取消申請	・新規申請 ・一	・新規申請 ・取消申請 ・廃業届	・新規申請 ・一
吸收合併①	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合	・A社 ・B社	・更新申請 ・取消届	・一 ・廃業届	・一 ・抹消届	・一 ・取消申請	・変更申請 又は ・変更申請 (取消)	・変更・継続申請 ・取消申請 ・廃業届	・一 ・一
吸收合併②	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合	・A社 ・B社	・新規申請 ・取消届	・新規申請 ・廃業届	・新規申請 ・抹消届	・随時申請 (新規) ・取消申請	・新規申請 ・一	・新規申請 ・取消申請 ・廃業届	・新規申請 ・一
吸收分割	有資格のD社がE社とF社に分割され、D社の等級は変わらないか(住所・商号又は名称等)に変更がある場合	・D社	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請

このような状況を踏まえ、本検討会では、新規申請及び更新申請に係る共通・選択申請項目等と同様に、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等がある場合を含めた変更申請及び取消届に係る共通の申請項目等について検討を行った。

また、4(1)と同様に、各申請種別の対象となる具体的な申請事由等についても、事業者の申請内容に違いを生じさせるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、この共通化についても検討を行った。

(2) 検討の経緯

本検討会では、新規申請及び更新申請に係る共通・選択申請項目等の検討状況に応じて、国及び本検討会の構成員が設定している変更申請等に係る申請項目等や申請事由を参考に、変更申請等の共通の申請項目等や申請事由の案を作成し、令和6年12月に、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を行った²⁷。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、変更申請等の共通化の方法や変更申請等に係る具体的な共通の申請項目等について結論を得たものである。

(3) 変更申請の共通化

① 変更申請の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格の変更申請に係る具体的な申請事由や申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

変更申請の共通化の方法

変更申請に係る具体的な申請事由や申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体的な申請事由

- ・ 申請した共通申請項目（性質上、変更することが想定されないものを除く。）に変更があった場合
- ・ 申請した選択申請項目（性質上、変更することが想定されないものを除く。）に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合
- ・ 申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合

²⁷ 令和6年12月25日に実施。

ii 申請項目等

以下の a 及び b の変更申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の変更申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて c の変更申請項目等を設けることができるようとする。

- a 共通変更申請項目等（全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類）
- b 選択変更申請項目等（変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の変更申請項目及び必要書類）
- c 独自変更申請項目等（地方公共団体独自の変更申請項目及び必要書類）

（具体的な申請事由）

4のとおり、変更申請は、新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合に行うものである。

当該登録した情報には、2のとおり、共通申請項目、選択申請項目又は独自申請項目があるが、このうち、共通申請項目については、

- ・ 新規申請又は更新申請時に全地方公共団体共通で申請を求めているものであること
- ・ 本社住所、商号又は名称等の事業者特定情報から構成されており、その性質上、変更申請を求める必要があると認められること
- ・ (1)のとおり、多数の地方公共団体において変更申請の対象とされていること

を踏まえ、申請した共通申請項目に変更があった場合には、一律に変更申請を求ることとした。

一方で、選択申請項目については、

- ・ 新規申請又は更新申請時に申請を求めるか否かが地方公共団体の任意とされていること
- ・ 製造・販売実績等や自己資本額等の主に適正性審査・格付情報から構成されているところ、地方公共団体ごとに審査基準やこれに基づく格付けの更新の有無等の状況が異なっており、新規申請又は更新申請時に申請を求めている地方公共団体であっても、変更申請を必要としない場合があること
- ・ 実際に、(1)のとおり、地方公共団体ごとに各選択申請項目に係る変更申請の要否が異なっており、変更申請の対象としていない地方公共団体も多いことを踏まえ、申請した選択申請項目に変更があった場合には、資格を有する地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求めている場合に限って、変更申請を要するものとした。これは、独自申請項目についても同様である。

なお、変更申請の対象となる共通申請項目及び選択申請項目については、性質

上、変更することが想定されないものを除くこととしているが、このようなものとしては、例えば、法人番号や設立年月日が挙げられる²⁸。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受け、代表者等が変更される場合においても、同様に変更申請することとなる。

（申請項目等）

変更申請の申請項目等については、新規申請及び更新申請の申請項目等と同様に、事業者特定情報や適正性審査・格付情報から構成されることを踏まえ、共通・選択変更申請項目等を設けることとした。

② 共通・選択変更申請項目等の設定方法

共通・選択変更申請項目等を具体に設定するに当たって、上記の考え方を踏まえつつ、その設定方法を以下のとおり設定した。

共通・選択変更申請項目等の設定方法

a 共通変更申請項目等とするもの

- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類

（例）申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への申請の委任）

- 申請した共通申請項目の変更内容

- 変更内容に応じた共通必要書類

（例）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 選択変更申請項目等とするもの

- 申請した選択申請項目の変更内容

- 変更内容に応じた選択必要書類

（例）納税証明書、財務諸表

- 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要のある選択申請項目及び選択必要書類

（例）暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約（変更後の代表者による誓約）、印刷設備の状況（営業品目に「印刷・製本」を追加した場合の申請）

²⁸ 法人番号が変更される場合、すなわち同一法人でなくなる場合は、変更申請ではなく、新規申請を行うこととなる。

事業者から変更申請を受けるに当たって、地方公共団体においては、申請者を特定するため、申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名等の事業者特定情報の申請を求める必要があるが、当該情報については、新規申請又は更新申請において共通申請項目等とされていることを踏まえ、共通変更申請項目等として設定することとした²⁹。

また、(3)①のとおり、申請した共通申請項目に変更があった場合には、一律に変更申請を求ることとしており、申請した共通申請項目の変更内容については、共通変更申請項目等として設定し、全地方公共団体共通で変更申請を求ることとした。

他方で、(3)①のとおり、申請した選択申請項目に変更があった場合には、資格を有する地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求めている場合に限って、変更申請を要するものとしており、申請した選択申請項目の変更内容については、選択変更申請項目等として設定し、変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができるものとした。

共通・選択変更申請項目と合わせて提出する必要書類については、新規申請又は更新申請において共通必要書類とされているものは、共通変更必要書類とし、これらの申請において選択必要書類とされているものは、選択変更必要書類とするものとした。

また、選択申請項目には、他の共通・選択申請項目の変更に伴い、当該変更後の事業者の適正性審査や格付け等を行うため、追加して申請を求めることが想定されるものがある。例えば、選択申請項目の「印刷設備の状況」は、共通申請項目の「希望する営業品目」で「印刷・製本」を選択する場合に申請するものであるところ、当該営業品目に「印刷・製本」を追加する変更申請を行う場合には、これに伴い、新たに「印刷設備の状況」の申請を合わせて行う必要が生じる。

これを踏まえ、このような申請項目等についても、選択変更申請項目等として設定することとした。

なお、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等によっても、申請した情報に変更が生じる場合があるが、この場合における共通の申請種別や特別の申請項目等については、後述する(5)において整理している。

²⁹ 申請を入札参加資格審査申請システムで受け付ける場合には、事業者に対して当該申請項目等の入力を求めることなく、当該システム等で保有している事業者情報を入力フォーム上に自動表示（プレプリント）することも考えられる。

③ 共通・選択変更申請項目等の設定

②の共通・選択変更申請項目等の設定方法に基づき、共通変更申請項目及び共通変更必要書類並びに選択変更申請項目及び選択変更必要書類を別紙5のとおり設定した。

(4) 取消届の共通化

① 取消届の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格の取消届に係る具体的な届出事由や届出項目等（届出項目及び必要書類のこと）については、以下のとおり共通化し、また、設定することが考えられる。

取消届の共通化の方法・届出項目等の設定方法

取消届に係る具体的な届出事由や届出項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の届出事由

- ・ 合併・分割等の事由で、有資格者であった事業者が消滅会社となる場合
- ・ 事業者が廃業した場合
- ・ 資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）

ii 届出項目等

以下の共通取消届出項目等（全地方公共団体共通の取消届出項目及び必要書類）を定めることとする。

- ・ 届出者を特定するための届出項目及び必要書類

（例）届出日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への届出の委任）

- ・ 取消しの内容に関する項目

（例）取消事由、取消年月日

（具体的な届出事由）

4（1）の申請種別に係る考え方と同様に、取消しの届出事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、本検討会では、国の取消事由を参考に、共通の届出事由について検討を行った。

国の取消しの届出事由については、以下のとおり設定されている。

- ・申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合
- ・事業者が廃業した場合
- ・資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）

（1）のとおり、取消しの届出事由について、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、必ずしも全ての地方公共団体において共通しているものではないが、多数の地方公共団体が、国と同様の事由を設定している。

このような状況を踏まえ、共通の取消事由については、国の届出事由を参考に、国と同様の事由を設定した。

なお、当該届出事由には、営業所を廃止する場合や営業品目的一部分を取り消す場合が掲げられていないが、これらは、新規申請又は更新申請の共通申請項目を変更するものであることから、変更申請の対象となるものである。

また、事業者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなった場合や、第167条の5に規定する入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合には、地方公共団体は、事業者の届出によらずに、当該事業者の資格を取り消すことができるものであり、取消しの届出事由として設定していない。

（届出項目等）

事業者から取消しの届出を受けるに当たって必要となる事業者特定情報については、5（3）②「a 共通変更申請項目等とするもの」の「申請者を特定するための申請項目及び必要書類」と同じものを共通取消届出項目等として設定することとした。

また、本検討会の構成員が設定している取消しの届出項目を比較すると、多数の団体が、取消事由（理由）等の取消しの内容に関する情報を届出項目として設定している。これを踏まえ、取消事由、取消年月日、届出先地方公共団体³⁰等の取消しの内容に関する項目についても、共通取消届出項目として設定することとした。

なお、本取消しは、事業者の届出に基づき当該事業者の資格を取り消すものであって、新規申請又は更新申請のように、地方公共団体ごとに異なる審査基準に基づき、事業者の適正性審査や格付けを行うものではない。このため、地方公共団体が、共通取消届出項目等とは別に、届出項目等を設ける特段の必要があるとは認められないことから、地方公共団体が独自の届出項目等を設けることができ

³⁰ 「届出先地方公共団体」は、現に、複数の地方公共団体で共同受付を行っている地方公共団体において設定されている項目であるが、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムで申請を受け付けることを想定し、共通取消届出項目として設定している。

るものとはしていない。

また、地方公共団体には、廃業したことが分かる必要書類（登記事項証明書や廃業届の写し等）の提出を求めている団体もあるが、取消届の上記性質を踏まえると、地方公共団体が、その届出に係る根拠資料の確認まで行う必要は必ずしもないものと考えられたことから、必要書類として設定しないこととした。

② 共通取消届出項目等の設定

①の共通取消届出項目等の設定方法に基づき、共通取消届出項目及び共通取消必要書類を別紙6のとおり設定した。

(5) 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化

① 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法

事業者に合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等があった場合における地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請種別や申請事由、当該変更等に伴う申請に係る申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別や申請事由、申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 申請種別

- ・ 新規申請 組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
- ・ 変更申請 組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
- ・ 取消届 組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合

ii 申請事由

- ・ 合併（新設合併・吸収合併）
- ・ 分割（新設分割・吸収分割）
- ・ 事業譲渡
- ・ 個人事業主の法人化（法人成り）
- ・ 法人の個人事業主化（個人成り）
- ・ その他法人格の変動（組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等）

iii 申請項目等

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う新規申請、変更申請又は取消届については、当該新規申請等に係る申請項目等※のほか、a 及び b の申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の申請項目等を任意に選択して設けることができるようとする。

- a 共通合併等申請項目等（全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類）
- b 選択合併等申請項目等（申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類）

※ 新規申請又は変更申請の必要書類のうち、財務諸表については、組織形態の変更等後、当該変更等後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該変更等後の組織等の決算がない場合は、当該変更等前の関係事業者の決算（申請時直前のもの）に係るもの。

（申請種別）

4 (1) 及び 5 (1) のとおり、申請種別の名称や当該種別による申請の対象となる事由が地方公共団体ごとに異なっていることに伴い、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別についても、地方公共団体ごとに異なっている。

4 (2) のとおり、共通の申請種別を設定することに伴い、これに合わせて、組織形態の変更等に伴う申請に係る共通の申請種別を設定した。

（申請事由）

4 (1) の申請種別に係る考え方と同様に、申請を必要とする組織形態の変更等の事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、本検討会では、国の申請事由を参考に、組織形態の変更等の共通の申請事由について検討を行った。

国の申請事由については、「合併」、「分社」、「事業譲渡」、「個人事業主が法人化する場合」、「法人が個人事業化する場合」及び「法人格変動」が挙げられている。本検討会の構成員の設定状況を比較しても、これらの申請事由のほかに特に追加すべき申請事由が見られなかったことを踏まえ、組織形態の変更等に伴う申請に係る共通の申請事由については、国の申請事由を参考に、国と同様の事由を設定した。

もっとも、例えば、「合併」には、新設合併や吸収合併等の種類があり、また、組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の取得状況も様々であるなど、組織形

態の変更等の態様は個別具体的な事案ごとに多様となっている。

このため、組織形態の変更等があった関係事業者は、それぞれの状況に応じて、
i の各申請種別の意義に基づき、新規申請、変更申請又は取消届の方法により申
請することとなる。

(申請項目等)

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請項目等については、新規申請及び更新
申請の申請項目等と同様に、事業者特定情報や適正性審査・格付情報から構成さ
れることを踏まえ、共通・選択合併等申請項目等を設けることとした。

② 共通・選択合併等申請項目等の設定方法

共通・選択合併等申請項目等を具体に設定するに当たって、その設定方法を以
下のとおり設定した。

共通・選択合併等申請項目等の設定方法

a 共通合併等申請項目等とするもの

- 組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類
(例) 組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、
組織形態の変更等に係る契約書の写し（合併契約書の写し、分割契約書
の写し等）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 選択合併等申請項目等とするもの

- 適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請又は変更申請の申請
項目等に含まれていないもの
(例) 合併時自己資本額明細

地方公共団体においては、組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の異動処
理や審査を行うため、組織形態の変更等の種類、変更等前後の事業者の構成等に
係る申請項目や、合併契約書の写し、登記事項証明書等の必要書類等、当該変更
等の内容に係る申請項目等の申請を求める必要があり、本検討会の構成員におい
ても、当該申請項目等の申請を求めている地方公共団体が多くなっている。

このような状況を踏まえ、組織形態の変更等の内容に関する申請項目等を共通
合併等申請項目等として設定することとした。

なお、登記事項証明書については、新規申請の共通必要書類とされていること
から、変更申請による場合（かつ、変更内容に応じた必要書類とされていない場
合）を想定して設定したものである。

また、変更申請及び取消届と異なり、申請者を特定するための本社住所、商号

又は名称等の事業者特定情報を共通合併等申請項目等として設定していない。これは、組織形態等の変更等に伴う申請は、新規申請、変更申請又は取消届の方法によることとしているところ、当該事業者特定情報が、当該新規申請等の共通申請項目等に含まれていることから、共通合併等申請項目等として重ねて申請する必要がないことによるものである。

新規申請や変更申請の申請項目等とされていないが、地方公共団体において、組織形態の変更等があった事業者の適正性審査・格付けを行うに当たって特別に必要な情報については、別途申請項目等として設定する必要がある。

このようなものとして、国において、合併後の新設会社（又は存続会社）の自己資本額の積算方法に係るもの（合併時自己資本額明細）を定めていることを参考に、当該申請項目を選択合併等申請項目等として設定することとした。

なお、共通合併等申請項目等とする組織形態の変更等の内容自体は、事業者の適正性審査・格付け等に影響を与えるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められない。

また、地方公共団体に対する意見照会において、選択合併等申請項目等に掲げる申請項目等のほかに、適正性審査・格付情報に係る申請項目等を追加すべきとする意見はなかった。

これらを踏まえ、共通・選択合併等申請項目等とは別に、地方公共団体が独自の申請項目等を設けることができるものとはしていない。

③ 共通・選択合併等申請項目等の設定

②の共通・選択合併等申請項目等の設定方法に基づき、共通合併等申請項目及び共通合併等必要書類並びに選択合併等申請項目を別紙7のとおり設定した。

6. 申請方法の共通化

(1) 申請方法の状況と研究会報告書の提言

入札参加資格の有効期間、申請の受付方式、受付期間等の申請方法については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、入札参加資格審査申請システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等による地域の中小事業者の事務負担の軽減等、地域の実情を考慮して定めていることから、地方公共団体ごとに異なっている。

研究会報告書では、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないことや、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようするためには、申請方法が共通化されている必要があることを踏まえ、申請方法については、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることができることが提言されている。

(2) 検討の経緯

研究会報告書の提言を踏まえ、本検討会では、地方公共団体における申請方法の設定の実態³¹を基に、共通の申請方法のたたき台を作成し、令和6年8月に、地方公共団体に対してこれらの申請方法に係る意見照会を行った³²。

この照会において、地方公共団体から提出された意見（1,000件以上。）について、個別に分析するとともに、共通の申請方法の設定に係る考え方の整理を行い、この度、以下のとおり、共通の申請方法について結論を得たものである。

(3) 共通化する申請方法

入札参加資格審査の申請方法について、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがない。そこで、本検討会では、国の「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）や本検討会の構成員の入札参加資格審査の申請方法等に係る公告を参考に、以下の申請方法を共通化の対象とした。

- ① 資格の有効期間
- ② 申請の受付方式（定期申請・随時申請・追加申請）

³¹ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査について（依頼）」（令和6年3月8日付け
総行行第116号 総務省自治行政局行政課長通知）

また、令和6年7月9日には、本検討会における議論を踏まえ、都道府県及び指定都市に対して物品・役務等の資格の有効期間を2年とすることについての対応可能性や対応に係る課題等を照会した。

³² 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和6年8月9日付け総行行第388号 総務省自治行政局行政課長通知）

- ③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間
- ④ 隨時申請により資格が付与される期間・隨時申請の受付期間
- ⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間
- ⑥ 申請に使用する言語
- ⑦ 金額欄の記載方法

(4) 共通の申請方法の設定

① 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間について、府省庁では、物品・役務等は3年、建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタントのことをいう。以下同じ。）は2年とされている。

都道府県では、国と同様に、物品・役務等については3年としている団体が最も多くなっており（31団体（66.0%））、建設工事等については2年としている団体が最も多くなっている（建設工事40団体（85.1%）、測量・建設コンサルタント42団体（89.4%））。

他方で、市区町村では、建設工事等については、都道府県と同様に、2年としている団体が最も多くなっている（建設工事1,445団体（83.0%）、測量・建設コンサルタント1,466団体（84.2%））一方で、物品・役務等については、都道府県と異なり、2年としている団体が最も多くなっている（1,246団体（75.7%））³³。

この違いは、都道府県と市区町村の申請の受付・審査体制が異なることに起因するものであると考えられる。

市区町村においては、物品・役務等と建設工事等に係る申請を同一部署で受け付けている団体が多くなっており（建設工事1,431団体（86.9%）、測量・建設コンサルタント1,430団体（86.8%））、双方の資格の有効期間を合わせて、申請を同一時期に一括して受け付ける（建設工事1,178団体（71.5%）、測量・建設コンサルタント1,181団体（71.7%））ことによって、審査に係る事務処理の効率化や、双方に申請する事業者の利便性の向上を図っている。

このため、物品・役務等の共通の資格の有効期間を3年とすることについては、市区町村から、物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間が異なることとなり、一括申請・審査を行うことができなくなること等を課題とする意見がある。（他方で、資格の有効期間を長くすることについて、事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じるとの意見は少数（都道府県及び市区町村のうち17団体（1.0%））

³³ 入札参加資格審査を行っている市区町村（物品・役務等1,647団体、建設工事1,741団体、建設コンサルタント1,741団体）に占める割合である。以下6（4）において同じ。

であり、物品・役務等の資格の有効期間を3年ではなく2年とすることは、もっぱら、物品・役務等と建設工事等を一括して申請・審査できるようにすることを目的とするものであると考えられる³⁴⁾。)

一方で、都道府県においては、物品・役務等と建設工事等に係る申請を同一部署で同一時期に受け付けている団体は少数となっている（5団体（10.6%））。このため、物品・役務等と建設工事等との関係について考慮する必要がなく、物品・役務等に係る申請及び審査の回数を減らし、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減する観点から、建設工事等の資格の有効期間の設定状況にかかわらず、物品・役務等の資格の有効期間を3年としている団体が多くなっているものと考えられる。

このような状況にあるため、物品・役務等の資格の有効期間を2年とすることについては、都道府県から、

- ・ 地方公共団体及び事業者の申請及び審査に係る事務負担を軽減するため、資格の有効期間を2年から3年に変更した経緯があること（又は変更を検討していること）
- ・ 物品・役務等と建設工事等の双方に申請している事業者は、物品・役務等のみに申請している事業者と比べて少數であるところ、物品・役務等のみに申請している多数の事業者にとっては申請回数が増加し、地方公共団体にとっては審査回数が増加して、事務負担が増加すること

等を課題とする意見があった。

また、物品・役務等と建設工事等は申請項目や必要書類が異なることから、一括で申請を受け付ける場合であっても、申請に係る事務負担はあまり軽減されないとの意見もあった。

物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査を行うことができるようになる方法として、物品・役務等の資格の有効期間を3年としつつ、これに合わせて、建設工事等の資格の有効期間を3年とすることも考えられるが、このことについては、都道府県のうち28団体（59.6%）、市区町村のうち483団体（29.3%）から、建設工事等に係る事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じることや、事業者が格付けを上げる機会が減少すること等を課題とする意見があった。

また、建設工事等の資格の有効期間を3年としつつ、経営状況を個別の入札時に確認することについては、当該確認に係る職員のリソースが不足しており困難であることや、指名競争入札を行うに当たって指名する事業者を選定することができないことを課題とする意見があった。

³⁴⁾ 一括申請・審査に関しては、事務を平準化する観点から、物品・役務等と建設工事等の申請は異なる時期に受け付けることとすべきとの意見もあった。

以上のとおり、物品・役務等の資格の有効期間の共通化について、都道府県と市区町村との間で意見が異なっているが、

- ・ 入札参加資格審査が、契約の適正な履行を確保することを目的として行うものであることを踏まえ、資格の有効期間は、当該目的を達成するに当たって十分な期間を設定することが適當である（当該目的外の理由により当該期間を短くすることは必ずしも適當ではない）と考えられること
- ・ このことを前提として、これまで、物品・役務等の資格の有効期間を2年から3年に変更してきた地方公共団体があり、また、現時点において変更を検討している地方公共団体があること
- ・ 国においては物品・役務等の資格の有効期間を3年としていること

を踏まえると、物品・役務等の共通の資格の有効期間は、3年とすることが適當であると考えられる。

ただし、物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間が異なること、すなわち双方の一括申請・審査をしないことについては、特に市区町村から、現在の申請の受付・審査体制では、事務処理上、課題があるとの意見がある。このような実態を踏まえ、当該有効期間を3年に共通化することについては、後述する広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化されることが前提となるものであることに留意する必要がある。

② 申請の受付方式

地方公共団体における入札参加資格審査申請の受付方式としては、主に、

- ・ 定期申請（資格の有効期間の開始日前に受付期間を設けて申請を受け付け、資格の有効期間の開始日に一括して資格を付与する方式）
- ・ 隨時申請（受付期間を設けて又は設けずに継続的に随時の申請を受け付け、順次に又は事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式）
- ・ 追加申請（定期申請の受付期間の終了日後に1又は複数の受付期間（3か月未満）を設けて追加的に申請を受け付け、特定の日に一括して資格を付与する方式）

の3つがあり、地方公共団体においては、定期申請若しくは隨時申請のいずれかにより、又は複数の受付方式の併用により申請を受け付けている。

実際の採用状況については、多数の地方公共団体が定期申請を採用している（都道府県42団体（89.4%）・市区町村1,552団体（94.2%））³⁵。

³⁵ 都道府県のうち5団体（10.6%）、市区町村のうち95団体（5.8%）が隨時申請のみを採用している。

また、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用している地方公共団体が多くなっている（都道府県42団体（89.4%）・市区町村1,352団体（82.1%））³⁶が、特に市区町村においては、定期申請のみを採用し、随時申請や追加申請を併用していない団体が一定程度ある（200団体（12.1%））。

採用状況を踏まえると、共通の申請の受付方式については、定期申請を採用することが考えられる。

その上で、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、定期申請のみならず、随時申請又は追加申請を併用することが望ましい。地方公共団体にとっても、申請機会を幅広く確保することによって、資格を有する事業者の増加につながり、ひいては入札不調・不落の減少等に資する側面もあるものと考えられる。

一方で、全地方公共団体共通で随時申請や追加申請を採用することについては、これらの申請の受付方式を採用していない地方公共団体から、定期申請以外に継続的又は追加的に申請を受け付け、審査するための体制を構築することができないとの声が寄せられており、難しい状況にある。

他方で、前述のとおり、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用している地方公共団体が多いことや、事業者の申請機会を幅広く確保することが望ましいこと等を踏まえると、随時申請又は追加申請を採用することのできる地方公共団体においては、その判断により、随時申請又は追加申請を併用することができるようになることが適当であるものと考えられる。

以上を踏まえ、共通の申請の受付方式については、定期申請としつつ、地方公共団体の判断により、定期申請に加えて任意に随時申請又は追加申請を併用できることとすることが考えられる。

なお、共通化する「随時申請」（定期申請と併用するもの）とは、定期申請の受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付け、事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式のことをいう。また、共通化する「追加申請」（定期申請と併用するもの）については、前述の意義のとおりである。

³⁶ 都道府県では40団体（85.1%）が随時申請を併用し、2団体（4.3%）が追加申請を併用している。

市区町村では、896団体（54.4%）が随時申請を併用し、456団体（27.7%）が追加申請を併用している。また、200団体（12.1%）が随時申請や追加申請を併用していない。

なお、都道府県では5団体（10.6%）が、市区町村では95団体（5.8%）が随時申請のみを採用している。

③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間

i 定期申請により資格が付与される期間

定期申請により資格が付与される月、すなわち資格の有効期間の開始月について、都道府県では、4月としている団体が最も多くなっており（20団体（47.6%））、次に、10月としている団体が多くなっている（12団体（28.6%））³⁷。また、市区町村では、多数の団体が4月としている（1,378団体（88.8%））。

このような状況を踏まえ、共通の定期申請により資格が付与される日（資格の有効期間の開始日）は、4月1日とすることが考えられる。①のとおり、共通の資格の有効期間は3年としていることから、共通の定期申請により資格が付与される期間は、4月1日から3年後の3月31日までとすることが考えられる。

ii 定期申請の受付期間

定期申請の受付期間の開始日及び終了日については、地方公共団体において、想定される申請件数や審査担当職員数等を基に、資格の有効期間の開始までに必要な審査期間を確保できるよう設定されているものである。

定期申請を採用している地方公共団体における受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間について、都道府県では、平均4.4ヶ月、最長7ヶ月となっており、市区町村では、平均3.6ヶ月、最長7ヶ月以上となっている。

また、受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間について、都道府県では、平均2.8ヶ月、最長5ヶ月となっており、市区町村では、平均2.3ヶ月、最長6ヶ月以上となっている。

受付期間の開始日又は終了日から資格の有効期間の開始日までの期間については、市区町村と比べ、都道府県の方が長い傾向にあるが、これは、都道府県の申請件数が市区町村のそれよりも多く、市区町村よりも受付期間の終了日後の審査期間を長く確保する必要があることによるものと考えられる。このような状況にあるため、共通の受付期間については、申請件数の多い地方公共団体においても十分な審査期間を確保できるものとなるよう設定する必要がある。

これを踏まえ、本検討会では、共通の受付期間について、現に共通化の取組を進めており、申請件数が多いものと考えられる共同受付団体の設定状況を踏まえて設定することとした。

共同受付団体では、受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間

³⁷ 定期申請を行っている都道府県に占める割合。市区町村も同じ。

について、6か月としている団体が最も多くなっており、最長は6か月半となっている。

また、受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間について、4か月又は3か月としている団体が複数あり、最長では5か月となっている。

また、受付期間は2か月としている団体が最も多くなっており、最長も2か月となっている。

共同受付団体の定期申請の受付期間の設定状況

共同受付団体	受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間	受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間	受付期間
群馬県	6か月	5か月	1か月
埼玉県	6か月	4か月	2か月
千葉県	6か月半	4か月半	2か月
神奈川県	6か月	4か月	2か月
長野県	5か月	3か月	1か月
愛知県	3か月	1か月半	1か月半
島根県	4か月	3か月	1か月
大分県	4か月	2か月	2か月

共通の受付期間について、地方公共団体の審査期間をできる限り長くする観点からは、受付期間の開始日又は終了日から資格の有効期間の開始日までの期間を最も長く設定している共同受付団体に合わせて、資格の有効期間の開始日の6か月半前から5か月前まで（資格の有効期間の開始日を4月1日とすると、9月15日から10月31日まで。受付期間は1か月半。）とすることも考えられるが、地方公共団体からは、9月は入札・契約事務その他の事務の繁忙期と重なり、申請件数の多い定期申請の審査を行うことができない等の意見がある³⁸。

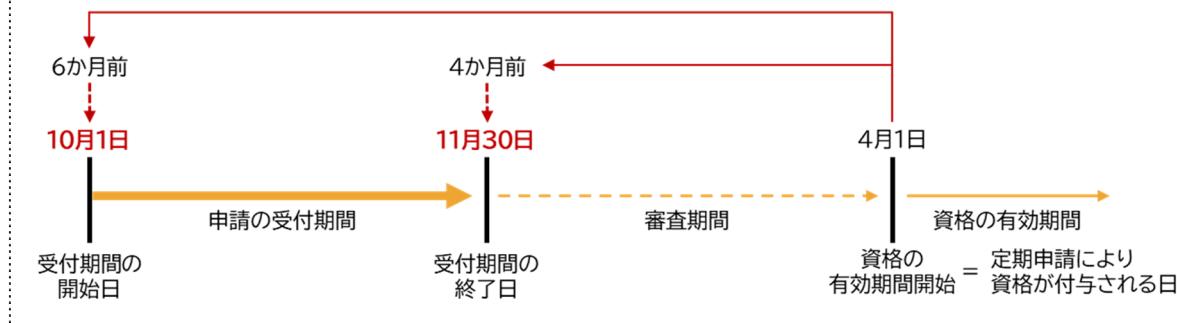
また、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、受付期間は長くすることが望ましいところ、共同受付団体が設定している最長の受付期間は2か月であり、また、最も多くの団体が採用している期間も2か月となっている。

³⁸ 令和6年8月の調査において、たたき台（資格の有効期間の開始日の7か月前から5か月前まで）に寄せられた意見である。

これらを踏まえ、共通の定期申請の受付期間については、資格の有効期間の開始日の6か月前から4か月前まで(受付期間は2か月)とすることが考えられる。

i のとおり、共通の資格の有効期間の開始日は4月1日としていることから、具体的の受付期間は、定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日までとなる。

定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間



④ 隨時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間

i 隨時申請により資格が付与される期間

定期申請に加えて随時申請を受け付ける場合、随時申請により資格が付与される期間は、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

一方で、この資格が付与される日の設定状況については、随時申請を受け付けてから資格が付与されるまでの期間（以下「随時申請の審査期間」という。）が、地方公共団体ごとに異なっていることに伴い、様々となっている。

③ ii の定期申請の受付期間と同様に、随時申請の審査期間についても、申請件数の多い地方公共団体において十分な期間を確保できるものとなるよう設定する必要があることから、当該審査期間に応じて定められる共通の資格が付与される日についても、共同受付団体における設定状況を踏まえて検討した。

共同受付団体では、資格が付与される日について、「毎月15日締め、翌月1日に付与」としている団体が最も多くなっている。しかしながら、この随時申請の審査期間（毎月15日から翌月1日まで）は、共同受付団体が設定している期間の中でも最短のものとなっており、複数の共同受付団体が、当該審査期間よりも長い期間（最長では、毎月15日から翌々月1日まで）を設定している。

共同受付団体の随時申請の審査期間の設定状況

	定期申請の受付期間の開始日	資格の有効期間	随時申請の受付期間	随時申請により資格が付与されるとき	随時申請の受付期間の開始日の設定状況	随時申請の受付期間の終了日から次期資格の有効期間の開始日までの期間	随時申請の受付期間の終了日と次期定期申請の受付期間の開始日との関係
群馬県	R5.10.2	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R7.9.12	資格認定日から	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	6か月半	次期資格に係る定期申請の受付開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日
				毎月15日締め翌月1日に認定			
埼玉県	R4.10.6	R5.4.1 R7.3.31	R5.4.10 R7.3.10	名簿登録日から	資格の有効期間の開始日後の随時申請の締め日後の翌週月曜日	半月	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				毎月5日締め翌月1日に登録			
千葉県	R3.9.15	R4.4.1 R6.3.31	R4.4.18 R5.11.15	名簿登載日から	資格の有効期間の開始日後の随時申請の締め日後の最初の営業日	4か月半	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				毎月15日締め翌々月の1日に登載			
神奈川県	R4.10.1	R5.4.1 R7.3.31	R5.4.1 R7.2.3	認定日から	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	2か月	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				毎月1日締め翌月1日に認定			
長野県	R6.11.1	R7.4.1 R10.3.31	R7.4 R10.3(予定)	名簿登録日から	未定	未定	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				2週間程度			
愛知県	R6.1.4	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R8.2.16	名簿登載日から	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	1か月半	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				毎月15日締め翌月1日に登載			
島根県	R3.9.1	R4.1.1 R6.12.31	R4.1.4 R6.11.15	名簿登録日から	資格の有効期間の開始日の定期申請の締め日後の最初の営業日	1か月半	次期資格に係る定期申請の受付開始後
				認定日の翌月1日			
大分県	R6.6.1	R6.10.1 R8.9.30	R6.8.1 R8.5.31	申請受理月の翌々月から(ただしR6.11.1以降)	定期申請の受付期間の最終日の翌日	4か月	次期資格に係る定期申請の受付開始日の前日

③ ii の定期申請の受付期間に係る考え方と同様に、共通の資格が付与される日について、地方公共団体における審査期間をできる限り長くし、全国的に採用可能なものとする観点からは、共同受付団体が設定している当該審査期間のうち、最も長いものを採用することが考えられる。

一方で、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、随時申請の審査期間をできる限り短くし、速やかに資格を付与することが望ましい。地方公共団体にとっても、事業者を速やかに入札に参加させることができ、ひいては入札不調・不落の減少等に資するものと考えられる。

このため、随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、その判断により、資格を付与する日を早めることができるようになることが適当であると考えられる。

これらを踏まえ、共通の随時申請により資格が付与される日については、「毎月15日締め、遅くとも翌々月1日（地方公共団体の判断により、当該日を早める

ことができる。)」とし、随時申請により資格が付与される期間は、この「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とすることが考えられる。

ii 随時申請の受付期間

定期申請と併用する随時申請は、定期申請の受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付ける方式であり、地方公共団体においては、随時申請の受付期間中は、常に申請を受け付け、審査し、事業者に対して資格を付与することができるようにしておかなければならない。このため、随時申請の受付期間については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期申請の受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

したがって、共通の随時申請の受付期間について、現に各地方公共団体が設定している随時申請の受付期間よりも著しく長い期間を設定すると、当該地方公共団体において、申請の受付・審査体制上、随時申請を受け付けることができなくなるおそれがある。このため、共通の随時申請の受付期間については、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。

共通の随時申請の受付期間については、この考え方を踏まえつつ、③ ii の定期申請の受付期間と同様に、共同受付団体の設定状況を踏まえて設定することとした。

(随時申請の受付期間の開始日)

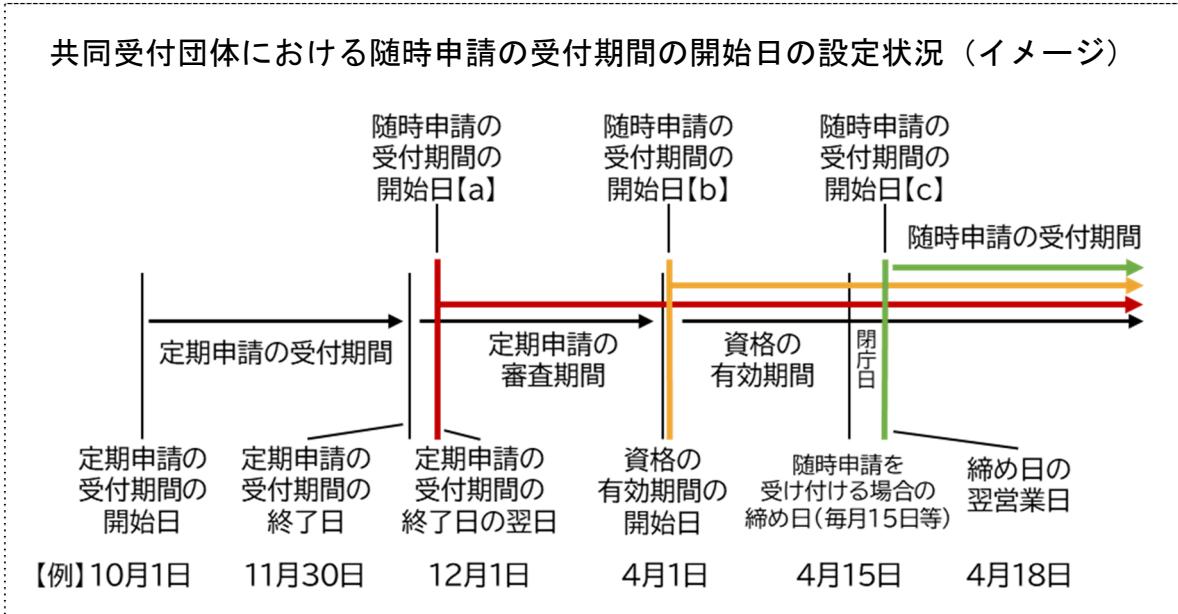
共同受付団体における随時申請の受付期間の開始日の設定方法には、

- a 定期申請の受付期間の最終日の翌日（定期申請に係る資格の有効期間の開始日前）
 - b 定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日
 - c 定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の、随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日（又は翌週月曜日）
- の3つがある。

a は、定期申請の受付期間の終了後に引き続いて随時申請の受付を開始し、定期申請の審査と随時申請の受付・審査を併行して行うものであり、受付期間の終了日が同じ場合には、当該期間が a から c までの中でも最も長くなる。

他方で、b 及び c は、定期申請の審査の終了後（定期申請に係る資格の有効期間の開始後）に随時申請の受付を開始するものであり、審査に係る事務負担の大きさ等を考慮し、定期申請の審査と随時申請の受付・審査を同時に行うこととなるよう設定しているものと考えられる。また、c については、定期申請の審

査の終了後に、随時申請の受付・審査に係る準備期間を一定程度設けているものであり、受付期間の終了日が同じ場合には、当該期間が a から c までの中でも短くなる（c の受付期間は、a 又は b の受付期間に含まれることとなる。）。



前述のとおり、共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、c を採用すること、すなわち当該期間の開始日は、定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日とすることが考えられる。

③ i のとおり、定期申請に係る共通の資格の有効期間の開始日は 4 月 1 日、④ i のとおり、随時申請を受け付ける場合の共通の締め日は毎月 15 日としていることから、具体的の受付期間の開始日は、4 月 16 日（閉庁日である場合は翌営業日）となる。

(随時申請の受付期間の終了日)

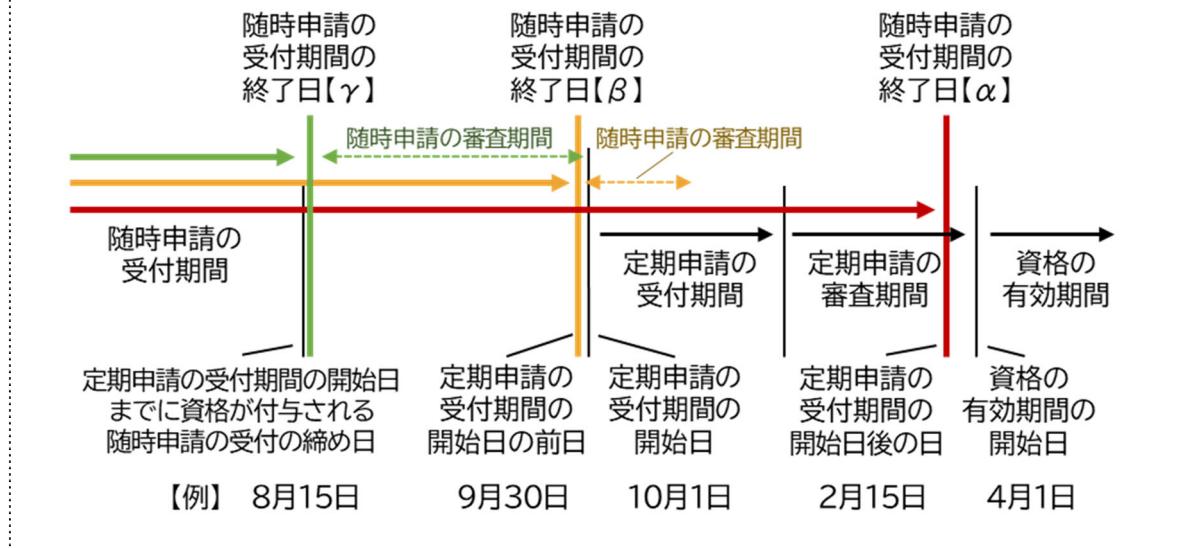
共同受付団体が設定している、随時申請の受付期間の終了日から次期資格の有効期間の開始日までの期間については、最も短い場合で半月、長い場合で 6 か月半となっており、随時申請を次期資格の有効期間の開始日の直前まで受け付けている団体がある一方、次期資格の有効期間の開始日までの間に相当程度の期間を設けている団体がある。

そこで、随時申請の受付期間の終了日と次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日との関係について見ると、当該終了日については、

- α 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日後の日
- β 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日の前日
- γ 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申

請の受付の締め日
の3つがある。

共同受付団体における随時申請の受付期間の終了日の設定状況（イメージ）



α は、次期資格に係る定期申請の受付が開始された後も、今期資格に係る随時申請を受け付け、定期申請の受付・審査と随時申請の受付・審査を併行して行うものであり、受付期間の開始日が同じ場合には、当該期間が α から γ までのなかで最も長くなる。

β は、次期資格に係る定期申請の受付が開始される前に今期資格に係る随時申請の受付を終了させるものであり、申請の受付・審査に係る事務負担の大きさ等を考慮し、定期申請の受付と随時申請の受付を同時に行うこととならないよう設定しているものと考えられる。ただし、次期資格に係る定期申請の受付開始後の一一部の期間において、次期資格に係る定期申請の受付と、直前に受け付けた随時申請の審査が併行して行われることとなる。

γ は、さらに、次期資格に係る定期申請の受付が開始される前までに、今期資格に係る随時申請の受付・審査を終了し、定期申請の受付と随時申請の受付・審査を同時に行うこととならないよう設定しているものであり、受付期間の開始日が同じ場合には、当該期間が α から γ までのなかで最も短くなる(γ の受付期間は、 α 又は β の受付期間に含まれることとなる。)。

随時申請の受付期間の開始日と同様に、共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、 γ を採用すること、すなわち当該期間の終了日は、次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日とすることが考えられる。

③ ii のとおり、定期申請の共通の受付期間の開始日は 10 月 1 日、④ i のとおり、資格が付与される共通の日については、毎月 15 日締め、遅くとも翌々月 1 日としていることから、具体的の受付期間の終了日は、8 月 15 日となる。

(随時申請の受付期間)

共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定した。

一方で、i の随時申請により資格が付与される期間と同様の考え方により、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、随時申請の受付期間をできる限り長くすることが望ましい。このため、地方公共団体の判断により、随時申請の受付期間を拡大することができるようになることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の随時申請の受付期間については、「4 月 16 日（閉庁日である場合は翌営業日）から次期定期申請の受付期間の開始日直前の 8 月 15 日（地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる。）」とすることが考えられる。

⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間

i 追加申請の受付回数及び受付期間

追加申請は、定期申請の受付期間の終了日後に 1 又は複数の受付期間を設けて追加的に申請を受け付ける方式であり、その追加申請の受付回数や受付期間については、④ ii の随時申請の受付期間と同様に、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期申請の受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

したがって、共通の追加申請の受付回数や受付期間についても、当該回数を少なく、また、当該期間を短く設定している地方公共団体において採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。

追加申請の採用状況については、(4)②のとおり、都道府県が 2 団体 (4.3 %)、市区町村が 456 団体 (27.7 %) となっており、主に市区町村において採用されている。

このような状況にあることから、追加申請の共通化については、前述の考え方を踏まえつつ、市区町村の設定状況を踏まえて設定することとした。

(追加申請の受付回数)

地方公共団体が採用している追加申請については、主に、

- 1 年に 1 回申請の受付を行うもの

- ・ 1年に複数回申請の受付を行うもの

の2つがあり、その採用状況については、1年に1回申請の受付を行っている市区町村が288団体(63.2%)、1年に複数回申請の受付を行っている市区町村が168団体(36.8%)となっている³⁹。

この採用状況や、前述のとおり、共通の追加申請の受付回数について、当該回数を少なく設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、当該回数は、1年に1回とすることが考えられる。

(追加申請の受付期間)

1年に1回申請の受付を行っている市区町村の受付期間の設定状況については、1か月としている団体が最も多くなっており(114団体(39.6%))、次いで0.1か月から0.5か月までとしている団体が多くなっている(66団体(22.9%))。

共通の追加申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、当該期間を最も短く設定している市区町村に合わせて、0.1か月とすることも考えられるが、当該期間が著しく短期間となると、特に複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担が大きくなる。

これを踏まえ、共通の追加申請の受付期間については、当該期間の終了日後の審査期間を十分に確保することを前提に、最も多くの市区町村が採用している1か月とすることが考えられる。

(追加申請の受付回数及び受付期間)

以上により、共通の追加申請の受付回数及び受付期間は、1年に1回・1か月とすることが考えられる。

また、④iiの随時申請の受付期間と同様の考え方により、共通の追加申請の受付回数及び受付期間についても、地方公共団体の判断により、当該回数及び当該期間を拡大することができるようになることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の追加申請の受付回数及び受付期間については、③iiのとおり、定期申請の受付期間の開始日を10月1日としていることを考慮し、「毎年10月1日から10月31日まで(定期申請の受付を行う年を除く。)(地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる。)」とすることが考えられる。

³⁹ 割合は、追加申請を採用している市区町村(456団体)に対するもの。

ii 追加申請により資格が付与される期間

追加申請により資格が付与される期間は、隨時申請と同様に、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

この資格が付与される日の設定方法については、「資格の有効期間の中間に当たる日⁴⁰や定期申請に係る資格の有効期間の開始日から1年又は2年後の日」としている市区町村が最も多くなっている（330団体（72.4%））⁴¹。

このような状況を踏まえ、共通の追加申請により資格が付与される日については、定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の日とすることが考えられる。

また、④iの随时申請により資格が付与される日に係る考え方と同様に、追加申請についても、地方公共団体の判断により、資格を付与する日を早めができるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の追加申請により資格が付与される日については、③iのとおり、定期申請に係る共通の資格の有効期間の開始日を4月1日としていることから、「定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日（地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる）」とし、追加申請により資格が付与される期間は、この「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とすることが考えられる。

⑥ 申請に使用する言語

申請に使用する言語について、国においては、「申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。」としている。

地方公共団体について、これと異なる取扱いをする特段の必要があるとは認められないことから、国と同様に共通化することが考えられる。

⑦ 金額欄の記載方法

金額欄の記載方法について、国においては、「金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること」としている。

地方公共団体について、これと異なる取扱いをする特段の必要があるとは認め

⁴⁰ 例えば、資格の有効期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年としている場合において、追加申請により資格が付与される日をこの中間の日に当たる令和7年4月1日とする場合である。

⁴¹ 割合は、追加申請を採用している市区町村（456団体）に対するもの。

られないことから、国と同様に共通化することが考えられる。

(5) 共通の申請方法と留意事項

以上により設定した共通の申請方法は別紙8のとおりである。

なお、前述のとおり、地方公共団体の資格の有効期間をはじめとする申請方法は、各地方公共団体において、審査体制や入札参加資格審査申請システムの整備状況等の事務の実情等を踏まえて、申請の受付・審査に係る事務を適切に処理できるものとするよう設定されている。

こうした中で、現在の申請の受付・審査体制を前提として、各地方公共団体の申請方法を変更し、全国的に共通化を図ることは困難である。このため、後述する広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化される必要があり、共通の申請方法については、当該システムの導入に合わせて導入されることが想定される。

また、現在、多数の市区町村において、物品・役務等と建設工事等の申請を同一部署で同一時期に受け付けていることを踏まえ、共通の申請方法を導入するに当たっては、当該共通システムの導入後における物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査の要否を含めて、物品・役務等と建設工事等の申請方法の関係を十分に整理する必要がある。

これらを踏まえ、共通の申請方法については、当該共通システムの整備等に係る検討状況や、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況を踏まえて、実現可能なものとなるよう、必要に応じて更新や見直しを行いながら、その導入に向けた具体的な検討を進めていく必要がある。

7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

(1) 研究会報告書の提言

地方公共団体の調達関連手続のデジタル化に関しては、単独で又は広域でシステムを整備する等、電子化・オンライン化に係る取組を進めている地方公共団体が見られる一方で、全国的に見ると十分には進んでいない状況にある。

こうした中、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システムを整備して手続をデジタル化するよう求める声がある。

このような状況を踏まえ、研究会報告書では、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組を進めることが必要であり、その際、事業者が複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンストップオンライン化を実現することが重要であると指摘されている。そして、このためには、

- ① 都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること
- ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
- ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備することのいずれかの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備することが考えられ、これらの方法について、その実現可能性等を含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと提言されている。

(2) 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況等

① 調達関連手続の概要と電子化・オンライン化の状況

地方公共団体の調達関連手続は、

- ・ 入札参加資格審査（契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定する。事業者から申請を受け、当該資格を有するかどうかを審査する。）
- ・ 事業者情報管理（指名停止等の入札参加資格者の管理等を行う。）、契約管理（入札案件登録、入札結果登録、契約内容登録、契約情報管理等を行う。）
- ・ 入札の公告（入札に付す事項、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等、無資格者による入札が無効な旨等を公告する。）
- ・ 入札（事業者から入札参加の申込を受け、その入札参加資格を確認した上で、事業者から入札書の提出を受け、落札者を決定する。）
- ・ 契約（契約書への記名・押印又は契約内容を記録した電磁的記録への電子署名を行い、契約が確定する。）

その他支払い等から構成されている。

これらの各手続に係るシステム整備等による電子化・オンライン化の状況は、令和6年3月時点で、

- ・ 入札参加資格審査申請については、都道府県は、物品・役務が72.3%、建設工事が70.2%、測量・建設コンサルタントが70.2%、市区町村は、物品・役務が31.5%、建設工事が49.2%、測量・建設コンサルタントが48.8%
- ・ 事業者情報管理については、都道府県は、物品・役務が59.6%、建設工事が89.4%、測量・建設コンサルタントが89.4%、市区町村は、物品・役務が43.1%、建設工事が48.8%、測量・建設コンサルタントが48.8%⁴²
- ・ 入札の公告については、都道府県は、物品・役務が74.5%、建設工事が100%、測量・建設コンサルタントが100%、市区町村は、物品・役務が28.5%、建設工事が50.8%、測量・建設コンサルタントが48.8%
- ・ 入札については、都道府県は、物品・役務が80.9%、建設工事が100%、測量・建設コンサルタントが100%、市区町村は、物品・役務が24.8%、建設工事が52.0%、測量・建設コンサルタントが49.7%
- ・ 契約については、都道府県は、物品・役務が44.7%、建設工事が40.4%、測量・建設コンサルタントが40.4%、市区町村は、物品・役務が9.2%、建設工事が10.4%、測量・建設コンサルタントが10.3%

となっており、特に市区町村において、電子化・オンライン化が十分に進んでいない。

なお、地方公共団体においては、都道府県単位で又は複数の市区町村等で調達関連手続を共通化する取組がみられる。例えば、物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付を実施している都道府県は9団体（19.1%）、市区町村は384団体（23.3%）となっており、全国で15の枠組みが構築されている。

市区町村における調達関連手続の電子化・オンライン化は、他の地方公共団体と共同して進められる傾向にあり、例えば、物品の入札参加資格審査申請をオンラインで受け付けている市区町村のうち、61.1%が、他の地方公共団体と共にシステムを整備している。

② 調達関連システムの構成状況

本検討会では、地方公共団体の物品・役務等に係る調達関連システムの整備実態を把握するため、本検討会の構成員が整備している（又は利用している）調達

⁴² 事業者情報管理については、当該管理を行うシステムを整備している地方公共団体の割合。その他は、事業者がオンラインで手続することができる地方公共団体の割合を示している。

関連システムの構成等を確認した。

(あいち電子自治体推進協議会)

あいち電子自治体推進協議会（愛知県、県内市町村及び一部事務組合で構成）では、共同で「入札参加資格申請システム」、「入札情報システム」及び「電子入札システム」の3つのサブシステムから構成される「あいち電子調達共同システム（物品等）」を整備している。愛知県では、さらに、独自の「財務システム」を共同システムと連携させて契約管理事務を処理している。

(滋賀県)

滋賀県では、入札参加資格審査申請、審査及び事業者情報管理の機能を有する「業者管理システム」と、契約管理、入札情報公開及び電子入札の機能を有する「入札管理システム」の2つのシステムを整備し連携させている。また、「入札管理システム」を「物品管理システム」と連携させ、物品管理・台帳管理を行っている。

(千葉県電子自治体共同運営協議会)

千葉県電子自治体共同運営協議会（千葉県、県内市町村、一部事務組合及び広域連合で構成）では、共同で「入札参加資格申請システム」、「名簿管理システム」、「業務進行管理システム」、「入札情報サービス」及び「電子入札システム」の5つのサブシステムから構成される「ちば電子調達システム」を整備し連携させている。

(盛岡広域8市町)

盛岡広域8市町（連携中枢都市圏の市町で構成）では、共同で「入札参加資格申請受付システム」を整備している。盛岡市では、さらに、事業者情報管理及び契約管理の機能を有する「契約管理システム」、「入札情報公開システム」及び「電子入札システム」の3つの独自システムを整備し、連携させている。

(東京電子自治体共同運営協議会)

東京電子自治体共同運営協議会（東京都内市区町村及び一部事務組合で構成）では、共同で「資格審査申請受付サービス」、「入札情報サービス」及び「入札サービス」の3つのサブシステムから構成される広域の「電子調達サービス」と「電子契約システム」を整備している。町田市では、さらに、独自の「財務会計システム」を共同システムと連携させて事業者情報管理や契約管理事務を処理している。

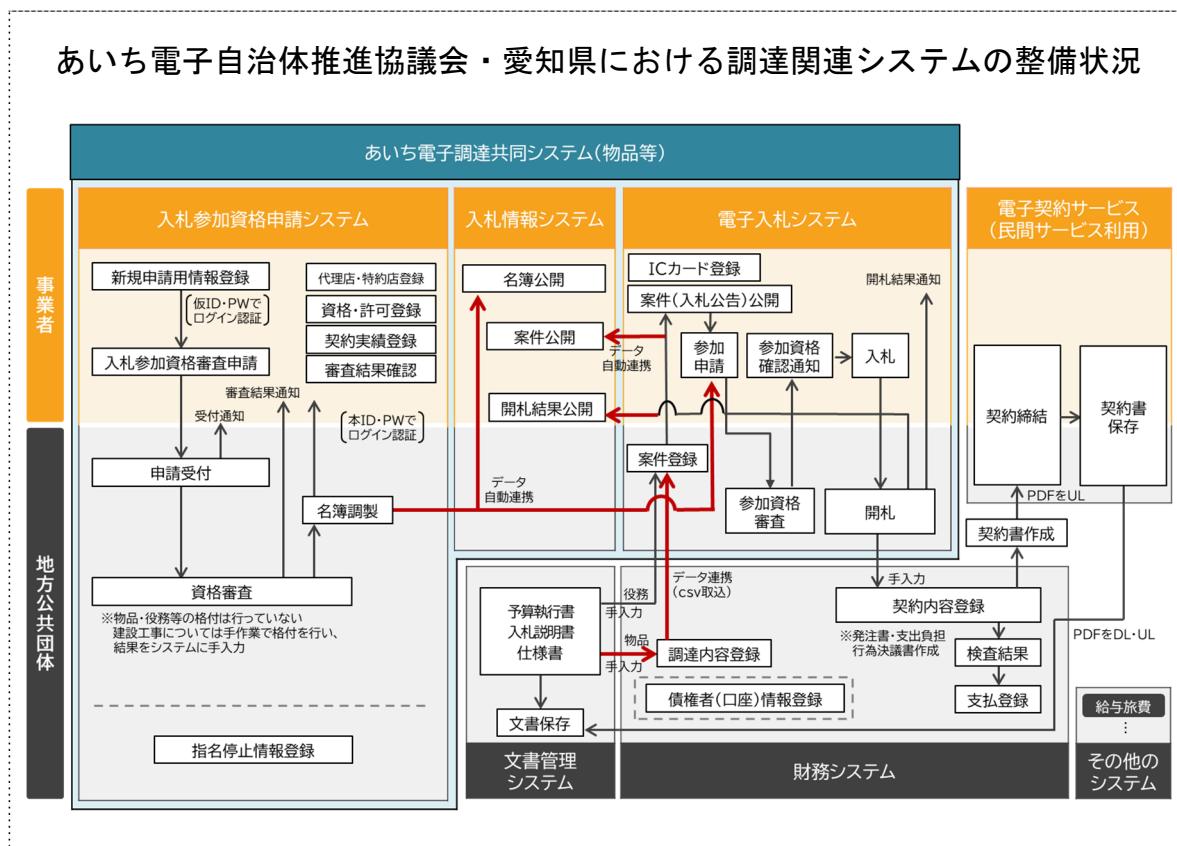
(粕屋町)

粕屋町では、「申請受付システム」、事業者情報管理及び契約管理の機能を有す

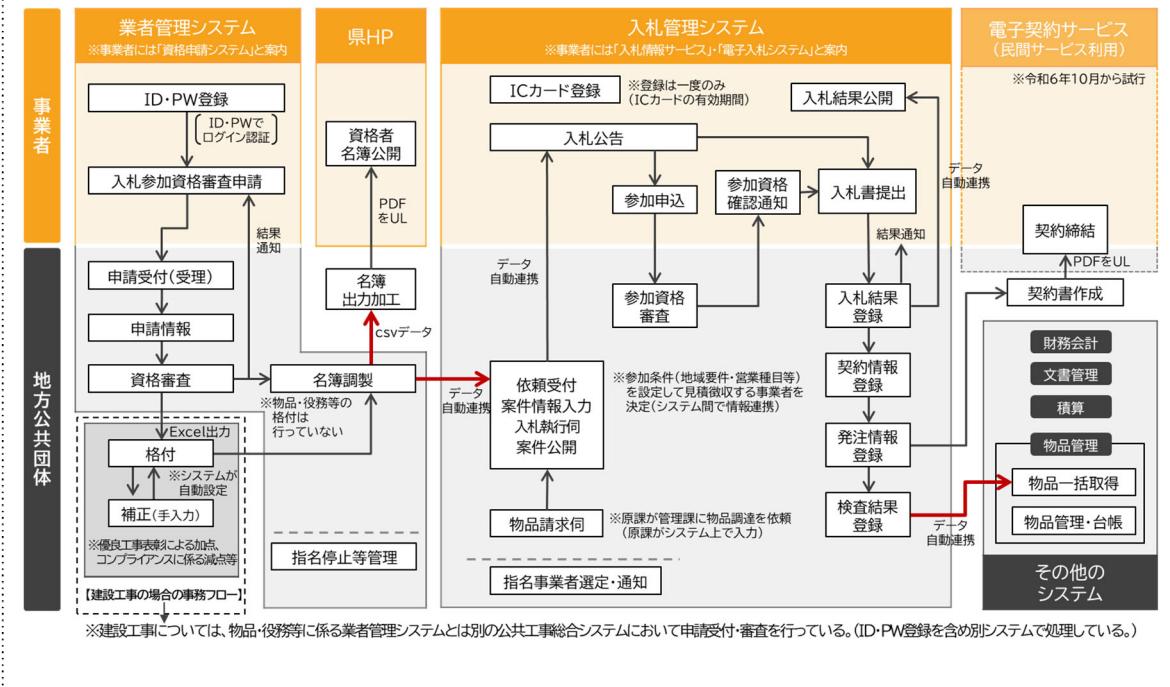
る「契約管理システム」、「情報公開システム」及び「電子入札システム」の4つのシステムを整備し連携させている。

(山梨県市町村総合事務組合)

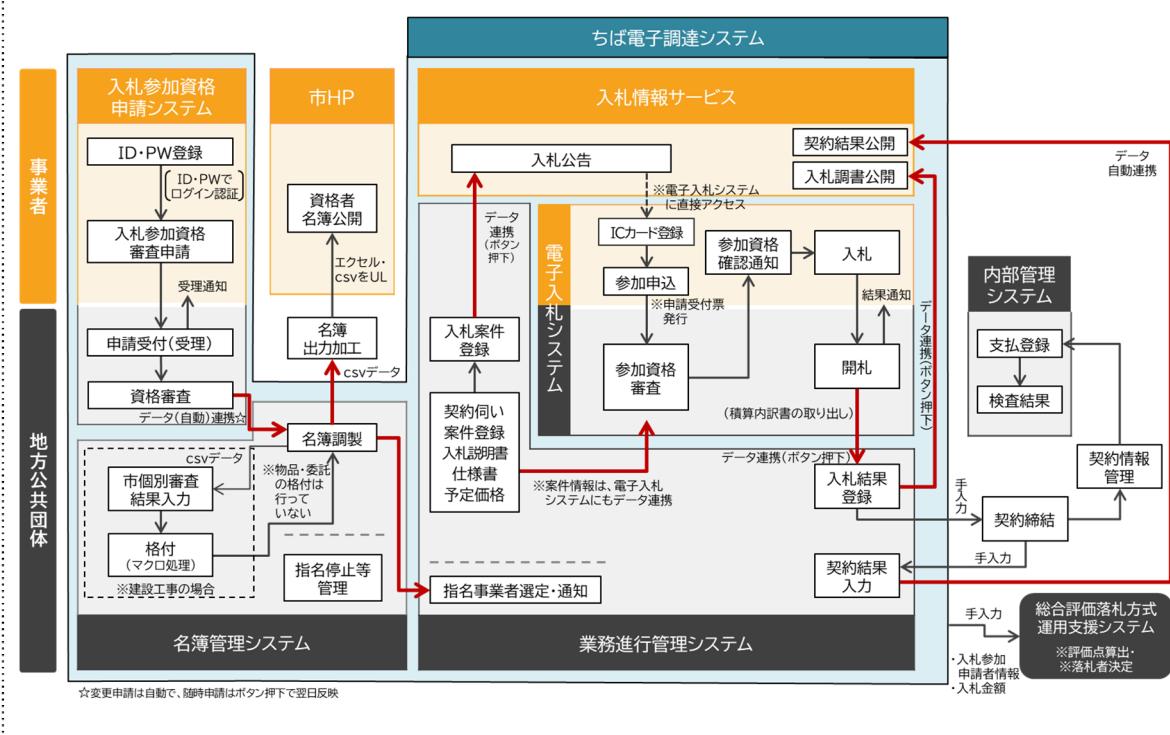
山梨県市町村総合事務組合では、山梨県及び市町村が共同で開設している汎用的な電子申請サービス「やまなしくらしねっと」において、県内市町村や一部事務組合への入札参加資格審査申請を受け付け、審査を行い、「市町村等連携システム」を通じて事業者情報を県内市町村等に提供している。



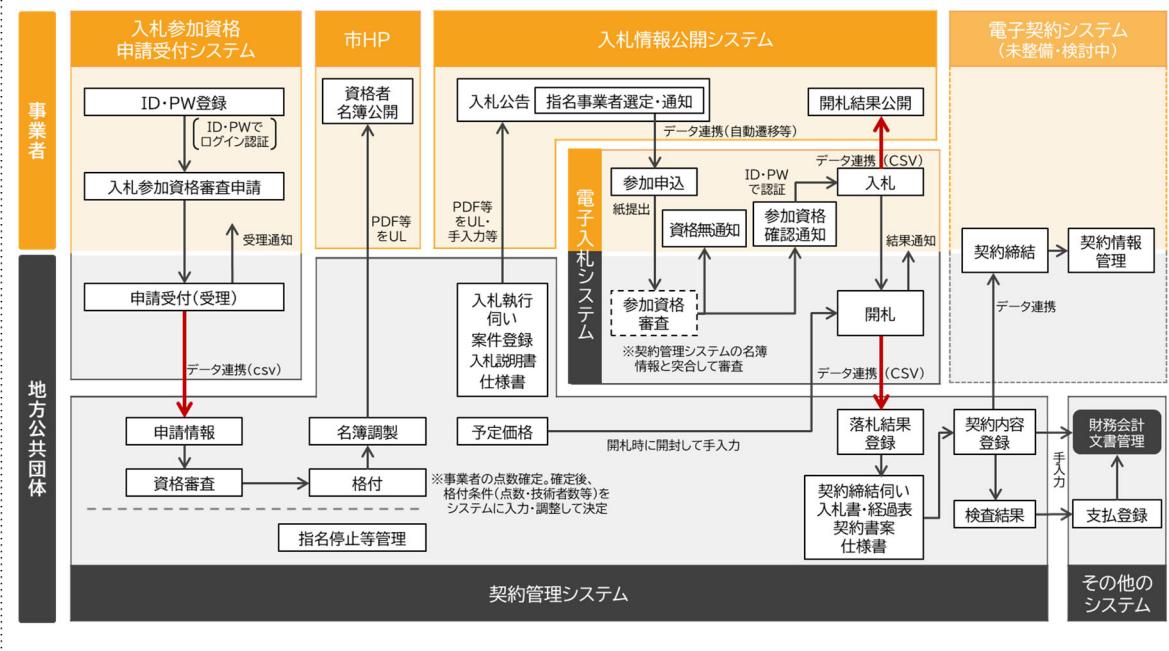
滋賀県における調達関連システムの整備状況



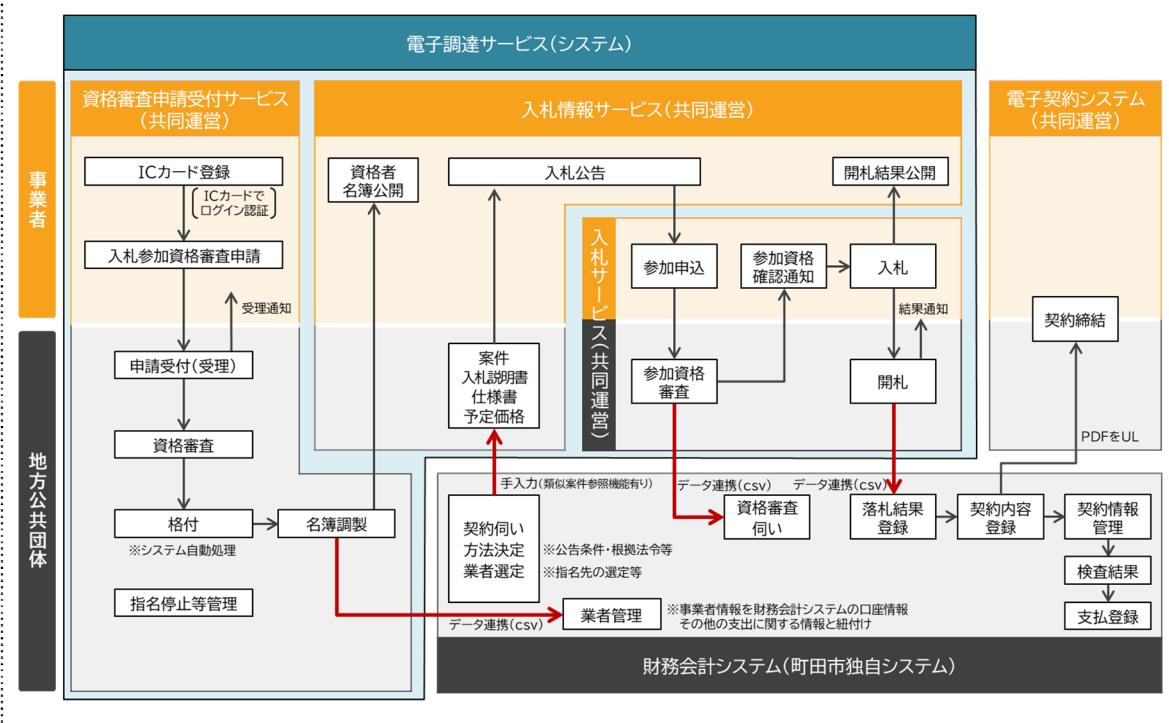
千葉県電子自治体共同運営協議会・千葉市における調達関連システムの整備状況



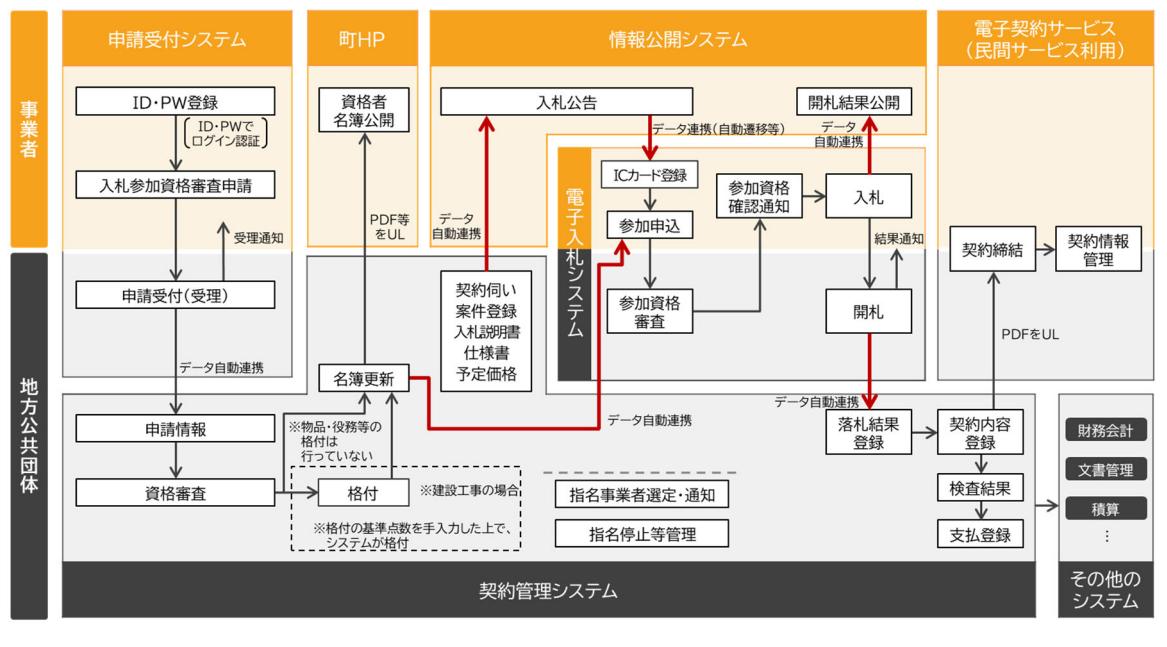
盛岡広域8市町・盛岡市における調達関連システムの整備状況



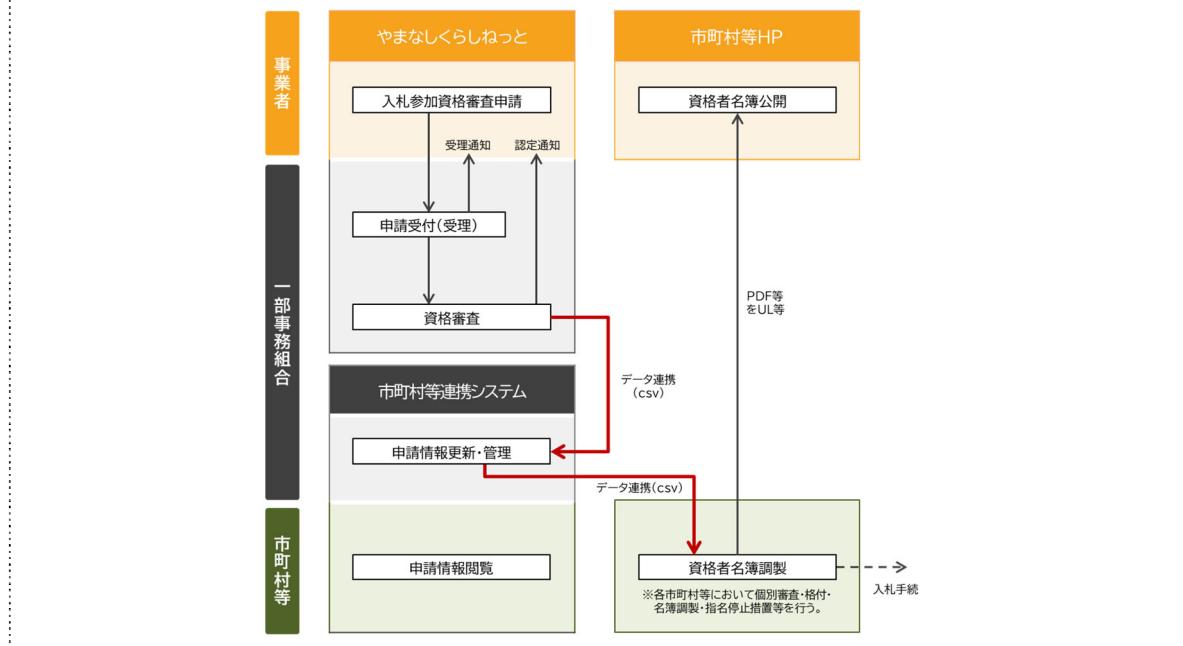
東京電子自治体共同運営協議会・町田市における調達関連システムの整備状況



柏屋町における調達関連システムの整備状況

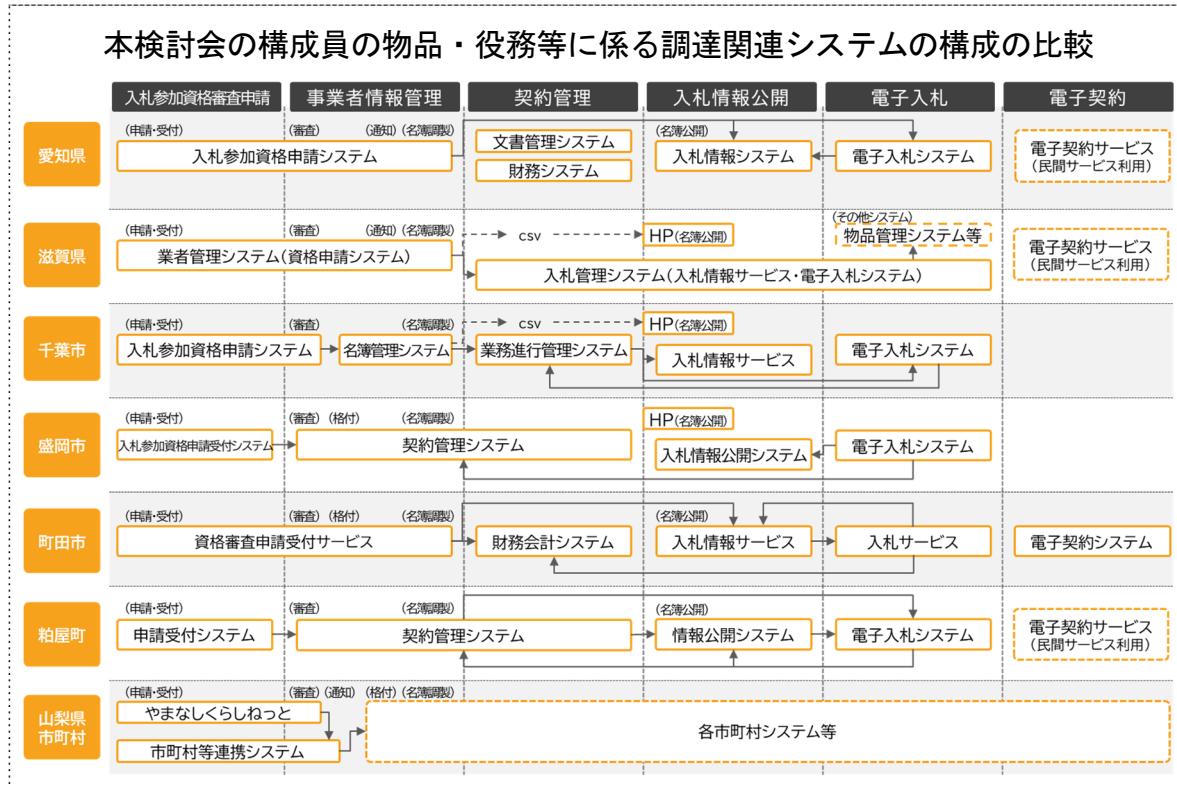


山梨県市町村総合事務組合における調達関連システムの整備状況



(調達関連システムの構成状況と改修・調整コスト)

以上のとおり、地方公共団体の物品・役務等に係る調達関連システムについては、一般に、入札参加資格審査申請、事業者情報管理、契約管理、入札情報公開、電子入札、電子契約等の機能を有する複数のシステムから構成されており、また、これらのシステム間やその他の内部システムとの間で連携されているが、システムの数やその機能については、地方公共団体ごとに大きく異なっている。



このような状況を踏まえると、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムを整備し導入することは、地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。特に、調達関連システムの全てを一括して置き換えることは、必ずしも現実的ではない。

これを踏まえ、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの対象とする手続やその機能については、改修・調整コストが大きいことを踏まえつつ、当該共通システムで処理することの必要性が特に認められるものから進めていくことが適当であると考えられる。

③ 本報告書の検討の対象

調達関連手続のうち、入札参加資格審査申請手続については、事業者の住所、

商号又は名称等の客観的情報を地方公共団体に対して提出するものであり、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることで、事務負担の軽減や利便性の向上が図られ、その効果も大きいものと考えられる。

また、特に、入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が大幅に縮減されるものと考えられる。

以上のとおり、入札参加資格審査申請手続については、広域又は全国的な地方公共団体共通のシステムを整備することの必要性が認められる。

他方で、入札参加資格審査申請以外の契約管理、入札情報公開、電子入札等の後続手続については、地方公共団体の内部で完結するものや、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に提出することのないものであり、入札参加資格審査申請手続と比べて、共通化による事務処理の効率化の効果は限定的となる。

また、本検討会の構成員のシステム構成を見ると、これらの後続手続に係るシステムについては、他の複数のシステムと情報連携されている傾向にあり、調達関連手続の入口に当たる入札参加資格審査申請手続と比べて、各地方公共団体における既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コストが大きくなる可能性がある。

以上を踏まえ、本検討会では、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性について検討を行うこととし、検討の結果を以下のとおり取りまとめた。(以下、地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのことを「共通システム」という。)

なお、入札参加資格審査申請手続以外の手続に係る広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備については、入札参加資格審査申請手続に係る共通システムの検討状況や整備状況等に応じて、既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コスト等を踏まえつつ、その必要性について検討されるべきものであると考えられる。

(3) 入札参加資格審査申請システム等による事務処理フロー

入札参加資格審査申請に関する具体的な手続については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがなく、各地方公共団体において個別に定めているものであるが、本検討会の構成員の手続を比較したところ、概ね、以下の手續から構成されて

いる⁴³。

- ① 申請・受付（事業者からの申請・地方公共団体における受付）
- ② 審査・格付け（申請の不備等に係る形式審査・格付け等の実質審査・事業者に対する補正依頼）
- ③ 審査完了通知（審査完了に係る事業者への通知）
- ④ 入札参加資格者名簿の公表・閲覧（入札参加資格者名簿のホームページ等への掲載、事業者による当該名簿の閲覧等）

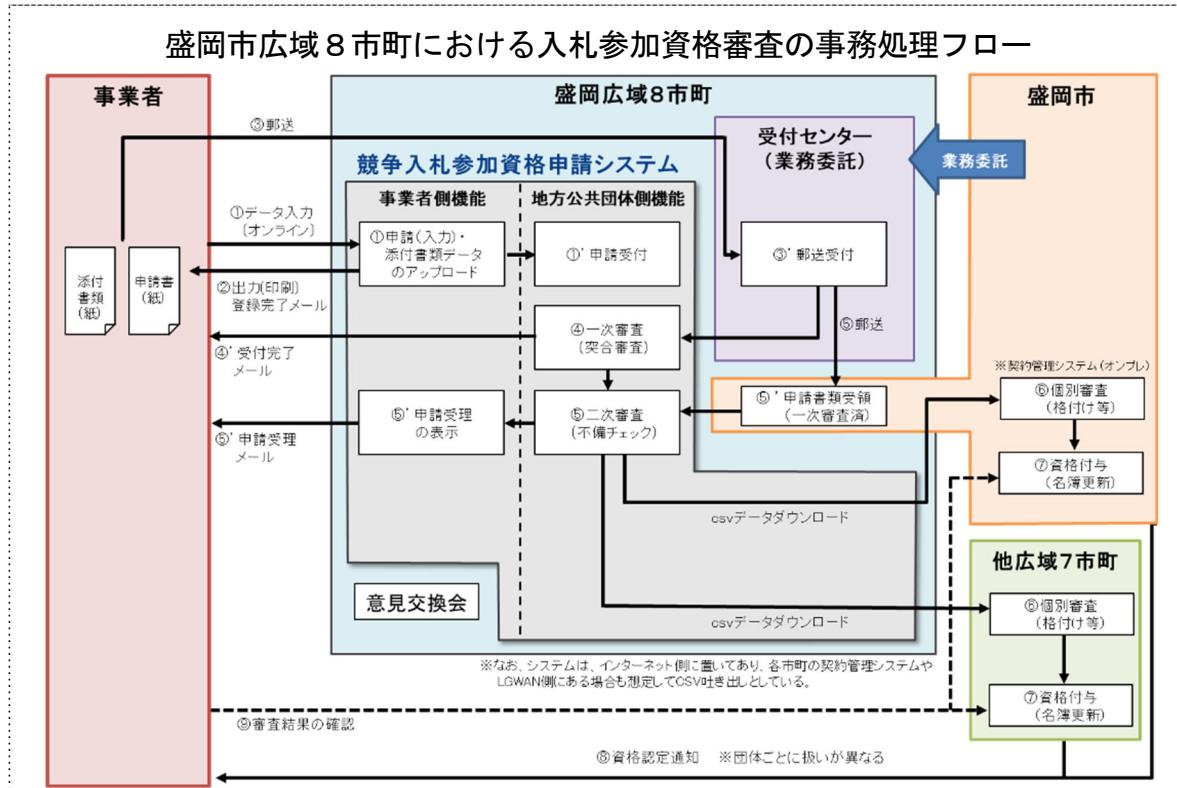
(2) ①のとおり、地方公共団体においては、複数の地方公共団体で調達関連手続を共通化する取組がみられるところ、実際に整備されている共通システムによる事務処理フローの例は以下のとおりである。

(盛岡広域8市町)

盛岡広域8市町（連携中枢都市圏の市町で構成）においては、共同で整備している「競争入札参加資格申請システム」で、入札参加資格審査申請手続を以下のとおり処理している。

- ・ 事業者は、競争入札参加資格申請システムにおいて申請項目の入力及び添付書類のアップロードを行うとともに、申請書及び添付書類を受付センター（業務委託）に対して郵送する。
- ・ 申請を受け付けた受付センターにおいて、申請内容の一次審査（突合審査）を行うとともに、申請書及び添付書類を盛岡市に転送する。
- ・ 盛岡市において、構成する地方公共団体を代表して二次審査（不備チェック）を行う。
- ・ 二次審査後、各地方公共団体において個別審査を行い、資格認定通知を事業者に対して郵送する（地方公共団体ごとに通知方法は異なる）。
- ・ 入札参加資格者名簿を更新し、ホームページ等で公表する。

⁴³ 地方公共団体によっては、物品・役務等に係る入札参加資格審査において、格付けや入札参加資格者名簿の公表を行っていない場合がある。

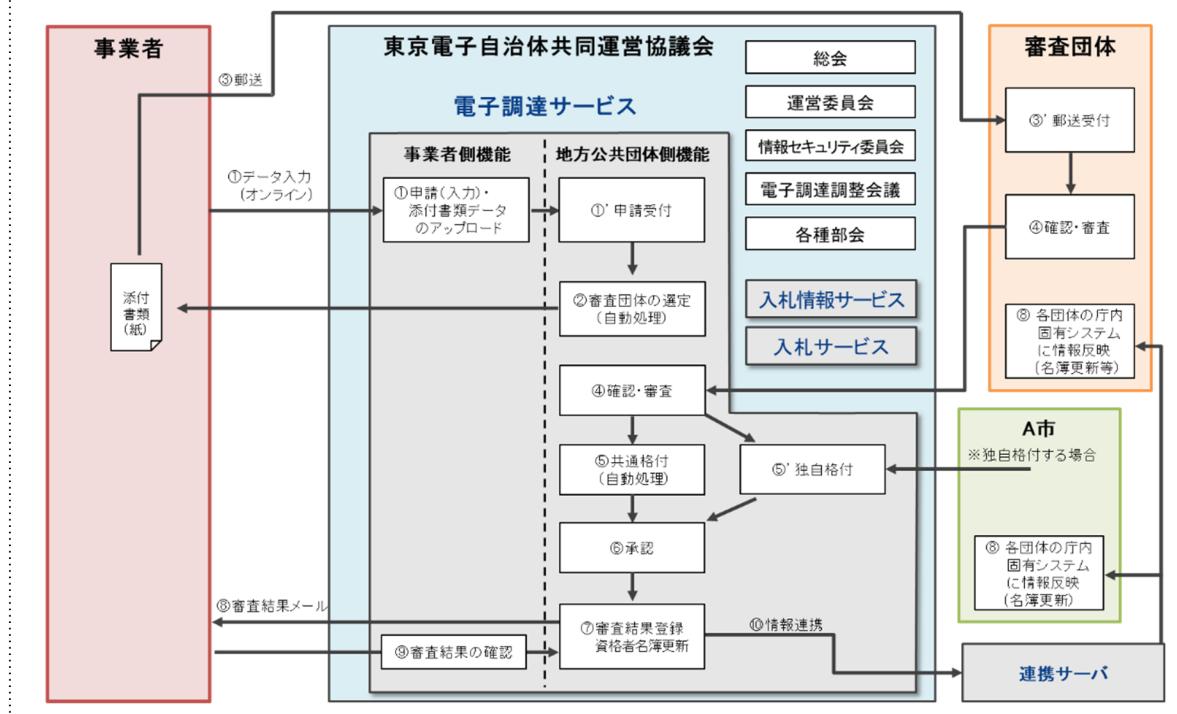


(東京電子自治体共同運営協議会)

東京電子自治体共同運営協議会（東京都内市区町村及び一部事務組合で構成）においては、共同で整備している「電子調達サービス」で、入札参加資格審査申請手続を以下のとおり処理している。

- ・ 事業者は、電子調達サービスにおいて申請項目の入力及び添付書類のアップロードを行うとともに、同サービスで選定された審査団体（市区町村等）に対して添付書類を郵送する。
 - ・ 申請を受け付けた審査団体において、構成する地方公共団体を代表して審査を行う。
 - ・ 審査後、同サービス上で共通格付けが行われる（自動処理）（必要に応じて、各地方公共団体が独自に格付けを行うこともできる。）。
 - ・ 格付け後、同サービス上で審査結果が登録され、入札参加資格者名簿が更新される。当該名簿情報については、連携サーバを通じて構成する地方公共団体の独自システムに連携される。
 - ・ 審査結果は事業者に対してメールで通知される。

東京電子自治体共同運営協議会における入札参加資格審査の事務処理フロー



本検討会の構成員が整備している共通システムの機能を見ると、申請項目の入力、必要書類のアップロード、審査、承認、格付け、審査結果の登録、入札参加資格者名簿の更新、事業者に対する審査結果通知等、様々な機能があるが、これらの機能の有無はシステムごとに異なっている。

例えば、申請項目の入力・受付や審査（共通審査）等、共通して設けられている機能がある一方で、格付けや審査結果の登録、入札参加資格者名簿の更新、事業者に対する審査結果通知等については、システムごとに機能の有無が異なっている。

このような状況を踏まえ、広域又は全国的な共通システムの整備の方向性については、

- ・ 地方公共団体において、広域で共通システムを整備し、共同受付を行う取組が進められつつある中、共通システムを広域又は全国のいずれの単位で整備することが望ましいか
- ・ 現に地方公共団体において整備されている共通システムの機能がシステムごとに異なっている中、共通システムに設ける機能の範囲をどのようにするかについて整理する必要がある。

(4) 都道府県単位・全国単位の共通システムの特徴と整備の方向性

研究会報告書では、都道府県単位での共通の調達関連システムの整備と全地方公共団体共通（以下「全国単位」という。）の調達関連システム（政府調達関連システ

ムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすることを含む。) の整備について検討することが提言されている。

都道府県単位と全国単位の共通システムについては、各システムを活用する地方公共団体の数が異なることに伴い、地方公共団体及び事業者の利便性や事務処理の効率化、既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コストに関し、以下のような特徴がある。

(都道府県単位)

複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、市区町村等ごとに申請する必要がなくなり、利便性が向上するが、都道府県ごとに申請を行う必要がなお残ることから、全国単位と比べて、申請に係る事務処理の効率化の効果は限定的となる。

地方公共団体にとっては、市区町村等ごとに申請の受付システムを整備・運用する必要がなくなり、システムの整備・運用に係る経費負担が縮減されることが見込まれるが、全国的には47のシステムが整備・運用されることから、全国単位で1のシステムを整備・運用する場合と比べて、経費負担の縮減に係る効果は限定的となることが見込まれる。ただし、現に都道府県単位で共通システムを整備している地方公共団体においては、既存の共通基盤を有効活用することができる。

また、既に都道府県単位で共通システムを整備・運用している例があるように、全国単位と比べて、共通システムの整備に係る地方公共団体間の調整コストが小さく、地域の実情に応じた選択・独自申請項目等の設定やシステム改修等が容易となる。

(全国単位)

複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに申請する必要がなくなり、都道府県単位と比べて、申請に係る事務処理の効率化の効果は大きくなる。

地方公共団体にとっては、地方公共団体ごとに申請の受付システムを整備・運用する必要がなくなり、都道府県単位と比べて、システムの整備・運用に係る経費負担の縮減に係る効果が大きくなることが見込まれる。ただし、既にシステムを整備している地方公共団体においては、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることとなる。

また、全ての地方公共団体で共通のシステムを活用することから、都道府県単位と比べて、共通システムの整備・運用に係る地方公共団体間の調整コストが大きく、個々の地方公共団体の意見が反映されにくくなる。

このように、都道府県単位の共通システムと全国単位の共通システムにはそれぞれ長所と短所があるが、本検討会における議論では、

- ・ 広域の共同受付体制の構築に相当の労力を要した経験を踏まえれば、全国単位の共通システムを整備・運用することは、地方公共団体間の合意形成に係る調整コストが大きく、その実現は容易でない
- ・ 都道府県単位の方が、地方公共団体間の意見集約をしやすい。当面は、全国単位の共通システムに連携させることを想定しつつ、都道府県単位で共通システムを整備していくことが現実的ではないか

等の意見があった一方で、

- ・ 事業者の利便性向上を図る観点からは、全国単位の共通システムを整備・運用することが理想的であり、これを目指すべきではないか
- ・ 都道府県単位で共通システムを整備する場合、事業者は、都道府県ごとに申請を行う必要がなお残る。このような状況において定期申請の受付期間を共通化すると、全国的に申請する事業者にとっては、申請の時期が重なり、申請に係る事務負担が大きくなるのではないか。また、共通申請項目等に係る補正の依頼が都道府県単位ごとに行われるなど、事業者にとって不都合が生じるのではないか
- ・ 政府調達関連システムで地方公共団体にも合わせて申請できるようにすることや、当該システムと地方公共団体のシステムとを情報連携し、国の入札参加資格者名簿情報を地方公共団体が利用できるようにすることも考えられるのではないか
- ・ 入札参加資格審査申請手続を電子化・オンライン化していない地方公共団体が多いことを踏まえれば、全国単位で共通システムを整備する方が、多くの地方公共団体に共通化に係るメリットを理解してもらいやすいのではないか

等の意見があった。

その上で、総論として、

- ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化を進める一方で、その申請システムを都道府県ごとに並立させることが、地方公共団体における申請の受付・審査に係る事務処理上、必ずしも効率的とはいえないこと
- ・ 現在の事業者の申請に係る事務負担の大きさに鑑みれば、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化を実現することが望ましいこと

を踏まえ、入札参加資格審査申請手続のうち申請の受付については、全国的に一本化することが望ましいものとされたところである。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査申請については、全国単位の共通システムを整備し、当該システムで受け付けるようにすることを目指すべきである。

ただし、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。

このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。

なお、これらの課題は、いずれも地方公共団体間の調整コストが大きいものと考えられるところであり、上記検討については、地方公共団体の意見をよく聞きながら、丁寧に進めていく必要がある。

(5) 共通システムの機能等の方向性

① 共通システムの機能の範囲

(3) ①のとおり、入札参加資格審査申請に関する具体的な手続については、一般に、申請・受付、審査・格付け、審査完了通知及び入札参加資格者名簿の公表・閲覧から構成されている。

これらのうち、申請・受付はもとより、審査や審査完了通知については、共通システム上にその機能を設けることによって、

- ・ 地方公共団体にとっては、共通システム上で申請項目等の審査を行うとともに、事業者に対して補正依頼や審査完了の旨を通知できる
 - ・ 事業者にとっては、補正依頼や審査完了通知を共通の仕組みで電子的に受け取ることができるとともに、共通システム上で審査状況を確認できる
- など、地方公共団体及び事業者の申請又は審査に係る事務処理の効率化や利便性の向上に資するものと考えられる。

また、審査や審査完了通知の機能自体は、その性質上、地方公共団体ごとに差異を生じさせる特段の必要性がないものと考えられる。このため、共通システム上にこれらの機能を設けることについては、後述する格付けや入札参加資格者名簿の公表等の機能を設ける場合と比べて、地方公共団体間の調整コストが小さいものと考えられる。

一方で、格付けについては、地方公共団体が地域の実情に応じてその方法を定める必要のあるものであり、等級分け、点数付け、順位付け等の格付けの方法や、格付けに用いる申請項目等が地方公共団体ごとに異なっている。このため、共通システム上で、特定の（又は複数あるうちのいずれかの）審査基準に基づき一律に格付けを行うような機能を設けることについては、地方公共団体間の調整コストが大きい。また、各地方公共団体が、共通システム上で、格付けの方法等を個

別に設定できるような機能を設けることも考えられるが、この方法は、共通システムの設計を複雑化し、整備コストを大きく増加させる可能性がある⁴⁴。

また、共通システムで入札参加資格者名簿を公表するためには、共通システム上に各地方公共団体の格付け等の結果が登録されている必要がある。すなわち、共通システム上で格付け等が行われる、又は各地方公共団体において個別に行つた格付け等の結果を共通システムにアップロードする必要がある。前者については、前述のとおり課題があり、後者については、地方公共団体の個別システムと共通システムを連携させるためのシステム改修が必要となる、又は手動でアップロードする事務が増加することから、地方公共団体間の調整コストが大きいものと考えられる。

これらに加え、本検討会では、審査後の事業者情報を基に、事業者情報管理（事業者に対する指名停止の設定等）の機能を共通システム上に設けることについても検討されたが、本検討会の構成員が整備している共通システムの構成を見ると、事業者情報管理等のシステムは、複数の後続システムと連携されている場合があり、システム改修に係る経費が大きくなることが見込まれる。また、当該システムには、地方公共団体ごとに指名停止、契約成績及び評定その他の独自の事項が付記されている場合があり、地方公共団体間の調整コストが大きくなることが見込まれる。

以上を踏まえ、共通システムの機能として、申請・受付、審査及び審査完了通知の機能を設けることが考えられる。

② 他の情報システムとの情報連携

(GビズIDの活用)

地方公共団体が整備している入札参加資格審査申請システムには、事業者認証のため、ID・パスワードやICカードによる認証機能が設けられているが、当該ID・パスワード等や認証方法は、地方公共団体ごとに異なっている。

事業者の認証機能については、国において、GビズIDの活用が推進されており、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、「事業者等の法人（個人事業主を含む。）が様々なサービスにログインできる認証機能であるGビズIDを、原則すべての行政手続で採用すべく各省庁と連携して検討を進める。」とされている。

GビズIDプライムについては、その保有者が法人代表者又は個人事業主であ

⁴⁴ 課題があることを踏まえ、格付けは、現時点では共通システムの機能の範囲に含めていないが、共通システムの具体化に係る検討において、技術的及びコスト的に当該課題が解決され、実現可能とされる場合には、共通システムの機能の範囲に含めることも考えられる。

ることの審査・確認が行われた上で発行されており、これを活用することは、地方公共団体における別途の本人確認や独自IDの通知等の事務が不要となることや、事業者における個別のアカウント発行・管理等の事務が不要となるといったメリットがある。

これらのメリットについては、入札参加資格審査申請手続についても当てはまるところから、共通システムの利用者認証についても、GビズIDを採用する方向で検討することが考えられる。

(必要書類に係る情報の連携)

地方公共団体においては、入札参加を希望する事業者の契約の相手方としての適正性を審査するため、事業者に対して登記事項証明書や納税証明書等の提出を求めている。

事業者における証明書の取得や地方公共団体における審査に係る事務負担を軽減する観点からは、共通システムとこれらの証明書情報等を管理する他のシステムとを連携させ、申請時に入力フォームへの自動表示や添付省略を可能とすることが望ましい。

例えば、共通必要書類である登記事項証明書に関しては、国において、ベース・レジストリの整備を進めており、デジタル社会の実現に向けた重点計画では、「商業・法人登記情報は2025年度（略）以降順次全ての行政機関がデータにアクセスする環境（略）を整備するため、デジタル庁・法務省でシステム整備を検討する。」とされている。

また、選択必要書類である国税の納税証明書に関しては、申請システムと国税庁システムとを情報連携させ、システム上で納税証明書に代えて納税情報（国税庁システムに登録された電子情報）を取得し、自動で添付できるようにする仕組みが国税庁システムに実装されている。

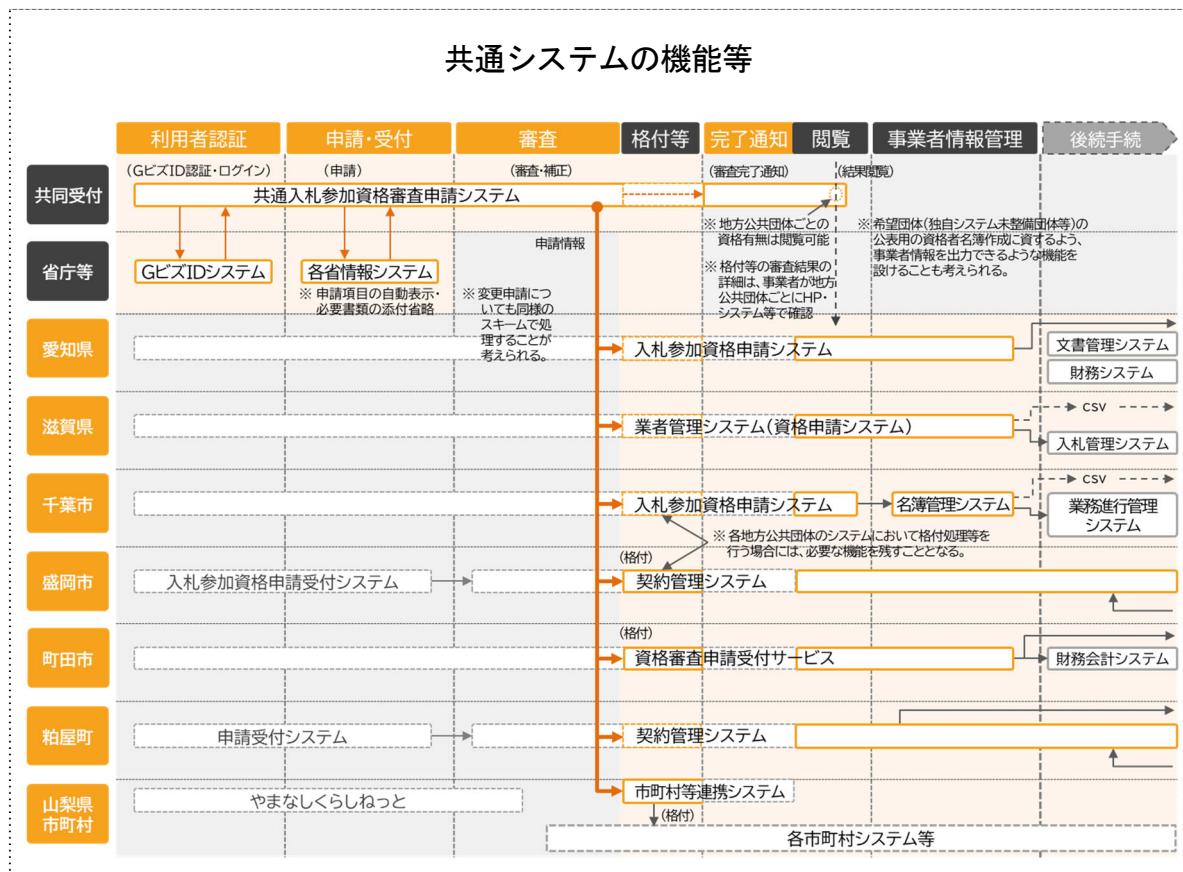
共通システムを整備するに当たっては、登記事項証明書や国税の納税証明書その他の証明書情報等を管理する他の情報システムの整備状況に応じて、これらのシステムと情報連携させることを検討すべきである。

③ 共通システムによる事務処理の概要

以上の共通システムの機能と他の情報システムとの情報連携を踏まえた共通システムによる事務処理の概要は以下のとおりである。

- i 事業者は、GビズID認証により、共通システムにログインする
- ii 事業者は、共通システムにおいて申請項目の入力及び必要書類のアップロードを行う

- iii ii の際、登記事項証明書や国税の納税証明書その他の証明書情報等について、他の情報システムと情報連携し、入力フォームへの自動表示や添付省略を行う
- iv 地方公共団体は、共通システムにおいて申請情報を基に審査を行い、必要に応じて事業者に対して補正依頼（システムからのメール通知）を行う（補正依頼を受けた事業者は、システム上で補正を行う）
- v 審査後の事業者情報を地方公共団体の個別システムと情報連携する
- vi 地方公共団体は、個別システム等において事業者に格付けを行う
- vii 地方公共団体は、共通システムにおいて審査完了処理を行う（事業者に対してシステムから審査完了の旨がメール通知される）
- viii 事業者は、必要に応じて地方公共団体が公表する入札参加資格者名簿を閲覧し資格の付与を確認する



④ 建設工事等との関係

本検討会では、府省庁において共通化が進められていること等を理由として、まずは、物品・役務等の共通システムの整備の方向性に係る検討を行った。

他方で、本検討会の構成員からは、特に市区町村では、物品・役務等と建設工事等に係る入札参加資格審査申請を同一のシステムで受け付けていることが多い

^{4,5} ところ、物品・役務等についてのみ共通システムを整備することについては、

- ・ 当該地方公共団体にとっては、物品・役務等と建設工事等についてそれぞれ異なるシステムにより事務処理を行わなければならないこと
- ・ 物品・役務等と建設工事等の双方に申請する地域の事業者にとっては、複数のシステムで申請する必要が生じること

等の課題があると指摘されている。

これを踏まえ、共通システムの整備については、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況に合わせて、実現可能なものとなるよう検討する必要がある。

^{4,5} 物品・役務等の入札参加資格審査を行っている市区町村のうち、675団体（41.0%）（入札参加資格審査申請システムを整備している市区町村のうち64.7%）

8. 今後の課題

本報告書では、物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等及び申請方法や、共通システムの整備の方向性について示した。

しかしながら、本検討会における議論や地方公共団体に対する意見照会では、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けており、物品・役務等についてのみ共通化・デジタル化すると、物品・役務等と建設工事等の資格の一括した申請の受付や審査を行うことができなくなり、また、これらのシステムが並立することとなり、事務処理に支障を生じるおそれがあることが指摘されている。

すなわち、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。

これを踏まえ、令和7年度は、本報告書で示した物品・役務等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性を踏まえつつ、引き続き、本検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。

本報告書で示した物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請方法については、共通システムの運用開始に合わせて導入するものとし、その導入に向けて、令和7年度以降、建設工事等に係る共通化・デジタル化の方向性に関する検討状況や、共通システムの具体化に向けた検討状況等を踏まえて、必要に応じて更新を行っていくものとする。

また、本報告書で示した物品・役務等の共通システムについては、令和7年度に、整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討するものとする。

なお、共通システムの導入時期については、現時点で、

- ・ 建設工事等の入札参加資格審査申請手続のデジタル化の方向性、物品・役務等と建設工事等のシステムを一体的に整備するのかどうか、共通システムの整備・運用主体等、共通システムの機能の詳細等が明らかでないこと
- ・ これに伴い、地方公共団体において改修する必要のある個別システムやその数、規模等が明らかでないこと

から、共通システムの整備に要する期間及び各地方公共団体においてシステム改修に要する期間を具体に想定することができないため、予断をもって示すことができない。

しかしながら、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化については、地方公共団体及び事業者の申請又は審査に係る事務処理の効率化や利便性の向上に資するものと考えられるところであり、この実現に向けて、速やかに取組を進めていく必要がある。

本検討会においては、地方公共団体及び事業者の意見を聞きながら、令和7年度に上記の検討を進めるものとし、この検討状況に応じて、具体化に向けたスケジュール等の策定を行うものとする。

なお、地方公共団体においては、現在、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することを目指して、システム標準化の取組に注力している。また、事業者のリソースのひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについては、概ね5年以内に移行できるよう、取組が進められているところである。

本報告書で示した共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。

共通・選択申請項目

別紙1

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況				
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体		
1 新規/更新 ※いずれか1を選択					① i					
新規	○	○				35	74.5%	1,060	64.4%	64.6%
更新	○	○				32	68.1%	959	58.2%	58.5%
2 申請先地方公共団体										
申請先地方公共団体	○	○			① i	38	80.9%	1,287	78.1%	78.2%
3 申請日										
申請日	○	○			① i	38	80.9%	1,366	82.9%	82.9%
4 申請対象有効期間等										
申請対象有効期間(令和〇年度～〇年度)	○	○			① i	13	27.7%	903	54.8%	54.1%
WTO等案件の該当有無		○	○		② ii	11	23.4%	105	6.4%	6.8%
5 業者種別 ※いずれか1を選択										
組合	○	○			① i	12	25.5%	364	22.1%	22.2%
公益法人 (公益社団法人又は公益財団法人)	○	○				10	21.3%	534	32.4%	32.1%
その他の法人 (会社又は士業法人)	○	○				28	59.6%	911	55.3%	55.4%
個人	○	○				28	59.6%	894	54.3%	54.4%
その他 (外国法人、人格のない社団、独立行政法人、一般 社団法人、一般財団法人等)	○	○				7	14.9%	194	11.8%	11.9%
6 法人番号										
法人番号	○	○			① ii	24	51.1%	713	43.3%	43.5%
7 本社住所										
郵便番号	○	○			① i	46	97.9%	1,584	96.2%	96.2%
住所(都道府県)(登記上の住所)	○	○			① i	47	100%	1,616	98.1%	98.2%
住所(市区町村)(登記上の住所)	○	○				42	89.4%	1,437	87.2%	87.3%
住所(町名・番地等)(登記上の住所)	○	○								
郵便番号(登記上の住所以外の住所)	○	○			① i	32	68.1%	878	53.3%	53.7%
住所(都道府県)(登記上の住所以外の住所)	○	○			① i	42	89.4%	1,437	87.2%	87.3%
住所(市区町村)(登記上の住所以外の住所)	○	○				47	100%	1,613	97.9%	98.0%
住所(町名・番地等)(登記上の住所以外の住所)	○	○								
※個人の場合は事業所の所在地を「登記上の住 所」欄に記入。 ※法人で登記上の住所と異なる住所を登録する必 要がある場合は、「登記上の住所以外の住所」欄に 記入。										
8 本社電話番号等										
電話番号	○	○			① i	47	100%	1,549	94.0%	94.2%
FAX番号	○	○			① i	42	89.4%	1,437	87.2%	87.3%
メールアドレス	○	○			① i	26	55.3%	907	55.1%	55.1%
9 商号又は名称										
商号又は名称(フリガナ)	○	○			① i	44	93.6%	1,555	94.4%	94.4%
商号又は名称	○	○				47	100%	1,593	96.7%	96.8%
10 代表者										
役職	○	○			① i	47	100%	1,584	96.2%	96.3%
氏名(フリガナ)	○	○			① i	34	72.3%	1,270	77.1%	77.0%
氏名	○	○				47	100%	1,613	97.9%	98.0%
11 設立年月日										
設立年月日 ※個人の場合は創業年月日を記入。	○	○			① i	40	85.1%	1,099	66.7%	67.2%
12 申請事務担当者										
氏名(フリガナ)	○	○			① i	18	38.3%	756	45.9%	45.7%
氏名	○	○				46	97.9%	1,423	86.4%	86.7%
部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合 は、営業所等の名称及び部署名を記入。	○	○			① i	37	78.7%	1,001	60.8%	61.3%
電話番号	○	○			① i	45	95.7%	1,376	83.5%	83.9%
FAX番号	○	○			① i	23	48.9%	897	54.5%	54.3%
メールアドレス	○	○			① i	30	63.8%	879	53.4%	53.7%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
13 代理申請人(行政書士)								
商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合に記入。	○	○			① ii	10	21.3%	621 37.7% 37.2%
氏名(フリガナ)	○	○			① ii	10	21.3%	404 24.5% 24.4%
氏名	○	○				23	48.9%	814 49.4% 49.4%
行政書士番号	○	○			① ii	10	21.3%	411 25.0% 24.9%
郵便番号	○	○			① ii	12	25.5%	514 31.2% 31.1%
住所(都道府県)	○	○			① ii	12	25.5%	630 38.3% 37.9%
住所(市区町村)	○	○			① ii			
住所(町名・番地等)	○	○			① ii			
電話番号	○	○			① ii	23	48.9%	787 47.8% 47.8%
メールアドレス	○	○			① ii	16	34.0%	530 32.2% 32.2%
14 主たる事業の種類 ※いずれか1を選択								
物品の製造								
ゴム製品	○	○			② i	10	21.3%	452 27.4% 27.3%
その他	○	○				12	25.5%	533 32.4% 32.2%
物品の販売								
卸売	○	○			② i	21	44.7%	553 33.6% 33.9%
小売	○	○				21	44.7%	564 34.2% 34.5%
役務の提供等								
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	○	○			② i	15	31.9%	650 39.5% 39.3%
旅館業	○	○				8	17.0%	399 24.2% 24.0%
サービス業	○	○				14	29.8%	543 33.0% 32.9%
その他	○	○				19	40.4%	680 41.3% 41.3%
物品の買受								
立木竹	○	○			② i	7	14.9%	309 18.8% 18.7%
その他	○	○				9	19.1%	403 24.5% 24.3%
その他								
建設業	○	○			② i	3	6.4%	147 8.9% 8.9%
運輸業	○	○				4	8.5%	245 14.9% 14.7%
その他	○	○				3	6.4%	322 19.6% 19.2%
15 営業所情報・受任者情報 ※営業所ごとに記入								
営業所の名称(フリガナ)	○	○			① i	24	51.1%	988 60.0% 59.7%
営業所の名称	○	○				45	95.7%	1,499 91.0% 91.1%
営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無								
(委任事項)								
見積り及び入札に関する一切の権限								
入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する一切の権限								
契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限								
物品の納入及び取引等に関する一切の権限								
代金の請求及び受領に関する一切の権限								
復代理人の選任及び解任に関する一切の権限								
その他契約履行に関する一切の権限								
郵便番号	○	○			① i	41	87.2%	1,432 86.9% 87.0%
住所(都道府県)	○	○			① i	44	93.6%	1,487 90.3% 90.4%
住所(市区町村)	○	○						
住所(町名・番地等)	○	○			① i	44	93.6%	1,421 86.3% 86.5%
電話番号	○	○			① i	36	76.6%	1,328 80.6% 80.5%
FAX番号	○	○			① i	23	48.9%	806 48.9% 48.9%
メールアドレス	○	○			① ii	39	83.0%	1,298 78.8% 78.9%
営業所の代表者役職 ※委任をしている場合は受任者役職を記入。	○	○			① i			
営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任をしている場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。	○	○			① i	26	55.3%	982 59.6% 59.5%
営業所の代表者氏名 ※委任をしている場合は受任者氏名を記入。	○	○				40	85.1%	1,325 80.4% 80.6%
営業所の担当部署	○	○			① ii	7	14.9%	450 27.3% 27.0%
営業所の常勤職員の人数		○	○		② i	8	17.0%	510 31.0% 30.6%
営業年数		○	○		② i	7	14.9%	596 36.2% 35.6%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
16 申請先地方公共団体ごとの登録先								
申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。	○	○		① ii	8	17.0%	436	26.5% 26.2%
17 希望する営業品目								
希望する営業品目(大分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	○		○	① i	44	93.6%	1,470	89.3% 89.4%
希望する営業品目(小分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。		○						
営業品目の希望順位 ※地方公共団体が必要に応じて営業品目(大分類)ごとに5位まで記入。 ※申請先地方公共団体ごとに記入可能。		○	○	② i	20	42.6%	566	34.4% 34.6%
取扱いメーカー ※営業品目(小分類)ごとに記入。		○	○	② i	10	21.3%	427	25.9% 25.8%
18 製造・販売実績等								
直前々年度決算								
決算期間の年月 (令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○		○	② i	9	19.1%	429	26.0% 25.9%
売上(収入)金額	○		○	② i	15	31.9%	519	31.5% 31.5%
営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額	○		○	② i	7	14.9%	233	14.1% 14.2%
直前年度決算								
決算期間の年月 (令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○		○	② i	27	57.4%	929	56.4% 56.4%
売上(収入)金額	○		○	② i	41	87.2%	1,175	71.3% 71.8%
営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額	○		○	② i	6	12.8%	354	21.5% 21.3%
前2か年間の平均実績高								
前2か年間の平均実績高	○		○	② i	15	31.9%	426	25.8% 26.0%
営業品目(大分類)ごとの前2か年間の平均実績高	○		○	② i	6	12.8%	193	11.7% 11.7%
19 自己資本額								
資本金(直前決算時)※1	○		○	② i	20	42.6%	644	39.1% 39.2%
純資産(直前決算時)※2	○		○	② i	15	31.9%	608	36.9% 36.8%
資本金(登記上)※3	○		○	② i	11	23.4%	544	33.0% 32.8%
自己資本金・合計※4	○		○	② i	23	48.9%	740	44.9% 45.0%
※1 法人の場合、貸借対照表の【資本金】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【元入金】を記入。白色申告の場合は、0を記入。 ※2 法人の場合、貸借対照表の【純資産の部の合計】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸の金額】を記入。白色申告の場合は、0を記入。 ※3 法人の場合、登記事項証明書の【資本金の額】を記入。個人の場合、「資本金(直前決算時)」と同額を記入。 ※4 法人の場合、【純資産の部の合計+決算後の純資産の増減額】を記入。個人の場合、「純資産(直前決算時)」と同額を記入。								
20 経営状況(直前決算時)								
流動資産	○		○	② i	34	72.3%	867	52.6% 53.2%
流動負債	○		○	② i	34	72.3%	866	52.6% 53.1%
流動比率	○		○	② i	25	53.2%	710	43.1% 43.4%
21 営業経歴								
沿革								
出来事(創業、法人設立、合併等)	○		○	② i	22	46.8%	566	34.4% 34.7%
和暦(年月)	○		○	② i	22	46.8%	572	34.7% 35.1%
明治より前(チェック)	○		○	② i	1	2.1%	165	10.0% 9.8%
詳細	○		○	② i	3	6.4%	199	12.1% 11.9%

申請項目		共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況				
				事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体		
	営業年数の求め方(以下から選択) ・登記がある場合は、法人設立年月日から申請日までの満年数 ・個人から法人化りした場合は、個人の創業年月日から申請日までの満年数 ・登記がない場合は、創業年月日から申請までの満年数 ・その他(合併・分社・事業譲渡等の場合。沿革に要記入) ※休業等で中断した期間がある場合には、これを除いた期間		○		○	(2)i	19	40.4%	536	32.5%	32.8%
	営業年数(満〇年)		○		○	(2)i	34	72.3%	1,103	67.0%	67.1%
22	常勤職員等の人数										
	常勤職員の人数		○		○	(2)i	46	97.9%	1,357	82.4%	82.8%
	うち技術職員の人数		○		○	(2)i	12	25.5%	598	36.3%	36.0%
	うち事務職員の人数		○		○	(2)i	10	21.3%	481	29.2%	29.0%
	うちその他の職員の人数		○		○	(2)i	9	19.1%	439	26.7%	26.4%
	うち障害者の人数		○		○	(2)i	20	42.6%	405	24.6%	25.1%
23	設備の額(直前決算時)										
	機械装置類		○		○	(2)i	11	23.4%	299	18.2%	18.3%
	運搬具類		○		○	(2)i	10	21.3%	248	15.1%	15.2%
	工具その他		○		○	(2)i	9	19.1%	235	14.3%	14.4%
	合計		○		○	(2)i	11	23.4%	234	14.2%	14.5%
24	官公需適格組合(明細)										
	1. 製造・販売実績等										
	直前々年度決算の売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	直前々年度決算の営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	直前年度決算の売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	直前年度決算の営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	前2か年間の平均実績高 ※合計		○		○	(2)i					
	営業品目(大分類)ごとの前2か年間の平均実績高		○		○	(2)i					
	2. 自己資本額										
	資本金(直前決算時) ※組合の場合は出資金 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	純資産(直前決算時) ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	資本金(登記上) ※組合の場合は出資金 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	自己資本金・合計 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i					
	3. 経営状況(直前決算時)										
	流動資産 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i	9	19.1%	235	14.3%	14.4%
	流動負債 ※組合員ごと・合計		○		○	(2)i	9	19.1%	234	14.2%	14.3%
	流動比率 ※合計		○		○	(2)i	5	10.6%	161	9.8%	9.8%
	4. 営業年数										
	組合と構成組合員の平均年数(小数点以下切り捨て) ※組合員ごとの年数・合計の平均		○		○	(2)i	3	6.4%	79	4.8%	4.8%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
5. 常勤職員等の人数			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	53	10.6%	151
6. 設備の額(直前決算時)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	4	8.5%	179
25 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	33	70.2%	1,059
26 役員等名簿			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	23	53.2%	577
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	23	48.9%	398
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	27	57.4%	590
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	17	36.2%	300
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	24	51.1%	376
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	0	0.0%	28
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	23	48.9%	669
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	18	38.3%	456
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	24	51.1%	688
役員(個人の場合は代表者)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2)i	11	23.4%	179
※法人の場合、登記事項証明書に記載されている役員について記入(事業協同組合の場合は理事)(ただし、監査役は除く)。 ※個人の場合、その者(個人事業主)及び同居する親族について記入。役職欄は省略可能。								

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
27 地方税等の納付状況の調査への同意(地方税、水道料金、下水道使用料)					(2)i	8	17.0%	378 23.0% 22.8%
28 ISO関係認証取得状況					(2)i	28	59.6%	514 31.2% 32.0%
29 エコアクション21認証取得状況					(2)i	21	44.7%	226 13.7% 14.6%
30 プライバシーマーク取得状況					(2)i	8	17.0%	139 8.4% 8.7%
31 障害者法定雇用率の達成状況					(2)i	22	46.8%	238 14.5% 15.3%
32 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況					(2)i	8	17.0%	21 1.3% 1.7%
33 基準適合一般事業主の認定(くるみん認定)の取得(有無)					(2)i	5	10.6%	18 1.1% 1.4%
34 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況					(2)i	7	14.9%	22 1.3% 1.7%
35 災害時応援協定の締結状況					(2)i	3	6.4%	19 1.2% 1.3%
36 技術者資格 ※人數を記入					(2)i	26	55.3%	758 46.0% 46.3%
建物管理・施設等保守管理業務関連資格					(2)i			

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
玉掛け技能講習修了者	○	○	(2)i	1	2.1%	64	3.9%	3.8%
ゴンドラ取扱特別教育修了者	○	○	(2)i	1	2.1%	64	3.9%	3.8%
刈払機取扱作業者	○	○	(2)i	0	0.0%	65	3.9%	3.8%
第一級陸上無線技術士	○	○	(2)i	2	4.3%	65	3.9%	4.0%
第二級陸上無線技術士	○	○	(2)i	2	4.3%	64	3.9%	3.9%
第一級陸上特殊無線技士	○	○	(2)i	2	4.3%	64	3.9%	3.9%
第二級陸上特殊無線技士	○	○	(2)i	1	2.1%	62	3.8%	3.7%
第三級陸上特殊無線技士	○	○	(2)i	1	2.1%	62	3.8%	3.7%
電気通信主任技術者(伝送交換)	○	○	(2)i	3	6.4%	91	5.5%	5.5%
第一級アナログ通信工事担任者	○	○	(2)i	4	8.5%	67	4.1%	4.2%
第二級アナログ通信工事担任者	○	○	(2)i	2	4.3%	64	3.9%	3.9%
第一級デジタル通信工事担任者	○	○	(2)i	5	10.6%	66	4.0%	4.2%
第二級デジタル通信工事担任者	○	○	(2)i	3	6.4%	64	3.9%	4.0%
総合通信工事担任者	○	○	(2)i	6	12.8%	67	4.1%	4.3%
CATV総合監理技術者	○	○	(2)i	1	2.1%	59	3.6%	3.5%
第1級CATV技術者	○	○	(2)i	2	4.3%	60	3.6%	3.7%
第2級CATV技術者	○	○	(2)i	2	4.3%	59	3.6%	3.6%
酸素欠乏危険作業主任者	○	○	(2)i	3	6.4%	74	4.5%	4.5%
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	○	○	(2)i	1	2.1%	69	4.2%	4.1%
1級自動ドア施工技能士	○	○	(2)i	4	8.5%	80	4.9%	5.0%
2級自動ドア施工技能士	○	○	(2)i	4	8.5%	79	4.8%	4.9%
1級舞台機構調整技能士	○	○	(2)i	0	0.0%	65	3.9%	3.8%
自家用発電設備専門技術者(保全部門)	○	○	(2)i	2	4.3%	69	4.2%	4.2%
自家用発電設備専門技術者(装置部門)	○	○	(2)i	1	2.1%	80	4.9%	4.8%
自家用発電設備専門技術者(据付工事部門)	○	○	(2)i	0	0.0%	72	4.4%	4.3%
蓄電池設備整備資格者	○	○	(2)i	2	4.3%	62	3.8%	3.8%
エネルギー管理士(電気)	○	○	(2)i	4	8.5%	69	4.2%	4.3%
1級計装士	○	○	(2)i	4	8.5%	64	3.9%	4.0%
2級計装士	○	○	(2)i	1	2.1%	81	4.9%	4.8%
保全技師Ⅰ(15年以上)	○	○	(2)i	0	0.0%	52	3.2%	3.1%
保全技師Ⅱ(15年以上)	○	○	(2)i	0	0.0%	57	3.5%	3.4%
保全技師補(10年以上)	○	○	(2)i	0	0.0%	57	3.5%	3.4%
保全技術員(5年以上)	○	○	(2)i	0	0.0%	57	3.5%	3.4%
保全技術員補(5年未満)	○	○	(2)i	0	0.0%	57	3.5%	3.4%
ボイラー・タービン主任技術者	○	○	(2)i	3	6.4%	265	16.1%	15.8%
特級ボイラー技士	○	○	(2)i	15	31.9%	514	31.2%	31.2%
1級ボイラー技士	○	○	(2)i	19	40.4%	516	31.3%	31.6%
2級ボイラー技士	○	○	(2)i	19	40.4%	514	31.2%	31.5%
ボイラー整備士	○	○	(2)i	17	36.2%	422	25.6%	25.9%
ボイラー取扱技能講習修了者	○	○	(2)i	2	4.3%	99	6.0%	6.0%
ボイラー据付け工事作業主任者技能講習修了者	○	○	(2)i	0	0.0%	73	4.4%	4.3%
地下タンク等定期点検技術者講習修了者	○	○	(2)i	1	2.1%	77	4.7%	4.6%
一級建築士	○	○	(2)i	7	14.9%	157	9.5%	9.7%
二級建築士	○	○	(2)i	5	10.6%	156	9.5%	9.5%
甲種1類消防設備士	○	○	(2)i	23	48.9%	509	30.9%	31.4%
甲種2類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	210	12.8%	13.3%
甲種3類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	209	12.7%	13.2%
甲種4類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	211	12.8%	13.3%
甲種5類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	209	12.7%	13.2%
甲種特類消防設備士	○	○	(2)i	4	8.5%	125	7.6%	7.6%
乙種1類消防設備士	○	○	(2)i	23	48.9%	509	30.9%	31.4%
乙種2類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	211	12.8%	13.3%
乙種3類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	210	12.8%	13.3%
乙種4類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	211	12.8%	13.3%
乙種5類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	210	12.8%	13.3%
乙種6類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	211	12.8%	13.3%
乙種7類消防設備士	○	○	(2)i	15	31.9%	210	12.8%	13.3%
第1種消防設備点検資格者	○	○	(2)i	18	38.3%	496	30.1%	30.3%
第2種消防設備点検資格者	○	○	(2)i	18	38.3%	496	30.1%	30.3%
防火対象物点検資格者	○	○	(2)i	3	6.4%	99	6.0%	6.0%
防災管理点検資格者	○	○	(2)i	1	2.1%	81	4.9%	4.8%
第一種冷凍機械責任者 (高圧ガス製造保安責任者)	○	○	(2)i	11	23.4%	415	25.2%	25.1%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況				
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体		
第二種冷凍機械責任者 (高圧ガス製造保安責任者)	○	○	○	○	(2)i	11	23.4%	417	25.3%	25.3%
第三種冷凍機械責任者 (高圧ガス製造保安責任者)	○	○	○	○	(2)i	10	21.3%	418	25.4%	25.3%
冷凍空気調和機器施工技能士	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	70	4.3%	4.1%
第一種冷媒フロン類取扱技術者	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	67	4.1%	4.1%
第二種冷媒フロン類取扱技術者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	66	4.0%	4.0%
冷媒回収技術者	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	62	3.8%	3.7%
電話応対技能検定合格者	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	60	3.6%	3.5%
1級造園施工管理技士	○	○	○	○	(2)i	6	12.8%	103	6.3%	6.4%
2級造園施工管理技士	○	○	○	○	(2)i	6	12.8%	102	6.2%	6.4%
1級造園技能士	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	81	4.9%	5.0%
2級造園技能士	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	80	4.9%	5.0%
3級造園技能士	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	73	4.4%	4.5%
公園施設点検管理士	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	59	3.6%	3.5%
公園施設点検技師	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	60	3.6%	3.5%
公園施設製品安全管理士	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	64	3.9%	3.8%
公園施設製品整備技士	○	○	○	○	(2)i	0	0.0%	64	3.9%	3.8%
チェーンソーによる伐木等特別教育修了者	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	43	2.6%	2.6%
建築物環境衛生管理技術者	○	○	○	○	(2)i	14	29.8%	492	29.9%	29.9%
1級ビル設備管理技能士	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	78	4.7%	4.8%
2級ビル設備管理技能士	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	77	4.7%	4.8%
建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	67	4.1%	4.1%
清掃作業監督者	○	○	○	○	(2)i	9	19.1%	316	19.2%	19.2%
1級ビルクリーニング技能士	○	○	○	○	(2)i	7	14.9%	303	18.4%	18.3%
清掃作業従事者研修修了者	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	74	4.5%	4.5%
空気環境測定実施者	○	○	○	○	(2)i	8	17.0%	310	18.8%	18.8%
ダクト清掃作業監督者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	74	4.5%	4.5%
ダクト清掃作業従事者研修修了者	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	64	3.9%	3.8%
水質検査実施者	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	89	5.4%	5.4%
貯水槽清掃作業監督者	○	○	○	○	(2)i	9	19.1%	332	20.2%	20.1%
貯水槽衛生管理技術者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	72	4.4%	4.4%
貯水槽清掃作業従事者研修修了者	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	73	4.4%	4.4%
排水管清掃作業監督者	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	79	4.8%	4.9%
排水管清掃作業従事者研修修了者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	66	4.0%	4.0%
浄化槽技術管理者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	91	5.5%	5.5%
浄化槽設備士	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	88	5.3%	5.3%
浄化槽管理士	○	○	○	○	(2)i	5	10.6%	153	9.3%	9.3%
防除作業監督者	○	○	○	○	(2)i	8	17.0%	304	18.5%	18.4%
防除作業従事者研修修了者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	68	4.1%	4.1%
統括管理者(建築物環境衛生関係)	○	○	○	○	(2)i	4	8.5%	275	16.7%	16.5%
空調給排水管理監督者	○	○	○	○	(2)i	1	2.1%	72	4.4%	4.3%
第3種下水道技術検定合格者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	245	14.9%	14.6%
下水道管理技術認定試験(管路施設)合格者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	243	14.8%	14.5%
下水道の設計等の資格を有する者(下水道法第22条第2項関係)	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	304	18.5%	18.1%
下水道管路管理技士	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	243	14.8%	14.5%
廃棄物処理施設技術管理士	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	96	5.8%	5.8%
警備業務関連資格										
警備員指導教育責任者	○	○	○	○	(2)i	9	19.1%	394	23.9%	23.8%
施設警備業務一級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	93	5.6%	5.6%
施設警備業務二級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	93	5.6%	5.6%
雜踏警備業務一級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	77	4.7%	4.7%
雜踏警備業務二級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	77	4.7%	4.7%
交通誘導警備業務一級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	8	17.0%	286	17.4%	17.4%
交通誘導警備業務二級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	125	7.6%	7.6%
貴重品運搬警備業務一級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	5	10.6%	279	16.9%	16.8%
貴重品運搬警備業務二級検定合格警備員	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	114	6.9%	6.8%
機械警備業務管理者	○	○	○	○	(2)i	8	17.0%	399	24.2%	24.0%
自衛消防業務講習修了者	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	61	3.7%	3.8%
防災センター要員講習修了者	○	○	○	○	(2)i	2	4.3%	240	14.6%	14.3%
自衛消防技術認定資格者	○	○	○	○	(2)i	3	6.4%	239	14.5%	14.3%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
給食業務関連資格	栄養士	○	○	(2)i	5	10.6%	306	18.6% 18.4%
		○	○	(2)i	2	4.3%	63	3.8% 3.8%
	調理師	○	○	(2)i	5	10.6%	306	18.6% 18.4%
	検査・調査業務関連資格							
	環境計量士	○	○	(2)i	5	10.6%	340	20.6% 20.4%
	測量士	○	○	(2)i	4	8.5%	287	17.4% 17.2%
	測量士補	○	○	(2)i	1	2.1%	268	16.3% 15.9%
	土地区画整理士	○	○	(2)i	1	2.1%	252	15.3% 14.9%
	不動産鑑定士	○	○	(2)i	3	6.4%	295	17.9% 17.6%
	不動産鑑定士補	○	○	(2)i	0	0.0%	264	16.0% 15.6%
	土地家屋調査士	○	○	(2)i	4	8.5%	208	12.6% 12.5%
	考古調査士	○	○	(2)i	0	0.0%	40	2.4% 2.4%
	埋蔵文化財調査士	○	○	(2)i	0	0.0%	41	2.5% 2.4%
	第一種衛生管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	69	4.2% 4.1%
	第二種衛生管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	68	4.1% 4.0%
	第一種作業環境測定士	○	○	(2)i	0	0.0%	69	4.2% 4.1%
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	○	○	(2)i	0	0.0%	61	3.7% 3.6%
	有機溶剤作業主任者	○	○	(2)i	0	0.0%	62	3.8% 3.7%
	石綿作業主任者	○	○	(2)i	0	0.0%	62	3.8% 3.7%
	一般建築物石綿含有建材調査者	○	○	(2)i	0	0.0%	63	3.8% 3.7%
	一戸建て等石綿含有建材調査者	○	○	(2)i	0	0.0%	62	3.8% 3.7%
	特定建築物石綿含有建材調査者	○	○	(2)i	0	0.0%	63	3.8% 3.7%
	水質関係第1種公害防止管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	66	4.0% 3.9%
	水質関係第2種公害防止管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	64	3.9% 3.8%
	水質関係第3種公害防止管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	65	3.9% 3.8%
	水質関係第4種公害防止管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	64	3.9% 3.8%
	大気関係第1種公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	41	2.5% 2.5%
	大気関係第2種公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	39	2.4% 2.4%
	大気関係第3種公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	40	2.4% 2.4%
	大気関係第4種公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	39	2.4% 2.4%
	騒音・振動関係公害防止管理者	○	○	(2)i	0	0.0%	44	2.7% 2.6%
	特定粉じん関係公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	43	2.6% 2.6%
	一般粉じん関係公害防止管理者	○	○	(2)i	1	2.1%	44	2.7% 2.7%
	臭気判定士	○	○	(2)i	0	0.0%	44	2.7% 2.6%
	第1種放射線取扱主任者	○	○	(2)i	1	2.1%	34	2.1% 2.1%
	第2種放射線取扱主任者	○	○	(2)i	1	2.1%	34	2.1% 2.1%
情報・通信サービス	情報・通信サービス							
	ITパスポート	○	○	(2)i	2	4.3%	57	3.5% 3.5%
	情報セキュリティマネジメント	○	○	(2)i	3	6.4%	62	3.8% 3.8%
	基本情報技術者	○	○	(2)i	2	4.3%	59	3.6% 3.6%
	応用情報技術者	○	○	(2)i	3	6.4%	57	3.5% 3.5%
	ITストラテジスト	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	システムアーキテクト	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	プロジェクトマネージャ	○	○	(2)i	3	6.4%	59	3.6% 3.7%
	ネットワークスペシャリスト	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	データベーススペシャリスト	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	エンベデッドシステムスペシャリスト	○	○	(2)i	2	4.3%	57	3.5% 3.5%
	ITサービススマネージャ	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	システム監査技術者	○	○	(2)i	3	6.4%	58	3.5% 3.6%
	情報処理安全確保支援士	○	○	(2)i	2	4.3%	57	3.5% 3.5%
37 代理店・特約店登録	代理店・特約店登録							
	商号又は名称	○	○	(2)i	13	27.7%	478	29.0% 29.0%
	区分(総代理店/特約店/代理店等)	○	○	(2)i	8	17.0%	379	23.0% 22.8%
	取扱品目	○	○	(2)i	4	8.5%	377	22.9% 22.5%

申請項目	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
38 営業実績								
営業品目		○		○	(2)i	13	27.7%	478 29.0% 29.0%
発注者		○		○	(2)i	21	44.7%	915 55.6% 55.3%
元請・下請の別		○		○	(2)i	4	8.5%	295 17.9% 17.7%
件名		○		○	(2)i	16	34.0%	784 47.6% 47.2%
契約内容		○		○	(2)i	19	40.4%	590 35.8% 36.0%
契約金額		○		○	(2)i	24	51.1%	940 57.1% 56.9%
契約年月		○		○	(2)i	18	38.3%	739 44.9% 44.7%
完成(予定)年月		○		○	(2)i	10	21.3%	457 27.7% 27.6%
			※直前2か年間に完成(見込み)した主な契約の実績を希望する営業品目ごとに記入。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。					
39 社会保険・労働保険加入状況								
社会保険・労働保険の加入状況								
健康保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		○	(2)i	13	27.7%	240 14.6% 14.9%
厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		○	(2)i	14	29.8%	226 13.7% 14.2%
雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		○	(2)i	13	27.7%	222 13.5% 13.9%
労働者災害補償保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		○	(2)i	2	4.3%	45 2.7% 2.8%
社会保険・労働保険に適用除外となっている理由 (全て加入している場合は記入不要)								
健康保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		○	(2)i	10	21.3%	166 10.1% 10.4%
厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		○	(2)i	9	19.1%	163 9.9% 10.2%
雇用保険 <input type="checkbox"/> 被保険者となる従業員がいないため(代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等) <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満であり、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		○	(2)i	10	21.3%	167 10.1% 10.4%
労働者災害補償保険 <input type="checkbox"/> 被保険者となる従業員がいないため(代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等) <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満であり、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		○	(2)i	2	4.3%	37 2.2% 2.3%
※加入義務の有無が不明なときは、必ず関係機関に確認の上、記入。 ※報告内容について、申請先地方公共団体が関係機関へ確認する場合がある。								

※ 物品・役務等に係る入札参加資格審査を行っている地方公共団体(1,694団体(47都道府県・1,647市町村))に占める割合

共通・選択必要書類

別紙2

- 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。

必要書類	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況※		
			事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○			① i	45	95.7%	1,475 89.6% 89.7%
2 納税証明書その2(国税) ※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、 申告義務のない場合は、申告義務のないことを 証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出。		○		○	② i	7	14.9%	429 26.0% 25.7%
3 納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等 の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	45	95.7%	1,478 89.7% 89.9%
4 納税証明書(未納の税額がないことを証明するも の)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目 (法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行して いない場合には直前1年分の納税証明書を提 出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたもの を提出 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に關 する権限を委任する(又はすることを予定して いる)場合は、委任先営業所が所在する都道府 県で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等 の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	44	93.6%	1,016 61.7% 62.6%
5 納税証明書(未納の税額がないことを証明するも の)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目 (法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行して いない場合には直前1年分の納税証明書を提 出。 ※本社が所在する市町村で発行されたもの を提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に關 する権限を委任する(又はすることを予定して いる)場合は、委任先営業所が所在する市町村で 発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等 の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	6	12.8%	1,431 86.9% 84.8%
6 代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の 税額がないことを証明するもの)(市町村税)	○		○		② i	4	8.5%	410 24.9% 24.4%
7 直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)	○		○		② i	11	23.4%	558 33.9% 33.6%
8 直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)	○		○		② i	42	89.4%	1,140 69.2% 69.8%
9 直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表)	○		○		② i	3	6.4%	76 4.6% 4.7%
10 組合員名簿(組合のみ)	○	○			② ii	11	23.4%	228 13.8% 14.1%

必要書類			共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況※			
					事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体	
個人のみ	11	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や商号登記をしている場合に提出。		○	○		② ii	15	31.9%	690 41.9%	41.6%
	12	身分証明書(身元証明書) ※本籍地の市区町村長が発行するものを提出。 ※破産者でないこと及び成年後見制度開始前の禁治産者、準禁治産者に該当しないことを証明するものを提出。		○		○	② i	37	78.7%	1,315 79.8%	79.8%
	13	登記されていないことの証明書		○		○	② i	21	44.7%	322 19.6%	20.2%
	14	納税証明書その2(国税) ※事業の開業前等で納付するべき額がない場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出。		○		○	② i	6	12.8%	390 23.7%	23.4%
	15	納税証明書その3の2(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	44	93.6%	1,395 84.7%	84.9%
	16	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	42	89.4%	945 57.4%	58.3%
	17	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人))。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※事業所が所在する都道府県で発行されたもの。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○		○	② i	15	31.9%	1,435 87.1%	85.6%
	18	直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○		○	② i	8	17.0%	471 28.6%	28.3%
	19	直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○		○	② i	34	72.3%	971 59.0%	59.3%

官公需 格組合 のみ	必要書類	共通	選択	(参考)申請項目の性格		(参考) 設定方法	(参考)採用状況※		
				事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報		都道府県	市区町村	全団体
				(②) ii					
20	構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○	○	(②) i	7	14.9%	319 19.4% 19.2%
21	構成組合員の納税証明書その2(国税)		○		○	(②) i	0	0.0%	79 4.8% 4.7%
22	構成組合員の納税証明書その3の3(国税) ※構成組合員が法人の場合		○		○	(②) i	9	19.1%	403 24.5% 24.3%
23	構成組合員の納税証明書その3の2(国税) ※構成組合員が個人の場合		○		○	(②) i	6	12.8%	345 20.9% 20.7%
24	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	(②) i	19	40.4%	511 31.0% 31.3%
25	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	(②) i	6	12.8%	606 36.8% 36.1%
26	構成組合員の財務諸表 ※構成組合員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組合員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。		○		○	(②) i	12	25.5%	317 19.2% 19.4%
27	委任状(行政書士への申請の委任)	○		○		(①) ii	7	14.9%	341 20.7% 20.5%
28	委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		○		(①) i	36	76.6%	1,415 85.9% 85.7%
29	営業等の許可・認可・登録等の証明書等 ※営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に当該証明書等を提出。		○		○	(②) i	39	83.0%	1,058 64.2% 64.8%
30	技術者の資格者証 (技術者が複数名の場合は1名分)		○		○	(②) i	15	31.9%	329 20.0% 20.3%
31	ISO関係登録証(ISO9000シリーズ)		○		○	(②) i	23	48.9%	363 22.0% 22.8%
32	ISO関係登録証(ISO14000シリーズ)		○		○	(②) i	29	61.7%	383 23.3% 24.3%
33	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証		○		○	(②) i	9	19.1%	90 5.5% 5.8%
34	エコアクション21認証・登録証		○		○	(②) i	21	44.7%	169 10.3% 11.2%
35	プライバシーマーク登録証		○		○	(②) i	10	21.3%	140 8.5% 8.9%
36	障害者雇用状況報告書		○		○	(②) i	26	55.3%	196 11.9% 13.1%
37	社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。		○		○	(②) i	7	14.9%	167 10.1% 10.3%
38	特約店・代理店証明書		○		○	(②) i	5	10.6%	309 18.8% 18.5%
合計		3	35	6	32				

※ 物品・役務等に係る入札参加資格審査を行っている地方公共団体(1,694団体(47都道府県・1,647市区町村))に占める割合

共通の営業品目(物品)

別紙3

営業品目(物品)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)			
1 衣服・靴・かばん・寝具等	1 官公需用制服、事務用・作業用・衛生衣服	・ 警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服、医療服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着、助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ズボン、前だれ(よだれ掛けを除く)、ニット製衛生用衣服、ニット製事務用衣服、ニット製作業服		11600200000
	2 学校服	・ 学生服ブレザー、ジャケット、学ラン、学生服ズボン、学生服スカート、体操着、水着		51200200000
	3 外衣・シャツ (学校服、スポーツ用を除く)	・ 乳幼児服、上衣類、スカート・ズボン類、オーバーコート、レインコート、ゴム引合羽、ビニル合羽等		51200100000
	4 帽子	・ 麦わら・パナマ類帽子、フェルト帽子、ニット帽子、皮革、毛皮製帽子、合成皮革製帽子、帽体		51009990130
	5 靴、履物 (スポーツ用を除く)	・ 運動靴、サンダル、紳士用靴、婦人用靴、子供用靴、作業用靴、靴・履物用材料		51320100000
	6 手袋	・ 衣類用、作業用		51009990110
	7 かばん、袋物	・ 旅行かばん、トランク、キャリーケース、書類入かばん、学生かばん、ランドセル、リュックサック、ショルダーバッグ、ゴルフバッグ、皮革製ケース、袋物		51330100000
	8 寝具	・ 掛ぶとん、敷ぶとん、座ぶとん、かいまき		
	9 その他			
2 家具・什器(厨房機器を除く)	1 家具・装備品	・ 和机、座机、ガス焜きングテーブル、座卓、座いす、応接セット、学校用机、学校用いす、回転式いす、折りたたみいす、洋服たんす、整理たんす、和たんす、ベビーたんす、ロッカーたんす、棚・戸棚、音響機器用キャビネット、げた箱、鏡台、傘立、アイロン台、ハンガー掛け、張板(洗張用)、こたつ板・こたつやぐら、カラーボックス、火ばち(木製のもの)、電話台、裁縫箱、人形ケース(木枠のもの)、はえ帳(木製)、長持、へら台、育児用家具(ベビーベッドを除く)、コート掛け、竹・籐・きりゅう製家具、ミシンテーブル(脚を除く)、洗面化粧台、ベッド、二段ベッド、ベビーベッド、ソファーベッド		
	2 その他			
3 室内装飾品	1 敷物、カーテン、帆布製品	・ ジュウたん、カーペット、カーテン、帆布製品		55140100000
	2 建具	・ 雨戸、格子、障子、欄間(銘板を除く)、網戸、ドア、ふすま(骨・縁を含む)、よろい戸、ブラインド、カーテンロッド、日おい、カーテン部品・附属品、アルミニウム製サッシ・ドア、シャッタ、ひょうぶ、衣こう、すだれ、ついたて(掛軸、掛地図を含む)		55110200000
	3 畳	・ 畳、畳床、花むしろ、ござ		55130100000
	4 その他			
4 印刷・製本	1 オフセット印刷			
	2 フォーム印刷			
	3 特殊印刷			
	4 地図印刷			
	5 製本			15000200030
	6 その他			
5 車両・鉄道車両・航空機・船舶	1 軽乗用車			54210100010
	2 乗用車	・ 小型乗用車、普通乗用車		
	3 軽トラック			54210200010
	4 トラック	・ 小型トラック、普通トラック、トラック(けん引車)(シャシーを含む)、トレーラ		
	5 バス	・ 小型バス、大型バス		
	6 救急車		・ 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証	
	7 消防車			
	8 雪上車・除雪車			
	9 特別用途車 (救急車、消防車、雪上車・除雪車を除く)	・ バトロールカー、雪きゆう車、塵芥收集車、宣伝車、無線車、ガソリンタンク車、コンクリートミキサー車、散水車、給水車、工作車、ダンプカー、クレーン付トラック、四輪バギー、スノーモビル、ゴルフカート、林内作業車等農耕作業用自動車		54219990050
	10 電気自動車			
	11 二輪自動車			54210300000
	12 自転車 (部分品、附属品を含む)			54910100000
	13 自動車タイヤ (二輪自動車用を含む)			54220100000

営業品目(物品)			説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)				
5	14 自動車部品、附属品 (二輪自動車部品を含み、中古品を除く)		・ カーステレオ、カーエアコン、カーヒータ、カーナビゲーション、ETC車載器、ドライブレコーダー、自動車用電球(LEDランプを除く)、自動車用LEDランプ、自動車・二輪自動車用電気照明器具(LED器具を除く)、自動車用鉛蓄電池(二輪自動車用を除く)、その他の自動車部品、附属品		54220200000
	15 鉄道車両・鉄道車両部品・軌道用品		・ 鉄道車両、台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、機関車用車輪、フレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア、ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア		
	16 航空機		・ 航空機、ヘリコプター、航空機部分品、補助装置	・ 航空機製造事業許可証	31410100000
	17 船舶		・ 船舶、船体ブロック、舟艇、舶用ボイラ、舶用蒸気タービン、舶用機関の部分品、取付具、附属品	・ 造船施設又は設備の許可証又は登録証 ・ 造船業開始届出書 ・ 小型船造船業登録済証 ・ 船舶用推進機関の製造業の開始届 ・ 船舶用ボイラーの製造業の開始届	31310100000
	18 その他				
	6 燃料・ガス・油脂・電力				
6	1 挥発油・灯油・軽油・重油			・ 石油製品販売業開始届出書 ・ 挥発油販売業者登録通知書 ・ 危険物取扱所設置許可書	
	2 液化石油ガス(LPG)		・ プロパンガス、自動車用LPガス(オートガス)、カートリッジ式ガスボンベ、工業用・電力用・都市ガス用液化石油ガス	・ 液化石油ガス販売業登録済証 ・ 高圧ガス販売事業届出書 ・ 高圧ガス製造許可証	53310600000
	3 石炭、亜炭		・ 一般炭、無煙炭、れき(瀝)青炭、石灰水洗、石炭還炭、褐炭(亜炭を除く)、亜炭		53320100000
	4 コークス				53320200000
	5 電気			・ 特定規模電気事業届出書 ・ 小売電気事業登録証	33100200000
	6 その他				
7	産業用機械(厨房機器を除く)				
7	1 農業・林業用機械器具		・ 動力耕うん機、歩行用トラクタ(エンジンなしのもの及びガーデントラクタを含む)、農業用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、農業用乾燥機、コンバイン、飼料機器、その他の農業用機械、林業用機械器具		
	2 漁業機械				
	3 建設用機械、鉱山用機械		・ ショベル系掘削機械、掘さく機(ショベル系を除く)、クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、建設用トラクタ、ショベルトラック、さく岩機、破碎機(補助機を含む)、摩碎機、選別機(補助機を含む)、その他の建設機械、その他の鉱山機械		
	4 金属加工機械		・ 金属工作機械、圧延機械、同附属装置、液圧プレス、機械プレス、せん断機(シャーリングマシン)、鋳造機械、その他の金属加工機械		
	5 木材加工機械		・ 製材機械、木材加工機械、合板機械(繊維板機械を含む)		54191300000
	6 ポンプ、圧縮機		・ ポンプ、同装置、空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機、油圧・空圧機器		54190300000
	7 冷凍機、温湿調整装置		・ 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、冷凍・冷蔵ユニット、その他の冷凍機、温湿調整装置		54190800000
	8 弁、同附属品		・ 高温・高压バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック		54191100000
	9 ガス機器、石油機器 (厨房機器を除く)		・ 暖房用ガス機器、石油機器、石油機器、ガス風呂釜、ガス湯沸器		54192400000
	10 ドローン				
	11 除雪機				
	12 その他				
8	電気機器(厨房機器を除く)				
8	1 調理用電気機械器具(家庭用)		・ 電気炊飯器、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、クッキングヒーター、電気こんろ、電気なべ、電気ポット、トースタ、ホットプレート、電気オーブン、ジューサ(ミキサを含む)、コーヒーメーカー、クッカー、食器乾燥機、餅つき機、ディスポーザ、卓上型電磁調理器		54300200000
	2 設備用電気機械器具		・ 換気扇、電気温水器、自然冷媒ヒートポンプ式給湯器、電気温水洗净便座(暖房便座を含む)、電気照明器具、火災報知設備、ガス警報器、空気清浄機、家庭用タイムスイッチ、懐中電灯		54300300000
	3 冷暖房用電気機械器具		・ 扇風機、家庭用エアコンディショナ、その他の冷暖房用電気機械器具、電気こたつ、電気ストーブ、電気カーペット、電気温風暖房機、電気毛布、冷風扇、空気清浄機、加湿器、除湿器		54300400000
	4 家事用電気機械器具		・ 電気洗濯機、電気掃除機、電気アイロン、ハンドクリーナ、床みがき機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレッサー		54300500000
	5 電球、ランプ		・ 電球、蛍光ランプ、LEDランプ		54301500000
	6 その他				

営業品目(物品)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)			
9 映像・音響機器	1 カメラ・映画用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ カメラ、デジタルカメラ、カメラ用レンズ、写真機関連器具、部分品、取付具、附属品 ・ 映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映画編集整理装置、映画仕上装置、映画現像測定装置、映画録音装置、ランプハウス、サウンドヘッド、映写スクリーン、幻灯機 		
	2 音響機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステレオセット、CDプレーヤ、MDプレーヤ、ハイファイ用アンプ、スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、ヘッドホンステレオ、デジタルオーディオプレーヤ、テープデッキ、拡声装置、ジュークボックス、レコードプレーヤ、カラオケ(CD又はミュージックテープ用)、ICレコーダ、AIスピーカー、地上デジタル・BS・CS等チューナー・アンテナ 		
	3 その他			
10 通信機器	1 携帯電話機	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン、フィーチャーフォン(ガラケー)、簡易型携帯電話機(PHS)、携帯電話・スマートフォン用充電器、SIMカード 		54301000000
	2 電話機・ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話機、標準電話機、多機能付電話機、コードレスホン、ファクシミリ 		
	3 携帯用通信装置(可搬用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ トランシーバ 		54301100050
	4 その他			
11 電子計算機・周辺機器	1 電子計算機、同周辺機器(プリンターを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)、パーソナルコンピュータ(ノートブック型、タブレット型)、SDメモリカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ、光磁気ディスク(MO、MD等)、CD-R／RW、DVD-R／RW、BD-R／RE、フレキシブルディスク(フロッピーディスク)、ストレージ用磁気テープ(LTOテープ等)、録音用テープ、録画用テープ、ハードディスクドライブ(HDD)、フロッピーディスクドライブ(FDD)、CD-ROMドライブ、DVD-ROMドライブ、ブルーレイドライブ、USBメモリ、フレキシブルディスク装置、電子計算機用外付け液晶ディスプレイ、モニター 		
	2 プリンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクジェットプリンター、レーザープリンター、活字インパクトプリンター 		54301200170
	3 ソフトウェア(ゲームソフトウェアを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用ワープロソフト(情報記録物)、事業用表計算ソフト(情報記録物)、事業用グラフィックソフト(情報記録物)、財務管理ソフト(情報記録物)、給与計算ソフト(情報記録物)、事業用オペレーティングシステムソフトウェア(情報記録物)、事業用ミドルウェア(情報記録物)、事業用アンチウイルスソフト(情報記録物) 		54301400000
	4 その他			
12 理化学・計測・光学機器	1 体積計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算体積計、ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフラスコ、ピペット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器販売事業届出書 ・ 特定計量器製造事業届出書 	54920600030
	2 分析機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸收分光分析装置、発光分光分析装置、比色計、電磁気分析装置、クロマト分析装置、蒸留・分離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス分析機器装置、電気化学分析装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器販売事業届出書 ・ 特定計量器製造事業届出書 	54920600110
	3 測量機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジヤイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器販売事業届出書 ・ 特定計量器製造事業届出書 	54920600150
	4 理化学機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理、化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器(天体写真機、天頂儀、子午儀等)、地球物理学機器(重力計、磁力計等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器販売事業届出書 ・ 特定計量器製造事業届出書 	54920600170
	5 その他の計量器、理化学機械器具、光学機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般長さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器販売事業届出書 ・ 特定計量器製造事業届出書 	54920609999
	6 その他			
13 医療・介護・福祉用機器	1 医療用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用機械器具・装置、歯科用機械器具・装置、X線装置(医科・歯科用)、X線装置(医用CT装置)、医療用電子応用装置、健康管理機器、生体検査機器、検体検査機器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 ・ 管理医療機器販売業届出書 ・ 医療機器製造販売業許可証 ・ 医療機器製造業許可証 	
	2 介護用機器			
	3 その他			

営業品目(物品)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)			
14 薬品	1 医薬品	・ 医家・薬局向け医薬品(医薬品製剤、ワクチン、血清、保存血液、生葉・漢方)	・ 医薬品販売業許可証 ・ 医薬品製造業許可証 ・ 医薬品製造販売業許可証 ・ 毒物劇物販売業登録票 ・ 毒物劇物輸入業登録票 ・ 毒物劇物製造業登録票 ・ 麻薬卸売業者免許証 ・ 麻薬小売業者免許証 ・ 麻薬大麻取扱者免許証 ・ 放射線同位元素販売業許可証 ・ 薬局開設許可証 ・ 覚醒剤原料取扱者の指定	
	2 要指導・一般用医薬品	・ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」(薬機法)に定める要指導医薬品及び一般医薬品(医師の処方箋によるものを除く) ・ 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、外傷・皮膚病薬	・ 医薬品販売業許可証 ・ 薬局開設許可証	55200100000
	3 医薬部外品	・ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」に定める医薬部外品 ・ あせも・ただれ用剤、ビタミン剤、外用消毒剤	・ 医薬部外品製造業許可証 ・ 医薬部外品製造販売業許可証	55220200000
	4 圧縮ガス、液化ガス	・ 酸素ガス(液化酸素を含む)、水素ガス、窒素、ネオンガス、アルゴンガス、混合ガス、精製ガス	・ 高圧ガス販売事業届出書 ・ 高圧ガス製造許可証 ・ 液化石油ガス販売事業登録証	53291700000
	5 工業薬品	・ か性ソーダ、液体塩素、塩酸、塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、重炭酸ナトリウム、さらし液、塩素ガス、塩酸ガス	・ 毒物劇物販売業登録票	
	6 農薬	・ 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤	・ 農薬販売届 ・ 毒物劇物販売業登録票	53291100000
	7 融雪剤			
	8 凍結防止剤			
	9 その他			
15 医療用品、衛生用品				
	1 医療用品、衛生用品	・ ガーゼ、包帯、脱脂綿、大人用紙おむつ、子供用紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパータオル、ウェットティッシュ、糸創膏、眼帯、三角きん、綿棒、コンタクトレンズの保存液・洗浄液、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、水まくら、氷のう、コンドーム		55220200000
	2 その他			
16 文具・事務用機器				
	1 事務用機械器具	・ 金庫、金銭登録機(レジスター)、加算機、計算機、電子式卓上計算機、電子手帳、電子辞書、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、チェックライタ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分類機、郵便集配機、印押機、オフセット印刷機(B3判未満)、硬貨計算機、小切手記入機、抹消機、シュレッダ、電動ステープラ、製図機械、電動穴あけ機		54140100000
	2 複写機(消耗品、附属品を含む)	・ デジタル式複写機、フルカラー複写機、複合機、消耗品(トナーカートリッジ、ドラム、ステープル針等)、附属品		54140200010
	3 印章			
	4 文房具・事務用品(印章を除く)	・ 鉛筆、万年筆、シャープペンシル、ボールペン、蛍光ペン、サインペン、フェルトペン、水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、絵画用木炭、パレット、図案・製図用具(定規、コンパス、製図板、T定規、三角定規)、事務用のり、工業用のり、計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ(ホッチキス)、筆箱、すずり箱		
	5 用紙	・ 非塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、複写原紙、フォーム用紙、PPC(普通紙複写機)用紙、情報記録紙		
	6 紙製品・段ボール	・ 帳簿類、事務用書式類(伝票、領収書、複写簿、請求書、仕切書等)、事務用紙袋(封筒、事務用角底袋等)、ノート類(学習帳、レポート用紙等)、手帳、メモ帳、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、段ボール		
	7 その他			
17 厨房機器				
	1 流し台、調理台、ガス台	・ システムキッチン		55110100030
	2 厨房機器	・ 食器洗浄・消毒用機器、給湯関係器、業務用冷凍・冷蔵庫、その他業務用厨房機器		
	3 厨房用品	・ 給食用食器、給食用調理器具		
	4 その他			

営業品目(物品)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)			
18 土木・建設・建築材料	1 木材、竹材			53110100000
	2 セメント			53120100000
	3 コンクリート製品	・遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、遠心力鉄筋コンクリート柱(ポール)、遠心力鉄筋コンクリートくい(パイアル)、コンクリート管(遠心力鉄筋コンクリート管を除く)、コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品等		53190200000
	4 舗装材料	・れき青乳剤、舗装用ブロック		53320300000
	5 砂、砂利、玉石	・砂、砂利、玉砂利、玉石	・採石業登録通知書	53320500010
	6 鋼材	・普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鋼管、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼钢管、亜鉛鉄板、ブリキ、針金、鍛工品、ブリキ缶、その他のめっき板製品、建設用金属製品、製缶板金製品、金属線製品、普通鋼鋼線、金属製スプリング		
	7 その他			
19 警察用品	1 警察用品			
	2 その他			
20 消防・防災・防犯用品	1 消防用ホース・ポンプ			
	2 避難器具			
	3 救助器具			
	4 防火服・防護服・防護具 (各種ヘルメットを含む)			
	5 消火器・化学消火薬剤		・毒物劇物販売業登録票	
	6 消防用品			
	7 防災用品			
	8 災害用備蓄食糧			
	9 保安用品			
	10 防犯用品			
	11 その他			
21 図書	1 図書(電子書籍含む)	・紙媒体の雑誌、紙媒体の書籍、電子書籍		
	2 映像・音楽ソフト(情報記録物)	・販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、DVDなどの情報記録物に記録されたもの。 ・販売するために制作・複製された音楽、音響、音声のうち、CD等の情報記録物に記録されたもの		
	3 地図			
	4 その他			
22 運動用品	1 スポーツ用品	・スキーカー、スケートカーディ、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、競泳着、トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣、スキーウェア上衣、レオタード、水着、海水パンツ、登山靴、スキーカー、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴、スポーツ用皮手袋、野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミット、バット、バスケットボール・バレー・ラグビー・サッカー用具、テニス・卓球・バドミントン用具、ゴルフ用具、スキーカー用具、釣道具、同附属品		
	2 武道用品			
	3 スポーツ用機器			
	4 遊具			
	5 その他			
23 学校教材	1 教材・教育機器			
	2 保育用教材			
	3 その他			
24 楽器	1 楽器			55990900000
	2 その他			
25 農業・園芸用品	1 農業用器具 (農業用機械を除く)	・くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こて、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養蚕用機器・養きん用機器・養蜂機器(金属製)、農業用はさみ		24260100000
	2 肥料	・有機肥料(骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす肥料、バーク堆肥、おがくず等)、化学肥料、園芸用土	・肥料販売業務開始届出書	55920100010
	3 飼料	・配合飼料(動物性・植物性たん白質混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料等)、単体飼料(貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、羽毛粉飼料等)	・飼料販売業者届出書	55920100030
	4 種苗、球根、花、植木	・稻作共同育苗、庭園樹苗木、街路樹苗木、かんきつ苗木、野菜種苗、花き種苗、綠肥作物種子		55991300010
	5 その他			

営業品目(物品)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類(32品目)	小分類(177品目)			
26 水道用品	1 水道メーター			
	2 上下水道用機器 (水道メーターを除く)			
	3 その他			
27 看板・旗・標識・記章	1 看板、標識機、展示装置	・ 道路標識、広告塔、アーバルーン、電光表示器、ネオンサイン		32920100010
	2 懸垂幕、横断幕			
	3 旗・国旗・のぼり旗			
	4 徽章・記章・バッジ・ワッペン			
	5 その他			
28 日用雑貨(厨房機器を除く)	1 時計			54920300000
	2 日用雑貨、荒物 (厨房用品を除く)	・ 台所用品、食卓用品(食器含む)、浴槽、洗面器、手洗器、はし(木・竹製)、魔法瓶、魔法瓶ケース(ジャー、ジャークースを含む)、容器、清掃用品、ろうそく、マッチ		55100200000
	3 金物類	・ 刃物類、工具、手道具、土工用具(園芸用を含む)、建築用金物等		55910100000
	4 塗料			53210100000
	5 生ごみ処理装置			
	6 その他			
29 食糧品	1 飲料	・ 炭酸飲料、ジュース、コーヒー飲料(ミルク入りを含む)、茶系飲料、ミネラルウォーター、その他の清涼飲料、牛乳、乳飲料、乳酸菌飲料	・ 食品営業許可証 ・ 食品衛生許可証	
	2 茶類 (葉、粉、豆などのもの)	・ 荒茶、緑茶(仕上茶)、紅茶(仕上茶)、コーヒー、その他茶類	・ 食品営業許可証 ・ 食品衛生許可証	52260100000
	3 料理品 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの)	・ 惣菜、すし、弁当、おにぎり、調理パン、サンドイッチ等	・ 食品営業許可証 ・ 食品衛生許可証	52290100000
	4 給食用材料		・ 食品営業許可証 ・ 食品衛生許可証	
	5 その他			
30 贈答品	1 カップ・トロフィー・表彰楯			
	2 各種啓発用品・名入れ用品 (ノベルティ)(文房具特注品)			
	3 各種啓発用品・名入れ用品 (ノベルティ)(雑貨)			
	4 贈答用品			
	5 その他			
31 その他の物品	1 選挙用品・機器			
	2 指定ごみ袋			
	3 その他			
32 不用品質受け	1 鉄スクラップ	・ 鉄スクラップ(鉄くず)	・ 古物商許可証 ・ 金属くず商の許可証 (都道府県が条例で定めている場合)	53600100030
	2 非鉄金属スクラップ	・ 非鉄金属スクラップ(銅線くず、亜鉛板くず、くず鉛など)	・ 古物商許可証	53600100050
	3 古紙	・ 古紙(紙くず)	・ 古物商許可証	53600100070
	4 車両、鉄道車両、航空機、船舶		・ 古物商許可証	
	5 電力		・ 特定規模電気事業届出書 ・ 小売電気事業登録証	
	6 その他			

共通の営業品目(役務)

別紙4

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考) 生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
1 デザイン・広告・イベント				
1	1 デザインサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託により、ロゴタイプ、シンボルマーク、ポスター、本、カタログ、パンフレットなどをデザインするサービス ・ 受託により、ウェブサイト、アプリケーションソフトウェア、その他のデジタルメディアのインターフェースをデザインするサービス 		72600100000
2	2 著述・芸術作品の制作サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者からの受託により、著述・芸術作品を作成するサービス 		72700100010
3	3 新聞広告・雑誌広告サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主として新聞・雑誌を広告媒体として行う広告サービス 		
4	4 テレビ広告・ラジオ広告サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主としてテレビ・ラジオを広告媒体として行う広告サービス 		
5	5 屋外広告サービス (交通広告サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、交通機関の施設を除く、広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどを利用して行う広告サービス 	・ 屋外広告業登録通知書	73100100090
6	6 交通広告サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、鉄道・バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅、空港などの交通機関の施設を利用して行う広告サービス 	・ 屋外広告業登録通知書	73100100110
7	7 ポスティングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告代理店や広告主等から依頼を受けて、チラシやポケットティッシュ、小冊子等を住宅や企業等に配布するサービス 		92900400010
8	8 印刷物の企画編集			
9	9 イベント企画・運営等サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に販売促進、教育啓もう、情報伝達等を目的として、会議や展示会、博覧会等の各種イベントに係る企画、設営、運営等を一貫して請け負うサービス。商業施設や文化施設、イベントなどの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請け負い、これらの施設の内装、外装、展示装置、機械設備(音響、映像等)等を総合的に構成演出するサービスは本分類に含まれる。 		92900100010
10	10 会場設営			
11	11 音響・舞台照明等関連業務			
12	12 その他			
2 映像・写真・図面等製作				
1	1 映画の制作・配給サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの委託を受けて映画を制作し、又は映画制作に係る技術業務を行うサービス ・ 映画を制作し、映画館等に配給するサービス 		41100100000
2	2 番組・コマーシャルの制作サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの委託を受けてテレビ番組を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス ・ 外部からの委託を受けてテレビCM、劇場広告、インターネット広告、屋外広告などに使用される動画広告を制作するサービス 		
3	3 その他の映像制作サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像制作サービスのうち、他に分類されないもの。外部からの委託を受けビデオ(DVD)用映像、インターネット配信用映像その他の映像著作物(企業や官公庁等のPRビデオ、博物館などの上映を行わない資料映像等を含み、動画広告を除く)を制作し、又は映像制作に係る技術業務を行うサービスは本分類に含まれる。 		41100409999
4	4 写真撮影サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真撮影を行い(自動証明写真撮影機による撮影を含む。)、パスポート用など様々な形式での証明写真又はそのデジタル画像を作成するサービス ・ 写真撮影を行い、学校の集合写真や学校行事等の写真又はそのデジタル画像を作成するサービス ・ 写真撮影を行い、広告、マーケティング、広報、説明用資料、教材、出版物等に掲載する写真又はそのデジタル画像を作成するサービス 		
5	5 写真プリント・現像・焼付(DPE)サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子媒体・ネガフィルム等からの写真的現像、CD等の電子媒体へのデータの書き込み、フォトブックの作成等を実施するサービス 		79900200010
6	6 地図・地理情報の作成・提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公共測量等の成果又は自ら実地調査を行って得た情報等を活用して地図・地理情報を作成し、提供するサービス。他社からの受託により地図を作成するサービスは本分類に含まれる。 		74200400010
7	7 航空写真撮影サービス			
8	8 その他			

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
3 調査・測定業務				
1	市場調査・世論調査・社会調査サービス	<ul style="list-style-type: none"> 委託による市場調査・世論調査・社会調査の実施、経済・社会一般に関するシンクタンク業務などをを行うサービス。ただし、経営コンサルティングなど課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などをを行うサービスは、事業者向けコンサルティングに分類される。 		392003000010
2	土地家屋調査士サービス	<ul style="list-style-type: none"> 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が行うサービスのうち、 土地・建物の調査、測量及び測量図の作成を行うサービス 不動産の表示に関する登記に係る相談、調査、書類作成及び登記の代理を行うサービス 筆界特定に係る相談、調査、書類作成及び申請の代理を行うサービス 		72220100000
3	不動産鑑定評価・同関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定評価基準(平成26年国土交通省)にのっとった鑑定評価又は不動産鑑定評価基準にのっとらない価格等調査に関するサービス 官公庁(国、地方自治体)からの依頼により、地価公示、都道府県地価調査、固定資産評価及び相続税路線価評価のための土地鑑定評価を行うサービス 課税の変動率等の調査、市場調査、不動産の利活用の調査、事業に伴う補償等の調査、固定資産の時点修正率等の調査、鑑定人としての業務及びその他の不動産の調査分析相談業務に関するサービスは本分類に含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定業者登録通知書 	72940100000
4	環境計量証明サービス	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度を計量し、証明するサービス 河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域への排水に含まれる物質の濃度を計量し、証明するサービス 水底の堆積物等を含む土壤中の物質の濃度を計量し、証明するサービス 事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動を計量し、証明するサービス 作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)に基づき、有害な業務として指定された作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度を計量し、証明する作業環境証明サービス 多数の者が使用・利用する施設内の空気を計量し、証明する建物内証明サービス 多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の性質を計量し、証明する建物内証明サービス その他の環境計量証明サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 計量証明事業者登録証(濃度) 計量証明事業者登録証(音圧レベル) 計量証明事業者登録証(振動加速度レベル) 計量証明事業登録証(特定濃度) 建築物空気環境測定業登録証明書 建築物飲料水水質検査業登録証明書 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 	74500200000
5	都市計画・交通関係調査			
6	理化学検査		<ul style="list-style-type: none"> 衛生検査所登録証明書 	
7	事業者向けコンサルティング (各種行政計画等策定調査・支援業務を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 経営コンサルティングなど、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などをを行うサービスのうち、他に分類されないもの。なお、当該解決策を実行するサービスは含まれない。 経営コンサルティング、戦略コンサルティング、業務コンサルティング、組織・人事コンサルティング、ITコンサルティング 		728101000010
8	文化財関係調査			
9	その他			
4 通信サービス・ソフトウェア開発				
1	ネットワーク関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けネットワーク・専用サービス サーバーハウジングサービス サーバーホスティングサービス ICT基盤共用サービス ICTアプリケーション共用サービス 		
2	ソフトウェアの受注制作サービス	<ul style="list-style-type: none"> 他者からの委託により、ソフトウェア(組込みソフトウェアを除く。)を制作するサービス。システムインテグレーションサービスは本分類に含まれる。 情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを制作するサービス 		39100100000
3	受注ソフトウェアに係る保守・運用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 受注制作により作成されたソフトウェアに係る保守サービス。技術サポートやユーザートレーニングなどのアフターサービス、ソフトウェアのアップグレードサービスは本分類に含まれる。 		391010000010
4	情報処理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの委託により行う情報処理業務(データエントリーなど)や学術研究における分析代行処理業務などのサービス 		392001000010
5	情報提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> 各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス データベースサービス(不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など) 		392002000010
6	システム等管理運営サービス	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーの情報処理システム、ネットワーク、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス 		392004000010
7	その他			

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
5 貸貸借・リース・レンタル	1 産業機械のリース・レンタル	・ 産業機械をリース・レンタルするサービス ・ 工作機械をリース・レンタルするサービス ・ 土木・建設機械をリース・レンタルするサービス		
	2 医療用機器のリース・レンタル		・ 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 ・ 管理医療機器販売業・貸与業届出書 ・ 医療機器修理業許可証	
	3 通信機器・同関連機器のリース・レンタル			
	4 電子計算機・同関連機器のリース・レンタル			
	5 事務用機器のリース・レンタル			
	6 自動車のリース・レンタル		・ 自家用自動車有償貸渡許可証	
	7 福祉用具のレンタル			70900300000
	8 寝具・おむつのリース・レンタル			
	9 仮設建物のリース・レンタル	・ 仮設ハウス・仮設事務所・仮設校舎・仮設トイレ等をリース・レンタルするサービス		
	10 植物のリース・レンタル			
	11 その他			
6 建物設備保守・点検・管理	1 電気通信設備保全管理 (自家用電気工作物保全管理を除く)			
	2 空調設備保全管理			
	3 消防設備保全管理			
	4 昇降機設備保全管理			
	5 自動ドア設備保全管理			
	6 ポイラー設備保全管理			
	7 自家用電気工作物保全管理			
	8 上水道供給サービス	・ 水道管その他の設備をもって人の飲用に適する水を供給するサービス。 ・ 净水場施設の運転、保守、点検及び水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスは本分類に含まれる。		36100100010
	9 下水処理サービス	・ 排水管、排水渠その他の排水施設をもって下水を排出し、処理施設及びポンプ施設をもって下水を処理するサービス。下水処理場の運転、保守、点検及び下水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスは本分類に含まれる。	・ 下水道処理施設維持管理業者登録証明書	36300100010
	10 ごみ処理施設・汚泥再生処理施設保全管理			
	11 その他			
7 道路・公園・体育施設等保守・点検・管理	1 道路清掃(道路付属清掃を含む)・除草・草刈		・ 産業廃棄物収集・運搬業許可証	
	2 街路灯保守・点検・管理			
	3 河川・海岸・湖岸清掃			
	4 官公庁向け園芸サービス (街路樹の剪定・伐採サービス、官舎・公園等の植栽管理サービスを含む)	・ 官公庁(国、地方自治体等)を対象に庭園・花壇の手入れなどを行うサービス。公園等の指定管理者に対する同種のサービスも本分類に含まれる。 ・ 街路樹の剪定・伐採サービス、官舎・官舎・公園等の植栽管理サービス、堤防等の草刈り		01410100050
	5 公園・公衆トイレ清掃			
	6 体育施設・遊具管理			
	7 河川管理			
	8 森林管理			
	9 その他			

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
8 機器保守・点検・管理				
1 医療用機器の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 医療用機器を保守又は修理するサービス 診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器の保守又は修理サービス 		<ul style="list-style-type: none"> 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 管理医療機器販売業・貸与業届出書 医療機器修理業許可証 	90100100070
2 通信機器・同関連機器の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置の保守又は修理サービス 			90100100110
3 その他の産業用機械器具の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 産業用機械器具の保守・修理サービスのうち、他に分類されないもの。産業用設備の洗浄サービスは本分類に含まれる。 ボイラ、原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機(業務用)、空調設備(業務用)、照明機器(業務用)、音響機材(業務用)、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)の保守又は修理サービス 			90100109999
4 電子計算機・同関連機器の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)の保守又は修理サービス 			90200100010
5 事務用機器の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> 事務用機器を保守又は修理するサービス コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品の保守又は修理サービス 			90200100030
6 理化学機器・計測機器の保守・修理サービス				
7 文化財の保守・修理サービス				
8 その他				
9 建物清掃・害虫駆除				
1 ビルメンテナンスサービス	<ul style="list-style-type: none"> オフィスビルや商業施設、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス。ただし、不動産賃貸の経営業務あるいは不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービスは住宅管理サービス、非住宅用建物管理サービス又は土地管理サービスに分類される。 医療関連施設、福祉関連施設、教育関連施設、宿泊施設、公共施設、工場などのビルメンテナンスサービス 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 	92200100010
2 建物清掃サービス (ハウスクリーニングサービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> マンション、アパート等の共用部分及び住宅以外の建築物の内部及び外部を清掃するサービス。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物清掃業登録証明書 	92200200010
3 病院清掃			<ul style="list-style-type: none"> 建築物清掃業登録証明書 	
4 建物空気調和用ダクト清掃			<ul style="list-style-type: none"> 建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書 	
5 建物排水管清掃			<ul style="list-style-type: none"> 建築物排水管清掃業登録証明書 	
6 建物飲料水貯水槽清掃			<ul style="list-style-type: none"> 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書 	
7 建物ねずみ昆虫等防除			<ul style="list-style-type: none"> 建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書 	
8 建物環境衛生総合管理			<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 	
9 ベストコントロールサービス (建物ねずみ昆虫等防除を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 主として人間にとって有害な生物等(害獣・害虫、細菌、ウイルス)の防除・駆除・消毒を行うサービス。 船内くんじょう、物品消毒、電話機消毒 			92900300010
10 警備・受付				
1 機械警備サービス	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務用機械装置を用いて、事務所や住宅、興行場等の警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス 		<ul style="list-style-type: none"> 警備業認定証 警備業者認定標識 機械警備業務開始届出書 	92300100010
2 常駐警備サービス	<ul style="list-style-type: none"> 警備員を派遣し、常駐体制で立哨、巡回、出入管理等の警備業務を行うサービス。交通誘導、雜踏警備、身辺警備等の警備サービスは本分類に含まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> 警備業認定証 	92300100030
3 コールセンターサービス	<ul style="list-style-type: none"> 顧客や消費者からの電話による問合せや商品購入申込み、資料請求などの対応を行うサービス 			92900200000
4 電話交換				
5 受付(庁舎・施設)				
6 その他				

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
11 廃棄物処理				
1	し尿処理サービス	・ し尿を収集運搬し、処分するサービス	・ 一般廃棄物収集運搬業許可証(し尿)	88100100010
2	浄化槽清掃サービス	・ 浄化槽を清掃するサービス	・ 浄化槽清掃業許可証	88100100030
3	浄化槽保守点検サービス	・ 浄化槽の保守点検を行うサービス	・ 浄化槽保守点検業登録通知書	88100100050
4	ごみ収集運搬サービス	・ ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を収集運搬するサービス	・ 一般廃棄物収集・運搬業許可証	88100100070
5	ごみ処分サービス	・ 収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う一般廃棄物(し尿を除く。)を処分するサービスは本分類に含まれる。	・ 一般廃棄物処分業許可証	88100100090
6	産業廃棄物収集運搬サービス	・ 産業廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く。)を収集運搬するサービス	・ 産業廃棄物収集・運搬業許可証	88200100010
7	特別管理産業廃棄物収集運搬サービス	・ 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強腐酸、強腐アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう。)を収集運搬するサービス	・ 特別管理廃棄物収集・運搬業許可証	88200100050
8	産業廃棄物処分サービス	・ 産業廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く。)を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)を処分するサービスは本分類に含まれる。	・ 産業廃棄物処分業許可証	88200100030
9	特別管理産業廃棄物処分サービス	・ 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強腐酸、強腐アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう。)を処分するサービス	・ 特別産業廃棄物処分業許可証	88200100070
10	その他			
12 運搬・保管・旅客運送				
1	貨物自動車運送サービス (引越しサービス、宅配便サービスを除く)	・ 自動車により貨物を運送するサービス	・ 一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・ 貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・ 特定旅客自動車運送事業の許可証	44000100010
2	美術品・貴重品輸送サービス		・ 一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・ 貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・ 特定旅客自動車運送事業の許可証	
3	引越しサービス	・ 事務所などの移転に伴う備品などの移送、設置などを一括して行うサービス	・ 一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・ 貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・ 特定旅客自動車運送事業の許可証	44000200000
4	宅配便サービス		・ 一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・ 貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・ 特定旅客自動車運送事業の許可証	
5	貨物海運サービス			
6	倉庫サービス	・ 冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス ・ 冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス	・ 倉庫業許可書又は登録通知書	47000100000
7	荷捌き・こん包サービス	・ 荷物の仕分け、整理及びこん包を行うサービス		48400100010
8	自動車運転代行		・ 自動車運転代行業の認定証	
9	旅客輸送サービス	・ 一般乗合旅客自動車運送サービス ・ 一般乗用旅客自動車運送サービス ・ 一般貸切旅客自動車運送サービス(貸切バスサービス) ・ 特定旅客自動車運送サービス	・ 一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・ 一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・ 特定旅客自動車運送事業の経営の許可書	
10	旅行サービス		・ 旅行業許可証又は旅行業者代理業登録通知書	
11	特定信書便事業		・ 特定信書便事業許可証	
12	その他			

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考)生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
13 車両・船舶等点検・整備	1 自動車整備サービス (車検・定期点検・事故整備)	<ul style="list-style-type: none"> 車検の代行及びそれに伴う自動車整備を行うサービス 自動車の定期点検整備を行うサービス 事故車両に係る部品交換及び板金・塗装等の整備を行うサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車特定整備事業認証書 	89100100000
	2 輸送用機械器具加工サービス (鉄道関連)			31000200000
	3 輸送用機械器具加工サービス (船舶関連)			31000300000
	4 輸送用機械器具加工サービス (航空機関連)			31000400000
	5 その他			
14 医療・福祉・給食	1 医療事務			
	2 保健予防活動サービス	<ul style="list-style-type: none"> 各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防を行うサービス。訪問やオンラインにより保健予防活動を行うサービスは本分類に含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生検査所登録証明書 病院開設届出書 	83000700010
	3 医療附帯サービス	<ul style="list-style-type: none"> 歯科技工サービス 臓器等バンクサービス 検体検査サービス 医療用器材の滅菌サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生検査所登録証明書 病院開設届出書 	83600100000
	4 介護サービス			
	5 学校向け給食サービス	<ul style="list-style-type: none"> 学校からの委託料を対価として、継続的に児童、生徒、教職員など特定された多人数に対して、調理した飲食料品を提供するサービス 学校給食サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業許可証 	76000200010
	6 医療・福祉施設向け給食サービス	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉施設からの委託料を対価として、継続的に患者、施設利用者など特定された多人数に対して、調理した飲食料品を提供するサービス 病院給食サービス、福祉施設給食サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業許可証 	76000200030
	7 その他			
15 クリーニング				
	1 クリーニング・同関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> 衣服等をクリーニングするサービス。ドライクリーニング、水洗い、染み抜き、洗張のサービスや、クリーニングサービスに附帯して提供する、衣類等の保管サービスや各種加工サービス(撥水加工、抗菌加工など)は本分類に含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング所開設届出 クリーニング所検査確認済証 	78100100000
	2 リネンサプライ・ダストコントロールサービス	<ul style="list-style-type: none"> 病院向けに繊維製品(白衣やシーツなど)を貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス 病院以外の事業者向けに繊維製品(おしまりやシーツ、テーブルクロス、ユニフォームなど)などを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス フロアマットなどを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス 	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング所開設届出 クリーニング所検査確認済証 	78100200000
	3 防炎加工		<ul style="list-style-type: none"> 防炎表示者登録通知書 	
	4 その他			
16 翻訳・通訳・速記等				
	1 翻訳サービス (派遣サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳、ネイティブチェック又は点字翻訳を行うサービス。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、翻訳者などを派遣するサービスは労働者派遣サービスに分類される。 		72920100010
	2 速記・筆耕・複写サービス (会議録作成を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 速記又は筆耕を行うサービス 速記、ワープロ入力、あて名書、筆耕、テープ起こし 各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物を制作するサービス。プリンターでの印刷は本分類に含まれる。 スキャニング、電子ファイリング、セルフコピー、セルフプリント、DVDのコピー 		92100100000
	3 その他			

営業品目(役務)		説明・具体例	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	(参考) 生産物分類コード
大分類 (17品目)	小分類(144品目)			
17 その他の役務の提供等				
1 労働者派遣サービス	1 労働者派遣サービス	・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)に基づき、派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させるサービス	・ 労働者派遣事業許可証	912001000010
	2 保険・共済サービス		・ 保険業免許 ・ 保険代理店登録通知書	
	3 課金・決済代行サービス	・ 主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス		661903000010
	4 火葬・納骨	・ 人間の遺体を火葬するサービス。休憩室の利用、骨壺の販売等、火葬の一環として火葬場で提供されるサービスや、地方自治体等から火葬場の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。		795001000000
	5 火葬残骨灰処理			
	6 研修サービス・職業訓練受託サービス			
	7 機密文書溶解・データ廃棄			
	8 動物飼育			
	9 封緘・発送業務			
	10 選挙ポスター掲示場設置			
	11 除雪・排雪運搬業務			
	12 その他			

共通・選択変更申請項目

別紙5

変更申請項目		共通選択
1	申請日 申請日	<input type="radio"/>
2	法人番号 法人番号	<input type="radio"/>
3	本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名・番地等)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
4	商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
5	代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
6	申請事務担当者 氏名(フリガナ) 氏名 部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合は、営業所等の名称及び部署名を記入。 電話番号 FAX番号 メールアドレス	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
7	代理申請人(行政書士) 商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合に記入。 氏名(フリガナ) 氏名 行政書士番号 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 電話番号 メールアドレス	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
8	申請した共通申請項目の変更内容 ※変更申請が必要な申請項目は「具体的の申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類」参照 変更前 変更後 変更年月日	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
9	申請した選択申請項目の変更内容 ※変更申請が必要な申請項目は「具体的の申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類」参照 変更前 変更後 変更年月日	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
10	申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要のある選択申請項目 ※申請が必要な申請項目は「具体的の申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類」参照 改めて申請する必要のある選択申請項目 申請内容	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

共通・選択変更必要書類

変更必要書類		共通選択
1	委任状(行政書士への申請の委任)	<input type="radio"/>
2	変更内容に応じた共通必要書類 (「具体的の申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類」参照)	<input type="radio"/>
3	変更内容に応じた選択必要書類 (「具体的の申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類」参照)	<input type="radio"/>
4	申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要のある選択必要書類	<input type="radio"/>

具体的な申請事由及び変更内容に応じた共通・選択必要書類

- ・営業所に入札・契約権限を委任しており、既に提出している委任状の内容に変更が生じる場合は、「委任状(入札・契約等に関する権限の委任)」についても提出が必要。

申請項目 (新規・更新申請時)	共通	選択	具体的な申請事由	変更内容に応じた共通・選択必要書類		
			共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	共通	選択
1 新規/更新 ※いずれか1を選択						
新規	<input type="radio"/>					
更新	<input type="radio"/>					
2 申請先地方公共団体						
申請先団体	<input type="radio"/>					
3 申請日						
申請日	<input type="radio"/>					
4 申請対象有効期間等						
申請対象有効期間(令和〇年度～〇年度)	<input type="radio"/>					
WTO等案件の該当有無		<input type="radio"/>				
5 業者種別 ※いずれか1を選択						
組合	<input type="radio"/>					
公益法人 (公益社団法人又は公益財団法人)	<input type="radio"/>					
その他の法人 (会社又は士業法人)	<input type="radio"/>					
個人	<input type="radio"/>					
その他 (外国法人、人格のない社団、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人等)	<input type="radio"/>					
6 法人番号						
法人番号	<input type="radio"/>					
7 本社住所						
郵便番号	<input type="radio"/>					
住所(都道府県)(登記上の住所)	<input type="radio"/>					
住所(市区町村)(登記上の住所)	<input type="radio"/>					
住所(町名・番地等)(登記上の住所)	<input type="radio"/>					
郵便番号(登記上の住所以外の住所)	<input type="radio"/>					
住所(都道府県)(登記上の住所以外の住所)	<input type="radio"/>					
住所(市区町村)(登記上の住所以外の住所)	<input type="radio"/>					
住所(町名・番地等)(登記上の住所以外の住所)	<input type="radio"/>					
※個人の場合は事業所の所在地を「登記上の住所」欄に記入。 ※法人で登記上の住所と異なる住所を登録する必要がある場合は、「登記上の住所以外の住所」欄に記入。						
8 本社電話番号等						
電話番号	<input type="radio"/>					
FAX番号	<input type="radio"/>					
メールアドレス	<input type="radio"/>					
9 商号又は名称						
商号又は名称(フリガナ)	<input type="radio"/>					
商号又は名称	<input type="radio"/>					
10 代表者						
役職	<input type="radio"/>					
氏名(フリガナ)	<input type="radio"/>					
氏名	<input type="radio"/>					
11 設立年月日						
設立年月日 ※個人の場合は創業年月日を記入。	<input type="radio"/>					
12 申請事務担当者						
氏名(フリガナ)	<input type="radio"/>					
氏名	<input type="radio"/>					
部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合は、営業所等の名称及び部署名を記入。	<input type="radio"/>					
電話番号	<input type="radio"/>					
FAX番号	<input type="radio"/>					
メールアドレス	<input type="radio"/>					

申請項目 (新規・更新申請時)		共通	選択	具体的な申請事由	変更内容に応じた共通・選択変更必要書類		
				共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	共通	選択
13	代理申請人(行政書士)			—	—		
	商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合に記入。	<input type="radio"/>					
	氏名(フリガナ)	<input type="radio"/>					
	氏名	<input type="radio"/>					
	行政書士番号	<input type="radio"/>					
	郵便番号	<input type="radio"/>					
	住所(都道府県)	<input type="radio"/>					
	住所(市区町村)	<input type="radio"/>					
	住所(町名・番地等)	<input type="radio"/>					
	電話番号	<input type="radio"/>					
	メールアドレス	<input type="radio"/>					
14	主たる事業の種類 ※いずれか1を選択						
	物品の製造						
	ゴム製品	<input type="radio"/>					
	その他	<input type="radio"/>					
	物品の販売						
	卸売	<input type="radio"/>					
	小売	<input type="radio"/>					
	役務の提供等						
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	<input type="radio"/>					
	旅館業	<input type="radio"/>					
	サービス業	<input type="radio"/>					
	その他	<input type="radio"/>					
	物品の買受						
	立木竹	<input type="radio"/>					
	その他	<input type="radio"/>					
	その他						
	建設業	<input type="radio"/>					
	運輸業	<input type="radio"/>					
	その他	<input type="radio"/>					
15	営業所情報・受任者情報 ※営業所ごとに記入						
	営業所の名称(フリガナ)	<input type="radio"/>					
	営業所の名称	<input type="radio"/>					
	営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無						
	(委任事項)						
	見積り及び入札に関する一切の権限						
	入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する一切の権限						
	契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限						
	物品の納入及び取引等に関する一切の権限						
	代金の請求及び受領に関する一切の権限						
	復代理人の選任及び解任に関する一切の権限						
	その他契約履行に関する一切の権限						
	郵便番号	<input type="radio"/>					
	住所(都道府県)	<input type="radio"/>					
	住所(市区町村)	<input type="radio"/>					
	住所(町名・番地等)	<input type="radio"/>					
	電話番号	<input type="radio"/>					
	FAX番号	<input type="radio"/>					
	メールアドレス	<input type="radio"/>					

申請項目 (新規・更新申請時)		共通	選択	具体的な申請事由	変更内容に応じた共通・選択変更必要書類
				共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの
	営業所の代表者役職 ※委任をしている場合は受任者役職を記入。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任をしている場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	営業所の代表者氏名 ※委任をしている場合は受任者氏名を記入。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	営業所の担当部署	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	営業所の常勤職員の人数		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	営業年数		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
16	申請先地方公共団体ごとの登録先				
	申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
17	希望する営業品目				
	希望する営業品目(大分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	希望する営業品目(小分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	営業品目の希望順位 ※地方公共団体が必要に応じて営業品目(大分類)ごとに5位まで記入。 ※申請先地方公共団体ごとに記入可能。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<営業品目を追加・変更する場合> ・営業等の許可・認可・登録等の証明書等(証明書等が必要な営業品目を追加・変更する場合で、申請事業者が当該証明書等を有しているとき)
	取扱いメーカー ※営業品目(小分類)ごとに記入。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
18	製造・販売実績等				※「希望する営業品目」に追加・変更が生じた場合、再度申請する必要がある。
	直前々年度決算				
	決算期間の年月 (令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<法人> ・直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	売上(収入)金額		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<個人> ・直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	直前年度決算				※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)
	決算期間の年月 (令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	売上(収入)金額		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)
	営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<法人> ・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	前2か年間の平均実績高				※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)
	前2か年間の平均実績高		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<個人> ・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	営業品目(大分類)ごとの前2か年間の平均実績高		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)
19	自己資本額				
	資本金(直前決算時)※1		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<法人> ・直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	純資産(直前決算時)※2		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	資本金(登記上)※3		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<個人> ・直前々年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	自己資本金・合計※4		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	※1 法人の場合、貸借対照表の【資本金】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【元入金】を記入。白色申告の場合は、0を記入。 ※2 法人の場合、貸借対照表の【純資産の部の合計】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸の金額】を記入。白色申告の場合は、0を記入。 ※3 法人の場合、登記事項証明書の【資本金の額】を記入。個人の場合、「資本金(直前決算時)」と同額を記入。 ※4 法人の場合、【純資産の部の合計+決算後の純資産の増減額】を記入。個人の場合、「純資産(直前決算時)」と同額を記入。			<法人> ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
20	経営状況(直前決算時)				
	流動資産		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<法人> ・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	流動負債		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<個人> ・直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)
	流動比率		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)

申請項目 (新規・更新申請時)	共通	選択	具体的な申請事由		変更内容に応じた共通・選択変更必要書類	
			共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	共通	選択
21 営業経歴	○	○	沿革			
			出来事(創業、法人設立、合併等)	○		
			和暦(年月)	○		
			明治より前(チェック)	○		
			詳細	○		
			営業年数の求め方(以下から選択) ・登記がある場合は、法人設立年月日から申請日までの満年数 ・個人から法人成りした場合は、個人の創業年月日から申請日までの満年数 ・登記がない場合は、創業年月日から申請までの満年数 ・その他(合併・分社・事業譲渡等の場合。沿革に要記入) ※休業等で中断した期間がある場合には、これを除いた期間	○	<法人> ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(営業年数に変更がある場合)	
			営業年数(満〇年)	○		
				○		
				○		
				○		
22 常勤職員等の人数	○	○	常勤職員の人数	○		
			うち技術職員の人数	○		
			うち事務職員の人数	○		
			うちその他の職員の人数	○		
			うち障害者の人数	○		
				○	<法人> ・直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	
23 設備の額(直前決算時)	○	○	機械装置類	○	<個人> ・直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	
			運搬具類	○	<法人> ・直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)	
			工具その他	○		
			合計	○		
				○		
24 宮公需通格組合(明細)	○	○	1. 製造・販売実績等		<構成組合員の直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ・構成組合員の直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	
			直前々年度決算の売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計	○	<構成組合員に追加があった場合> ・追加された構成組合員の納税証明書(その2(国税))	
			直前々年度決算の営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計	○	<構成組合員に追加された構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ・追加された構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)	
			直前年度決算の売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計	○	<構成組合員に追加された構成組合員が法人の場合> ・追加された構成組合員の納税証明書(その3の3) (構成組合員が個人の場合) ・追加された構成組合員の納税証明書(その3の2)	
			直前年度決算の営業品目(大分類)ごとの売上(収入)金額 ※組合員ごと・合計	○		
			前2か年間の平均実績高 ※合計	○		
			営業品目(大分類)ごとの前2か年間の平均実績高	○		
				○	<構成組合員に追加があった場合> 1. 製造・販売実績等と同じ。	
			2. 自己資本額		<構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ・構成組合員の直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	
			資本金(直前決算時) ※組合の場合は出資金 ※組合員ごと・合計	○		
			純資産(直前決算時) ※組合員ごと・合計	○		
			資本金(登記上) ※組合の場合は出資金 ※組合員ごと・合計	○		
			自己資本金・合計 ※組合員ごと・合計	○		

申請項目 (新規・更新申請時)		共通	選択	具体的な申請事由	変更内容に応じた共通・選択変更必要書類		
				共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	共通	選択
	3. 経営状況(直前決算時)						
	流動資産 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	流動負債 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	流動比率 ※合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	4. 営業年数						
	組合と構成組合員の平均年数(小数点以下切り捨て) ※組合員ごとの年数・合計の平均		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	5. 常勤職員等の人数						
	常勤職員の人数 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	うち技術職員の人数 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	うち事務職員の人数 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	うちその他の職員の人数 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	うち障害者の人数 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	6. 設備の額(直前決算時)						
	機械装置類 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	運搬具類 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	工具その他 ※組合員ごと・合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	組合と構成組合員の合計 ※合計		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
25	暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約						
	誓約(チェック) ※一部省略		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
26	役員等名簿						
	役員(個人の場合は代表者)						
	役職		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	氏名(フリガナ)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	性別		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	生年月日		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	退任(チェック・年月日記入)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	入札・契約等に関する権限の委任を受けている者						
	役職		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	氏名(フリガナ)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	性別		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	生年月日		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	※法人の場合、登記事項証明書に記載されている役員について記入(事業協同組合の場合は理事)(ただし、監査役は除く)。 ※個人の場合、その者(個人事業主)及び同居する親族について記入。役職欄は省略可能。						
27	地方税等の納付状況の調査への同意(地方税、水道料金、下水道使用料)						
	調査への同意(チェック)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
	※申請先地方公共団体の税、水道料金及び下水道使用料並びにこれらに付随する延滞金等(以下「税等」という。)のいずれか又は全てに滞納がないことの確認のため、申請先地方公共団体の税務担当職員等が物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査に関わる職員に対して、申請先地方公共団体の税等の完納又は未納情報の提供を行うことに同意します。						

申請項目 (新規・更新申請時)	共通	選択	具体的な申請事由		変更内容に応じた共通・選択変更必要書類			
			共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	共通	選択		
28 ISO関係認証取得状況			ISO9000シリーズ認定取得(新規)(有無)	<input type="radio"/>		・ISO関係登録証(ISO9000シリーズ) ・ISO関係登録証(ISO14000シリーズ) ・情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)登録証		
			ISO9000シリーズ認定取得(継続)(有無)	<input type="radio"/>				
			ISO14000シリーズ認定取得(新規)(有無)	<input type="radio"/>				
			ISO14000シリーズ認定取得(継続)(有無)	<input type="radio"/>				
			情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証取得(有無)	<input type="radio"/>				
29 エコアクション21認証取得状況			エコアクション21認証(有無)	<input type="radio"/>		・エコアクション21認証・登録証		
30 プライバシーマーク取得状況			プライバシーマーク取得(有無)	<input type="radio"/>		・プライバシーマーク登録証		
31 障害者法定雇用率の達成状況			障害者法定雇用率の達成状況(達成していればチェック)	<input type="radio"/>		・障害者雇用状況報告書		
			実雇用率	<input type="radio"/>				
32 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況			一般事業主行動計画の届出状況(有無)	<input type="radio"/>				
			基準適合一般事業主の認定(くるみん認定)の取得(有無)	<input type="radio"/>				
33 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況			一般事業主行動計画の届出状況(有無)	<input type="radio"/>				
			基準適合一般事業主の認定(えるぼし認定)の取得(有無)	<input type="radio"/>				
34 消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況			消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況(有無)	<input type="radio"/>				
			認定市町村(申請先地方公共団体)	<input type="radio"/>				
35 災害時応援協定の締結状況			地方公共団体との災害時応援協定の締結状況(有無)	<input type="radio"/>				
			締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)	<input type="radio"/>				
36 技術者資格 ※人數を記入 ※項目を一部省略			建物管理・施設等保守管理業務関連資格	<input type="radio"/>		・技術者の資格者証(技術者が複数名の場合は1名分)		
			警備業務関連資格	<input type="radio"/>				
			給食業務関連資格	<input type="radio"/>				
			検査・調査業務関連資格	<input type="radio"/>				
			情報・通信サービス	<input type="radio"/>				
37 代理店・特約店登録			商号又は名称	<input type="radio"/>		・特約店・代理店証明書		
			区分(総代理店/特約店/代理店等)	<input type="radio"/>				
			取扱品目	<input type="radio"/>				
38 営業実績			営業品目	<input type="radio"/>				
			発注者	<input type="radio"/>				
			元請・下請の別	<input type="radio"/>				
			件名	<input type="radio"/>				
			契約内容	<input type="radio"/>				
			契約金額	<input type="radio"/>				
			契約年月	<input type="radio"/>				
			完成(予定)年月	<input type="radio"/>				
			※直前2か年間に完成(見込み)した主な契約の実績を希望する営業品目ごとに記入。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。					
39 社会保険・労働保険加入状況 ※項目を一部省略			社会保険・労働保険の加入状況	<input type="radio"/>		・社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類		
			社会保険・労働保険に適用除外となっている理由(すべて加入している場合は記入不要)	<input type="radio"/>				
			※加入義務の有無が不明なときは、必ず関係機関に確認の上、記入。 ※報告内容について、申請先地方公共団体が関係機関へ確認する場合がある。					

申請項目 (新規・更新申請時)		共通	選択	具体的な申請事由	変更内容に応じた共通・選択変更必要書類	
				共通申請項目 に係るもの	選択申請項目 に係るもの	
40	資本関係					
	1. 親会社の関係にある他の入札参加資格者の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	法人番号		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	商号又は名称		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	所在地		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	代表者氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	2. 子会社の関係にある他の入札参加資格者の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	法人番号		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	商号又は名称		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	所在地		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	代表者氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	3. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	法人番号		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	商号又は名称		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	所在地		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	代表者氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
41	人的関係					
	一方の会社の役員(個人事業主を含む)が他方の会社の役員又は管財人に現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	当社での役職		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	氏名		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	兼任先の法人番号		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	兼任先の商号又は名称		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	兼任先の所在地		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	兼任先の役職		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
42	印刷設備の状況 <「希望する営業品目」として大分類「印刷・製本」を選択した場合>					
	工場住所		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	機種・型番・種別		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	メーカー		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	性能(色数、速度(ppm)等)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷機保有台数(機種ごとの台数、色数ごとの台数)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	版サイズ		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	製本部門の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	製版部門の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	出張校正室の有無		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷部門従業員数(営業部門)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷部門従業員数(生産部門)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷部門従業員数(管理部門)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷部門従業員数(延べ人数)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	印刷部門従業員数(実人数)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	業務提携先会社名・所在地・工場又は作業所所在地		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	提携先の設備保持状況		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (※)	
	※「機種」は印刷関連機器のみを記入。 ※保有(リースを含む)している機械設備をもれなく記入(協力会社等が保有する設備は含まない)。 なお、リースの場合は、「機種・型番・種別」欄に「リース」と記入。					

共通取消届出項目

別紙6

共通取消届出項目	
1	届出日
2	法人番号
3	本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名・番地等)
4	商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称
5	代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名
6	申請事務担当者 氏名(フリガナ) 氏名 部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合は、営業所等の名称及び部署名を記入。 電話番号 FAX番号 メールアドレス
7	代理届出人(行政書士) 商号又は名称 ※行政書士法人からの代理届出の場合に記入。 氏名(フリガナ) 氏名 行政書士番号 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 電話番号 メールアドレス
8	資格を取り消す事業者 資格を取り消す事業者が上記と異なる(チェック) ※異なる場合、資格を取り消す事業者を以下に記入。 法人番号 本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名・番地等) 商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称 代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名
9	取消事由 ※理由を記載
10	取消年月日
11	届出先地方公共団体

共通取消必要書類

共通取消必要書類	
1	委任状(行政書士への届出の委任)

共通・選択合併等申請項目

別紙7

合併等申請項目		共通	選択
1	組織形態の変更等の種類 ※該当するものを選択		
	合併(新設合併・吸収合併)		
	分割(新設分割・吸収分割)		
	事業譲渡	○	
	個人事業主の法人化(法人成り)		
	法人の個人事業化(個人成り)		
	その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)		
2	組織形態の変更等の年月日		
	組織形態の変更等の年月日	○	
3	組織形態の変更等前の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入		
	法人番号	○	
	本社住所		
	郵便番号	○	
	住所(都道府県)	○	
	住所(市区町村)	○	
	住所(町名番地等)	○	
	商号又は名称		
	商号又は名称(フリガナ)	○	
	商号又は名称	○	
	代表者		
	役職	○	
	氏名(フリガナ)	○	
	氏名	○	
	設立年月日	○	
	組織形態の変更等前の資格の有無(有/無)	○	
	存続(有/無)	○	
	登録している営業品目	○	
4	組織形態の変更等後の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入		
	法人番号	○	
	本社住所		
	郵便番号	○	
	住所(都道府県)	○	
	住所(市区町村)	○	
	住所(町名番地等)	○	
	商号又は名称		
	商号又は名称(フリガナ)	○	
	商号又は名称	○	
	代表者		
	役職	○	
	氏名(フリガナ)	○	
	氏名	○	
	組織形態の変更等後の資格(申請する/申請しない)	○	
5	合併時自己資本額明細<合併を行い既申請内容に変更がある場合>		
	新設合併の場合		
	新設会社の資本金(登記上)	○	
	消滅会社①の純資産合計一資本金	○	
	消滅会社②の純資産合計一資本金	○	
	新設会社の自己資本金の合計(上記の合計)	○	
	吸收合併の場合		
	存続会社(合併前)の資本金(登記上)	○	
	存続会社(合併後)の資本金(登記上)	○	
	存続会社(合併前)の純資産の合計	○	
	消滅会社①の純資産の合計一資本金	○	
	消滅会社②の純資産の合計一資本金	○	
	存続会社(合併後)の自己資本金の合計 (=「存続会社(合併前)の純資産の合計」+「消滅会社①の自己資本金の合計一資本金」+「消滅会社②の自己資本金の合計一資本金」)	○	

共通・選択合併等必要書類

合併等必要書類		共通	選択
1	組織形態の変更等に係る契約書の写し ※合併、分割又は事業譲渡の場合に提出。	○	
2	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※登記事項証明書については、新規申請の共通必要書類とされていることから、変更申請による場合(かつ、変更内容に応じた必要書類とされていない場合)に提出。	○	

* 新規申請又は変更申請の必要書類のうち、財務諸表については、組織形態の変更等後、当該変更等後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該変更等後の組織等の決算がない場合は、当該変更等前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。

(参考)具体的な申請事由の例

※「申請事由」、「事由の例」、「申請前の有資格者」及び「申請者」欄については、国の物品・役務等の統一資格に係る「申請書記入要項」(令和6年12月版)を参考に作成。
※事由の例はあくまで一例であり、組織形態の変更等の態様は個別具体的な事案ごとに多様となっていることから、組織形態の変更等があった関係事業者は、それぞれの状況に応じて新規申請、変更申請又は取消届の方法により申請することとなる。

申請事由		事由の例	申請前の有資格者	申請者	申請種別	必要書類
合併	新設合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	A社 B社 C社	A社 B社	C社の新規申請 A・B社の取消届	<input type="checkbox"/> 新規申請に係る必要書類 ※財務諸表については、合併後、当該合併後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該合併後の組織等の決算がない場合は、当該合併前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。
	吸收合併①	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合(B社は消滅会社となる場合)	B社	A社 B社	A社の新規申請 B社の取消届	<input type="checkbox"/> 合併契約書の写し <input type="checkbox"/> 取消届に係る必要書類
	吸收合併②	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、住所・商号又は名称・希望する営業品目その他の項目に変更がある場合(B社は消滅会社となる場合)	A社 B社	A社 B社	A社の変更申請 B社の取消届	<input type="checkbox"/> 変更申請に係る必要書類 ※財務諸表については、合併後、当該合併後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該合併後の組織等の決算がない場合は、当該合併前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。 <input type="checkbox"/> 合併契約書の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 取消届に係る必要書類
分割	新設分割	無資格のD社がE社とF社に新設分割され、新設するE社にD社の一部事業が引き継がれる場合	—	E社	E社の新規申請	<input type="checkbox"/> 新規申請に係る必要書類 ※財務諸表については、分割後、当該分割後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該分割後の組織等の決算がない場合は、当該分割前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。 <input type="checkbox"/> 分割契約書の写し
	吸收分割	有資格のD社がE社とF社に分割され(D社は分割後も存続)、D社の住所・商号又は名称・希望する営業品目その他の項目に変更がある場合	D社	D社	D社の変更申請	<input type="checkbox"/> 変更申請に係る必要書類 ※財務諸表については、分割後、当該分割後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該分割後の組織等の決算がない場合は、当該分割前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。 <input type="checkbox"/> 分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
事業譲渡	事業譲渡①	無資格のG社の事業が無資格のH社に事業譲渡され、H社が新規に資格取得する場合	—	H社	H社の新規申請	<input type="checkbox"/> 新規申請に係る必要書類 ※財務諸表については、事業譲渡後、当該事業譲渡後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該事業譲渡後の組織等の決算がない場合は、当該事業譲渡前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。 <input type="checkbox"/> 事業譲渡契約書の写し
	事業譲渡②	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、G社及びH社の住所・商号又は名称・希望する営業品目その他の項目に変更がある場合	G社 H社	G社 H社	G社の変更申請 H社の変更申請	<input type="checkbox"/> 変更申請時の必要書類 ※財務諸表については、事業譲渡後、当該事業譲渡後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該事業譲渡後の組織等の決算がない場合は、当該事業譲渡前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。 <input type="checkbox"/> 事業譲渡契約書の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
個人事業主が法人化する場合(個人→法人)	有資格の個人事業主K商店が法人化し、J社となる場合(個人の代表者と法人成りした代表者が同じ場合のみ対象)	K商店	J社 K商店	J社の新規申請 K商店の取消届	<input type="checkbox"/> 新規申請に係る必要書類 <input type="checkbox"/> 取消届に係る必要書類	
法人が個人事業化する場合(法人→個人)	有資格のM社が個人事業主L商店となる場合	M社	M社 L商店	L商店の新規申請 M社の取消届	<input type="checkbox"/> 新規申請時の必要書類 <input type="checkbox"/> 取消届に係る必要書類	
その他の法人格の変動 (①公益法人⇒株式会社、②組合⇒株式会社、③公益社団法人⇒組合等)	有資格のO社の法人格が変わる際に、住所・商号又は名称・希望する営業品目その他の項目に変動がある場合	O社	O社	<法人番号が変わること> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の取消届 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わること> <input type="checkbox"/> 新規申請に係る必要書類 <法人番号が変わらない場合> <input type="checkbox"/> 変更申請に係る必要書類	

共通の申請方法

別紙8

		共通の申請方法
資格の有効期間		3年
申請の受付方式		定期申請 地方公共団体の判断により、任意に随時申請又は追加申請を併用できる
定期申請	申請の受付期間	定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日まで
	資格が付与される日	4月1日
	資格が付与される期間	4月1日から3年後の3月31日まで
随時申請	申請の受付期間	4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日 (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
	資格が付与される日	毎月15日締め※1、遅くとも翌々月1日※2 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
追加申請	申請の受付期間	毎年10月1日から10月31日まで(定期申請の受付を行う年を除く) (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
	資格が付与される日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる※3)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
申請に使用する言語		申請項目・財務諸表は日本語で記載する その他の必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付する
金額欄の記載方法		出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により 日本国通貨に換算し、記載する

※1 随時申請の受付期間を任意に拡大した場合において、現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る申請については、N+2年度1月15日まで
 ※2 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、翌年度(N+3年度)の4月1日から資格付与(定期申請以後の随時申請は、定期審査が優先され、必ずしも4月1日に資格が付与されるとは限らない)
 ※3 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、資格が付与される日を早める場合においても、翌年度(N+3年度)の4月1日以降から資格付与

参考資料

参考資料 1	検討会開催要綱.....	1
参考資料 2	検討会の概要.....	3
参考資料 3	検討会の開催等実績.....	4
参考資料 4	入札参加資格審査申請システム等による事務処理フローの例.....	5

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続について、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンストップ化を実現していくことが要請されている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討する。

3. 検討会構成員

検討会は、以下のメンバーをもって構成する。

また、調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的な検討を行うため、「項目・申請方法等検討部会」を、調達関連手続のデジタル化に関し具体的な検討を行うため、「システム検討部会」を開催するものとする。これらの部会も、以下のメンバーをもって構成する。

【メンバー】

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、柏原町、関西広域連合、
山梨県市町村総合事務組合、総務省

【オブザーバー】

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府、デジタル庁

4. 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 座長は、会務を総理する。

5. 部会長

- (1) 部会に、部会長を置く。
- (2) 部会長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 部会長は、会務を総理する。

6. 議事

- (1) 座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- (4) 部会長は、必要があると認めるときは、必要な者に部会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 検討会及び部会は非公開とする。
- (6) 資料及び議事要旨は原則公表する。ただし、公表することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、座長又は部会長が必要と認める場合については非公表とすることができます。

7. その他

- (1) 検討会及び部会の事務局は、総務省自治行政局行政課が担う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定め、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結・ワシントンオフィサー化を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、

- ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
- ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等

調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。※ まずは、「物品・役務等」の入札参加資格審査から検討。

(参考) 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、地方公共団体・経済団体の意見や総務省研究会報告書を踏まえ、地方公共団体の「物品・役務」の入札参加資格審査申請について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずることとされている。

- a 申請項目、必要書類及び申請方法(資格の有効期間、申請時期、受付期間等)に関する共通化
- b 事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組み
- c 入札参加資格審査申請の広域又は全国的な共通システム

検討会の構成

メンバー



オブザーバー



オブザーバー

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について**具体的な検討を行つため、部会を開催する。**

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等 検討部会



システム検討部会

調達関連手続のデジタル化に
関し具体的に検討



地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会の開催等実績

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

令和6年 3月28日 (第1回) 実務検討会の立ち上げ・経済団体ヒアリング
5月8日 (第2回) 共通化・デジタル化に係る検討の考え方
令和7年 3月19日 (第3回) 報告書案

項目・申請方法等 検討部会

調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に關し具體的に検討

令和6年 5月8日	(第1回)	共通の申請項目・必要書類のたたき台①
5月31日	(第2回)	共通の申請項目・必要書類のたたき台②
6月24日	(照会①)	共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会①
7月5日	(第3回)	共通の申請方法のたたき台①
7月31日	(第4回)	共通の申請方法のたたき台②
8月9日	(照会②)	共通の申請方法のたたき台に関する意見照会①
9月2日	(第5回)	共通・選択申請項目等の整理の方向性、共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会の結果
9月11日	(照会③)	共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会②
10月7日	(第6回)	共通の申請方法の案
11月6日	(第7回)	変更申請等の共通化について／(照会④)共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会③
12月18日	(第8回)	共通の申請項目・必要書類の案
12月25日	(照会⑤)	共通の申請項目・必要書類の案に関する意見照会
令和7年 1月22日	(第9回)	共通の営業品目の案
1月30日	(照会⑥)	共通の営業品目の案に関する意見照会
2月25日	(第10回)	報告書案

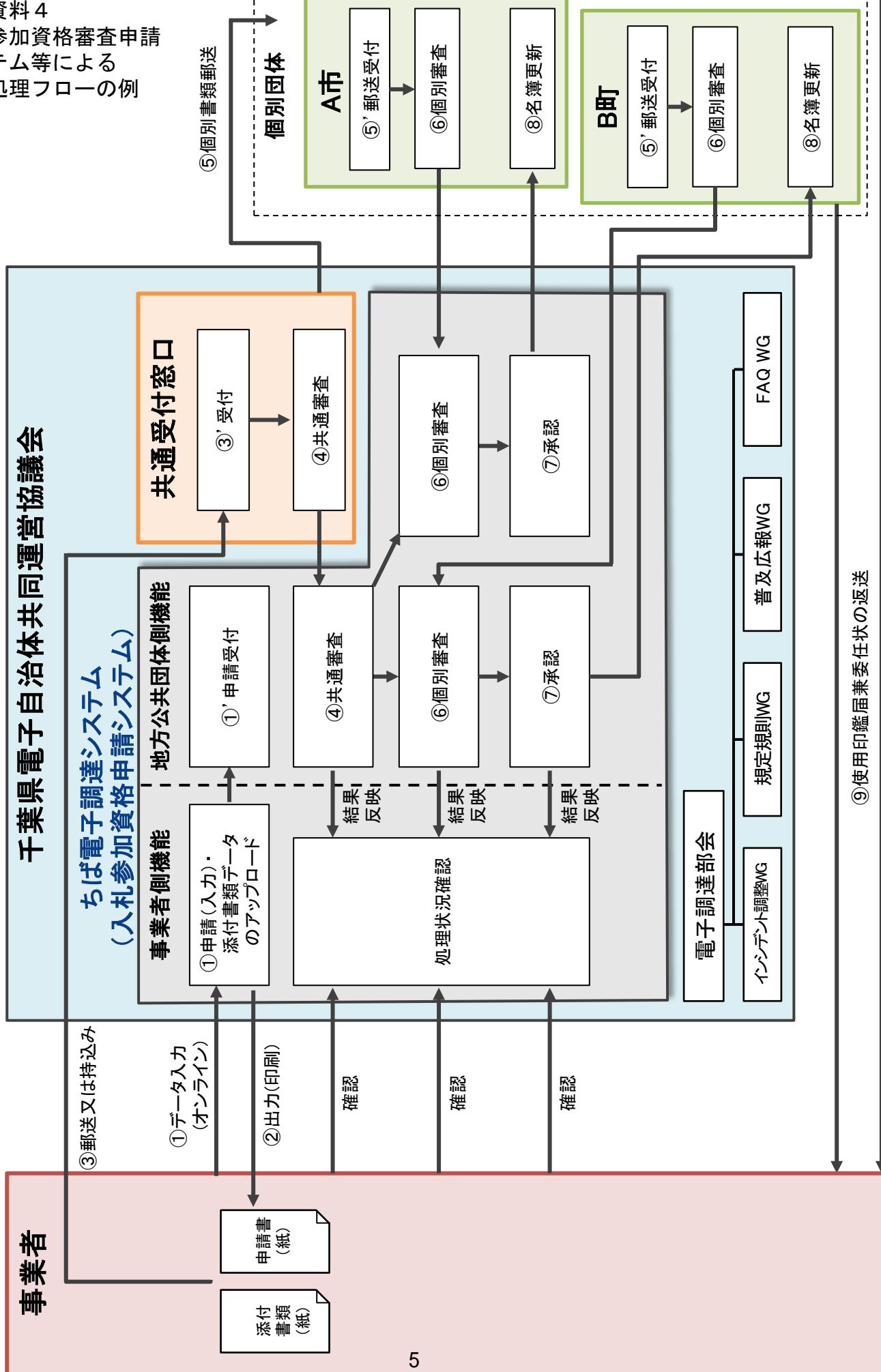
システム検討部会

調達関連手続のデジタル化に關し具體的に検討

令和6年 7月5日	(第1回)	広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴等
9月2日	(第2回)	共通システムによる事務フロー、共同受付・審査の方法
12月2日	(第3回)	広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの方向性の案
令和7年 2月25日	(第4回)	報告書案

千葉県電子自治体共同運営協議会における入札参加資格審査の事務処理フロー

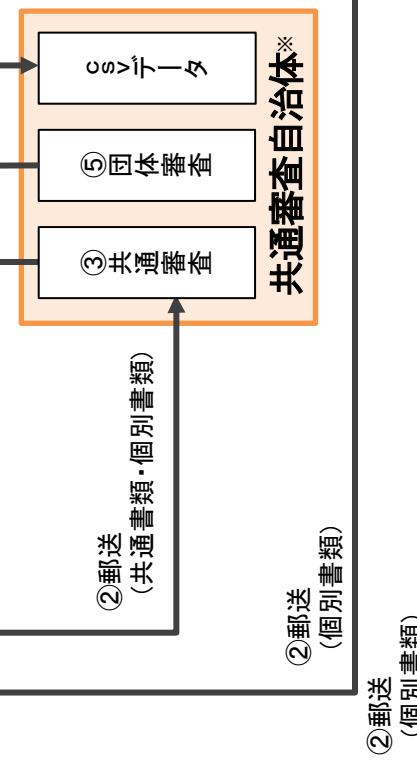
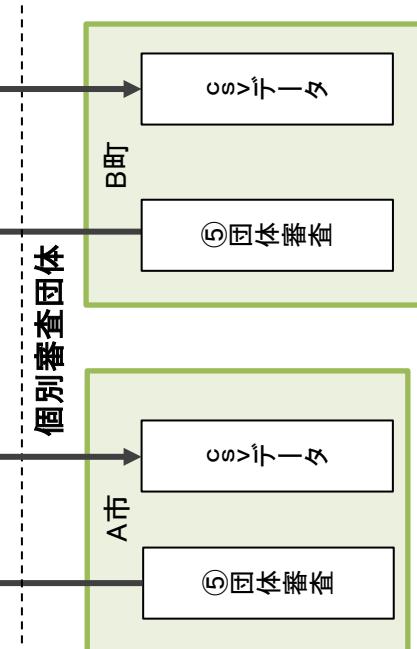
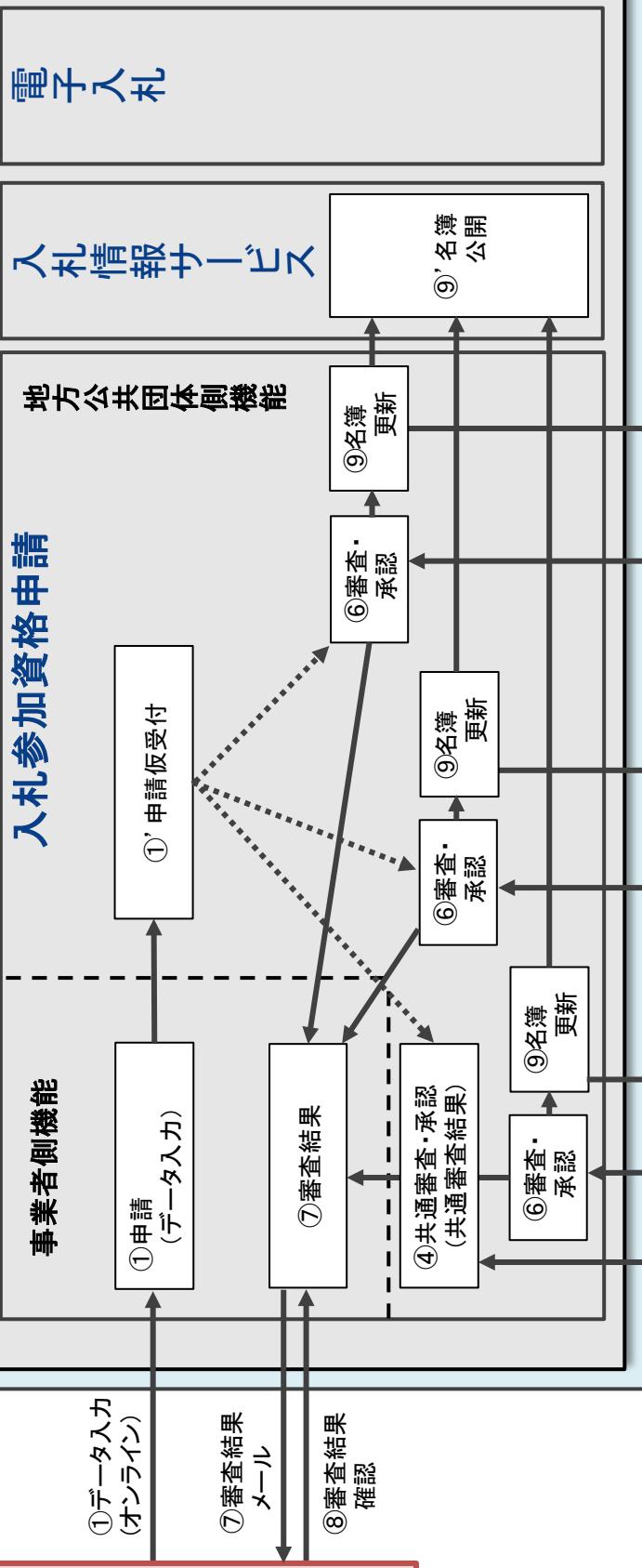
参考資料4
入札参加資格審査申請
システム等による
事務処理フローの例



あいち電子自治体推進協議会における入札参加資格審査の事務処理フロー

あいち電子自治体推進協議会

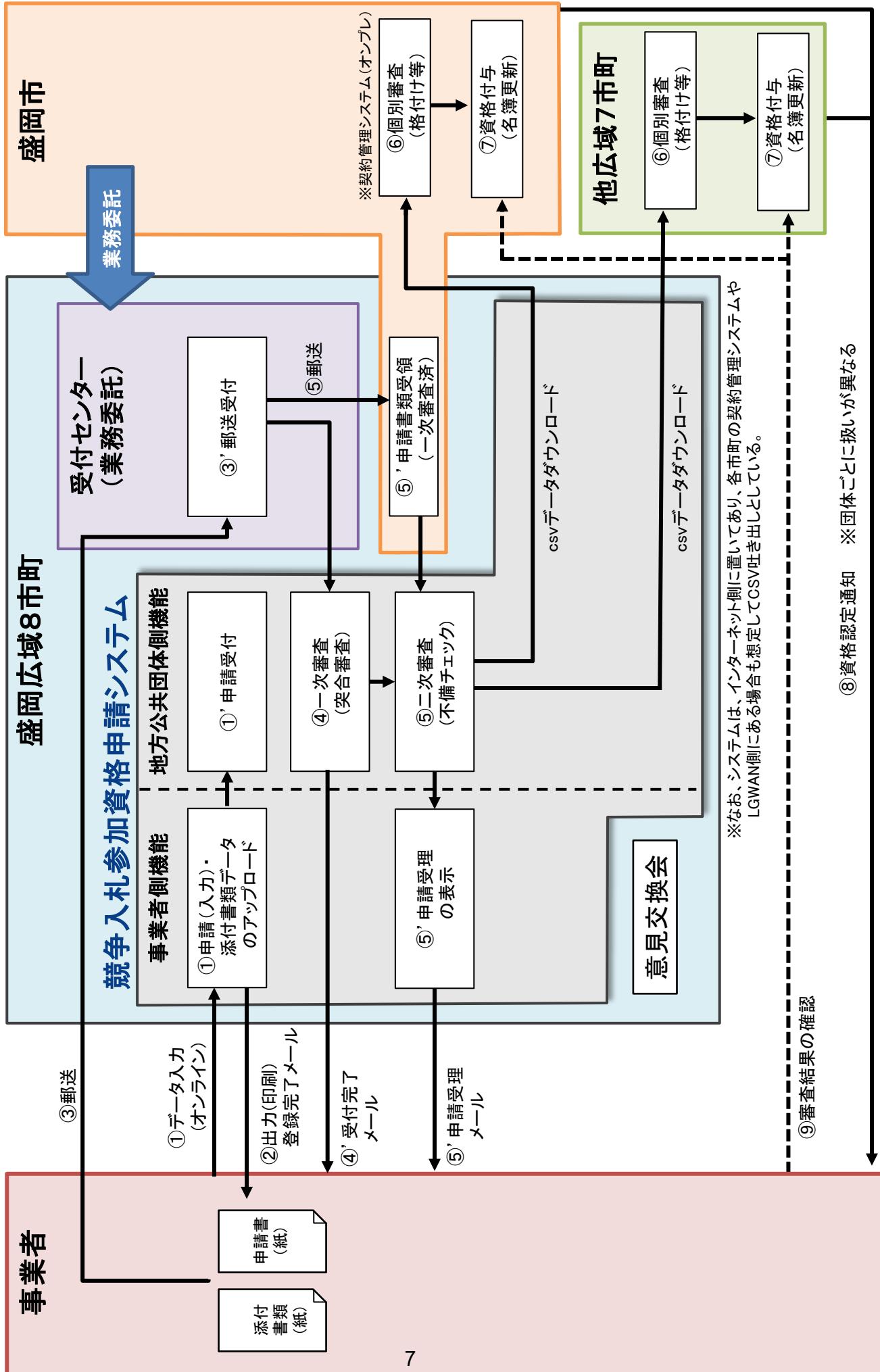
あいち電子調達共同システム(物品等)



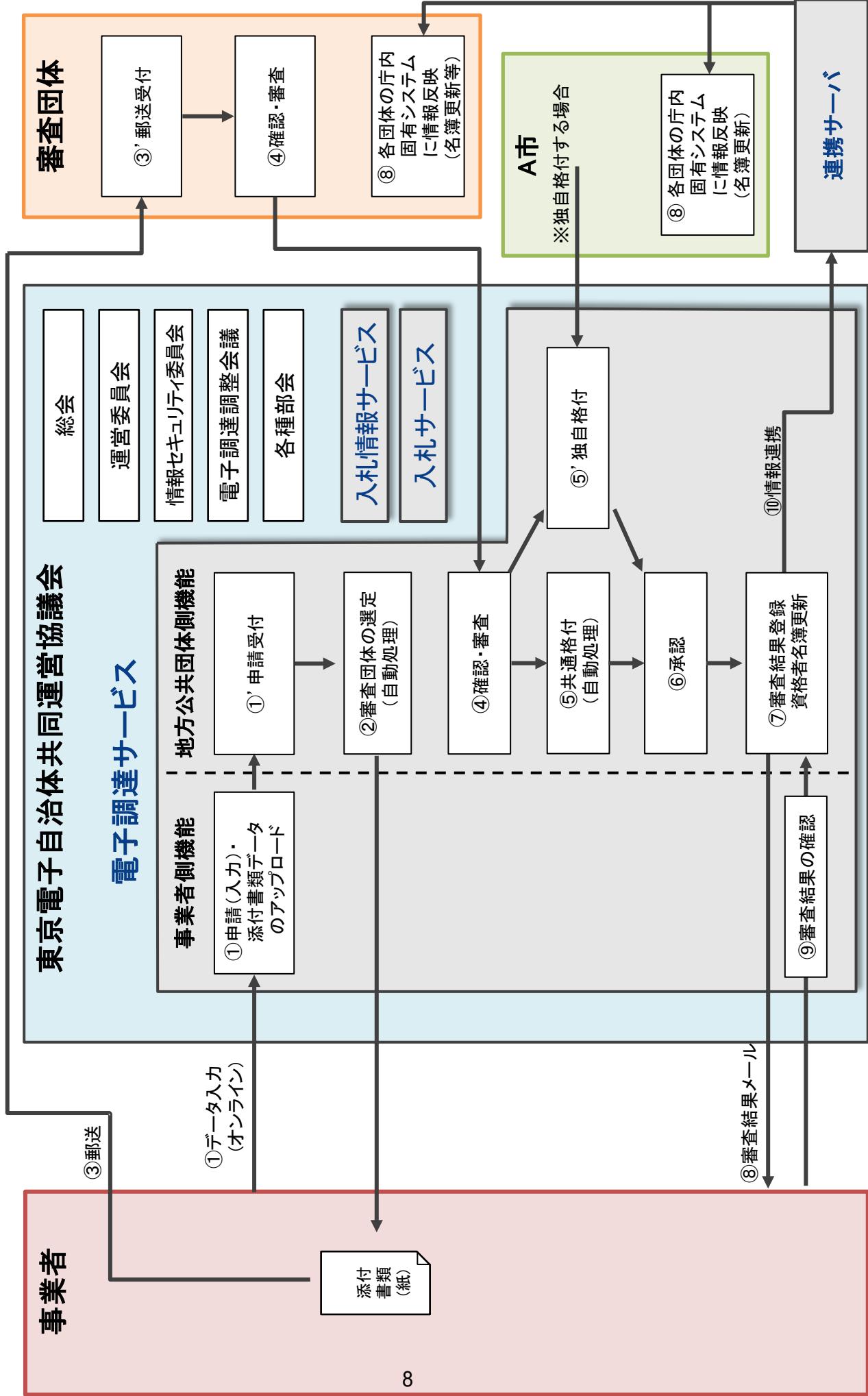
※ 共通審査自治体の決定方法

- 1 申請先の団体数が1団体 → 申請先の団体
- 2 申請先が一部事務組合のみ → 申請先が一部事務組合から選択
- 3 本店所在地の市町村を含む → 本店所在地の市町村
- 4 申請先に愛知県を含む → 愛知県1団体含む
- 5 契約営業所所在地の市町村を含む → 契約営業所所在地の市町村
- 6 その他 → 申請者が申請先団体から選択

盛岡市広域8市町における入札参加資格審査の事務処理フロー



東京電子自治体共同運営協議会における入札参加資格審査の事務処理フロー



山梨県市町村総合事務組合における入札参加資格審査の事務処理フロー

